

3 総務委員会関係

防	災	危	機	管	理	室
情	報	政	策	推	進	室
秘	書	広	報	部		
企	画	財	政	部		
総		務		部		
理		財		部		
市	民	生	活	部		
総	合	事	務	所		
出		納		室		
消		防		局		

防 災

1 防災体制の強化

本市は、斜面都市という地形上、大雨や台風などの際は、がけ崩れや浸水被害が発生しやすい都市構造をもっており、昭和 57 年の「7.23 長崎大水害」、平成 3 年の「台風 17・19 号」により大きな被害を受けた。

そこで、このような風水害や平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震などを教訓にして、災害が発生した場合の情報収集や人命救助を最優先する初動体制の確保を図るとともに、市民に対する防災情報等の伝達のため防災行政無線などを整備している。

また、地域住民が自分たちの住んでいる地域の危険箇所や避難所などを確認するとともに、災害時の避難経路などをみんなで話し合いながら作成する、地域防災マップづくりに取り組んでいる。

さらに、避難指示等の発令に関する具体的な判断基準を定め、避難情報を的確に提供することにより、地域住民の災害時における円滑な避難の確保に努めている。

一方、市民に対しては、運動会やお祭りなど定例的な地域イベントを活用した防災活動を提案するなど、効率的に防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図るとともに、地域における自主防災組織の結成促進や、活動の活性化に努めている。

(1) 防災行政無線の設置

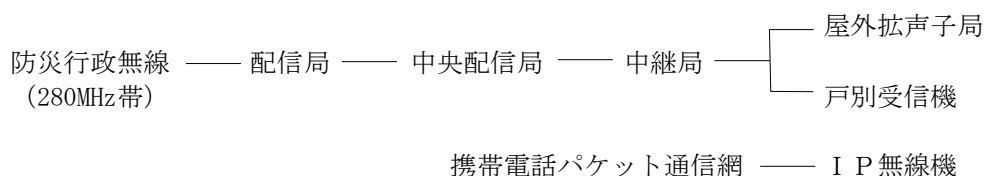
ア システムの概要

本市の防災行政無線設備については、長崎大水害後の昭和 59 年に開局し、整備が行われてきたが、電波法令等の改正により、これまでの規格では使用できなくなったことから、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて、アナログ方式からデジタル方式へ切り替える整備工事を行った。

デジタル化された設備においては、消防局及び旧行政センターに配信局を設置し、公園等に設置した屋外拡声子局のスピーカーを通して気象情報や災害時の情報及び行政広報等を放送するとともに、自治会長、消防団員、民生委員、要介護 3 以上の高齢者などに戸別受信機を貸与し、情報伝達の徹底を期している。

また、災害時における情報共有手段としては、大規模災害時には通信回線の輻輳による通信障害の発生が予想されるため、輻輳しにくい I P 無線機を災害拠点となる各総合事務所や地域センターへ配備し、情報収集、救援活動等の円滑・迅速化を図っている。

◎システムの構成



イ 経緯

昭和 59 年 4 月	防災行政無線（60MHz帯）開局
平成 17 年 1 月及び平成 18 年 1 月	市町村合併により新たに合併町分を引き継ぐ
平成 27 年 4 月	防災行政無線デジタル化（280MHz帯）整備事業開始
令和 4 年 3 月	防災行政無線デジタル化（280MHz帯）整備事業完了

(2) 自主防災組織の結成状況等

ア 自主防災組織の結成

令和5年4月1日現在、市内976自治会のうち、611自治会で自主防災組織が結成されており、結成時には、防災活動に必要となる資機材を32品目の中から地域の実情にあわせて選択していただき、現物支給している。なお、ヘルメットなどの5品目については必須としている。

番号	防災用資機材	点数
1	コーンヘッド	3
2	カラーコーン	4
3	腕章	6
4	ウォータータンク	8
5	※懐中電灯	8
6	石み	9
7	ヘッドライト	11
8	折込のこ	12
9	鎌	14
10	延長コード	14
11	※ヘルメット	16
12	スコップ	16
13	誘導用ライト	16
14	ブルーシート	17
15	ベスト	18
16	充電式ラジオ	20
17	バール	21

番号	防災用資機材	点数
18	ガストーチ	21
19	つるはし	23
20	※避難誘導用ロープ	23
21	格納ボックス	40
22	屋外作業灯	41
23	リュックサック	45
24	搬送用1輪車	62
25	脚立	69
26	ホワイトボード	93
27	救急箱セット	121
28	※拡声器	126
29	※担架	132
30	トランシーバー	137
31	災害工具セット	142
32	搬送用2輪車	158

- ・※印の防災用資機材は必須品目
- ・必須品目を含めて合計点数が600点以内になるように選択

イ 長崎市民防災リーダーの養成

地域の防災力向上を図るため、防災に関する知識、技能等を修得した長崎市民防災リーダーの養成に平成21年度から取り組んでおり、令和5年4月1日現在、1,266名を認定している。

長崎市民防災リーダーには、市の総合防災訓練や地域における防災マップづくり、夏祭りや運動会などに積極的に参加するなど、地域防災の推進役となっている。

(3) 避難所等

ア 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した居住者等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または、被災して家に戻れなくなった居住者等を一時的に滞在させるための施設で、現在、公民館や学校体育館等の公共施設を中心に、自治会公民館等の民間施設も含めて、265箇所を指定している。

このうち、大規模災害等が発生した際に行き先がない避難者が、仮設住宅等に入居するまでの中長期にわたる避難生活ができる環境・設備を備えた42箇所を、拠点避難所として選定している。

(令和5年4月1日現在)

種 類		構 造	
		鉄 筋・鉄 骨	木 造
公 共 施 設	公立の学校 市立の公民館 その他	箇所 169	箇所 4
民 間 施 設	私立の学校 自治会の公民館 私立の幼稚園 寺、教会、その他	45	47
合 計		214	51

イ 指定緊急避難場所

地震及び大火災等により、人命に大きな被害が予測される場合に、市民が一時的に避難する公園等の空地で、令和5年4月1日現在、市内に236箇所指定している。

(4) 備蓄状況

想定避難者数を昭和57年の7.23長崎大水害時の避難者数から約3,000人と想定し、災害対応を行う職員600人分と合わせて計3,600人分を2日分備蓄している。(令和5年4月1日現在)

品 目	基準数等
クラッカー・レトルト・パンの缶詰・ アルファ米(白米)・おでんの缶詰 等	21,600 食
飲料水	21,600 日
粉ミルク	680 食
液体ミルク	100 缶
毛布	12,000 枚
乳児用オムツ	1,000 枚
成人用オムツ	500 枚
生理用品	1,000 枚
排便袋	18,000 枚

(5) 防災情報システム等の運用

長崎県が独自の防災情報システムを令和5年度から更新したことから、同システムの機能等を検証し、長崎市においても同システムを活用して災害時の情報管理・共有を行うよう運用を見直した。これに伴い、市独自の防災情報システムの運用については、令和4年度をもって終了した。

また、災害情報テレホンサービスや防災情報メール配信サービスの提供、市ホームページでの避難所情報、防災行政無線情報などの公開、さらに、フェイスブックやX(旧ツイッター)、LINE、テレビのデータ放送を利用した情報発信も行っている。

(6) 緊急速報メールの導入

平成24年5月から、避難指示などの緊急性の高い情報を携帯電話(3社docomo, au, softbank)へ一斉に配信する緊急速報メールを導入している。また、令和元年11月から、楽天モバイルを加えた4社への配信が可能になった。

(7) 全国瞬時警報システム(Jアラート)の導入

国から送信される地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、防災行政無線などにより市民へ放送するためのシステム(Jアラート)を平成23年3月から導入している。なお、平成26年3月に、受信から放送までを自動で行うことが可能となる自動起動装置を導入している。

名誉市民・栄誉市民

1 名誉市民

(1) 根拠規定 長崎市名誉市民条例（昭和 24 年 12 月 26 日制定）

(2) 対象者

社会の進展又は文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で、世の尊敬を受けた市民又は本市に縁故の深い者

(3) 待遇又は特典

ア 市の公の式典への招待

イ 年金 50 万円の支給

ウ 死亡に際しては、弔詞及び弔花の贈呈

エ その他市長が必要と認めた待遇又は特典

オ 上記のほか、市議会の議決を経ての市公葬

(4) 顕彰者

氏名	選定年月日	功績概要
永井 隆	昭和 24 年 12 月 3 日	原爆被爆医学者として、原爆病と闘いながら病床より「原子病概論」「長崎の鐘」等原爆の悲惨さを訴え、また、平和の願いをこめた著書を世に送り、復興途上にあった本市市民の精神的支柱となり、全国民に愛と平和に対する認識を新たにさせた。 (S26. 5. 1 没 享年 43 歳)
カロライン・S・ペカム	昭和 32 年 7 月 12 日	円満な人格と高邁な識見をもって、40 年余にわたり本市の女子教育に尽瘁され多くの人材を養成された。また、本市の文化向上のため各種文化事業に進んで協力され、その生涯の殆んどを本市の教育文化の向上のために捧げられた。 (S57. 12. 12 没 享年 91 歳)
古屋野 宏平	昭和 43 年 12 月 21 日	原爆被災により荒廃した長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）の復興に献身的努力を重ね今日の基礎を築かれた。また、公安委員会の委員長、各種の文化団体等の要職にあり、幅広い活動を続けられ市民福祉の向上、学術文化の振興発展等に貢献された。 (S51. 1. 20 没 享年 89 歳)
田川 務	昭和 44 年 3 月 29 日	昭和 26 年から 16 年間長崎市長として、原爆で荒廃した本市の復興に献身的努力を重ね、昔日にまさる復興をなしとげた今日の躍進の基盤を築きあげるとともに、市民生活の向上発展にも大きく寄与された。 (S52. 9. 5 没 享年 79 歳)
諸谷 義武	平成 8 年 3 月 28 日	昭和 42 年から 12 年間長崎市長として、広域産業都市及び国際観光文化都市の建設に日夜尽力され、市民の福祉の向上に大きく貢献された。また、芸術文化の先駆者として本市の芸術文化の礎を築かれ、その振興発展に多大の貢献をされた。 (H14. 4. 16 没 享年 95 歳)
土山 秀夫	平成 22 年 12 月 13 日	核兵器廃絶地球市民集会実行委員会の委員長として、4 回にわたり「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」を開催するなど、被爆者と市民、NGO が主導する長崎独自の平和活動を築き上げるとともに、核兵器廃絶の取組における理論的、精神的支柱として、長崎市の平和行政に大きく貢献された。 (H29. 9. 2 没 享年 92 歳)

氏名	選定年月日	功績概要
カズオ・イシグロ	平成 30 年 3 月 15 日	昭和 57 年に、戦後間もない長崎市を舞台とした長編小説「遠い山なみの光」で本格的にデビューした後、ブッカー賞をはじめ数々の文学賞を受賞されるなど、長崎市出身の日系英国人小説家として文学分野の振興、繁栄等に尽力し、世界的な地位を確立されており、その卓絶な功績により、平成 29 年にノーベル文学賞を受賞された。

2 榮譽市民

(1) 根拠規定 長崎市榮譽市民規則（昭和 54 年 5 月 15 日制定）

(2) 対象者

本市の住民又は本市に縁故の深い者で、次のいずれかに該当すると認められるもの

ア 公共の福祉の増進又は産業、経済若しくは文化の発展その他について、その功績が特に顕著であり、市民の敬愛の的として仰がれる者

イ 都市の親善に寄与し、その功績が顕著である者

(3) 待遇又は特典

ア 市の公の式典への参列

イ その他市長が必要と認める待遇又は特典

(4) 顕彰者

氏名	顕彰年月日	功績概要
田口長治郎	昭和 54 年 5 月 16 日	水産関係団体の要職を歴任され、昭和 24 年以来 20 数年にわたり衆・参両議員として国政に参画し、本市の水産界の振興発展はもとより、原爆被災後の戦災復興や都市の近代化の推進に多大の貢献をされた。 (S54. 5. 4 没 享年 85 歳)
今村等	昭和 54 年 11 月 16 日	炭鉱労働者出身として労働運動に入り、以後その生涯を通じ一貫して地方第一線の労働運動家として活躍された。この間、日本鉱夫総連合会中央執行委員・日本労働組合同盟中央執行委員などの要職を歴任、また、長崎市議・県議を務めた後、衆議院議員として地方政治並びに国政に参画し、労働運動の先駆者として役割を果たし、労働運動の発展を通じて公共の福祉増進と地方自治・国政に多大の貢献をされた。 (S54. 11. 1 没 享年 87 歳)
江角ヤス	昭和 55 年 12 月 1 日	大正 15 年 4 月以来、54 年間人間性豊かな情操を養う女子教育の第一線で活躍され、この間、長崎・東京・鹿児島に学校法人純心女子学園を創立し、私学の振興に多大の貢献をされた。また、自らの原爆被災の体験から、日増しに高齢化し、今なお原爆の後遺症に苦しむ老人への奉仕を願って社会福祉法人純心聖母会を設立し、恵の丘長崎原爆ホームなどを建設して社会福祉の増進にも多大の貢献をされた。 (S55. 11. 30 没 享年 81 歳)

氏 名	顕 彰 年 月 日	功 績 概 要
西 岡 ハ ル	昭和 58 年 12 月 20 日	婦人代表として婦人参政権運動に尽力され、昭和 28 年 3 月、自由党初の女性参議院議員として国政に参画し、遺家族・引揚者・その他恵まれない方々への施策、売春防止法の制定、児童福祉施設などの整備促進を図られた。また、新聞社の要職を歴任され、地方文化の向上と地域の振興はもとより、原爆で荒廃した郷土の復興のために活躍され国政に多大の貢献をされた。 (S58.11.30 没 享年 77 歳)
住 田 政 之 助	昭和 60 年 4 月 8 日	昭和 26 年 4 月から連続 6 期 24 年間長崎市議会議員として、市政発展のため寄与され、国際文化都市・広域産業都市建設の推進に大きく貢献された。この間、連続 3 期 12 年間にわたり市議会議長に就任し、円満な人格と卓越した識見により、円滑な議会運営を推進され、地方自治の育成発展に顕著な功績を残されるとともに、多年にわたり社会福祉関係団体の要職にあって、社会福祉の増進にも努められた。 (S60.4.7 没 享年 84 歳)
小 林 ヒ ロ	昭和 60 年 4 月 26 日	昭和 26 年 4 月から 1 期 4 年間長崎市議会議員、その後 4 期 16 年間長崎県議会議員として、市政発展のため寄与され、特に戦後の混乱期にいち早く婦人会を結成し、多年にわたり婦人団体の要職を歴任され、豊富な経験と卓越した指導力により、婦人の地位向上に多大の貢献をされた。さらに、原水爆禁止運動にも積極的に取り組み、今日の平和推進運動の基盤確立に尽力された。 (S60.4.24 没 享年 87 歳)
調 来 助	平成元年 4 月 27 日	昭和 17 年長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）教授に迎えられ、昭和 20 年 8 月 9 日の原爆による壊滅的状况の中で、被爆者の援護・治療にあたられ、その後も被爆者の検診を行うなど医療や研究に取り組みされた。原爆症の調査・研究を通じて被爆者行政の推進に尽くされた。 (H元.4.15 没 享年 89 歳)
さ だ ま さ し	平成 16 年 4 月 13 日	昭和 47 年のデビュー以来、長崎にちなんだ曲を数多く作り、芸能活動をとおして本市の紹介に努められ、昭和 62 年から平成 18 年まで毎年 8 月 6 日に、平和コンサートを無料で開催された。また、平成 10 年に「長崎ブリックホール」の名誉館長に就任、さらに、平成 15 年には「ながさきピースミュージアム」を開館され世界へ平和を発信されるとともに、長崎を題材にした本人原作の小説を映画化し、全国に長崎をアピールされるなど、文化、産業、経済の振興発展に多大の貢献をされた。
松 田 晴 一	平成 19 年 12 月 27 日	長崎市観光協会（現一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会）や長崎伝統芸能振興会の会長、長崎商工会議所会頭などを多年にわたり務められ、本市の観光・文化・経済の発展に多大な功績を残された。また、長崎県観光連盟会長も歴任されるなど、本市だけでなく長崎県の発展にも貢献された。 (H19.11.18 没 享年 85 歳)

氏 名	顕 彰 年 月 日	功 績 概 要
西 岡 武 夫	平成 24 年 1 月 10 日	昭和 38 年 11 月から衆議院議員を 11 期、参議院議員を 2 期務められ、その間本市出身者として初の参議院議長に就任されたほか、文部大臣などの要職を歴任され、国政の中核にあって我が国の発展に尽力された。また、地域の実情にも精通され、原爆被爆者援護の充実、教育施設や新幹線をはじめとした社会資本の整備などの各分野において、多大の貢献をされた。 (H23. 11. 5 没 享年 75 歳)
谷 口 稜 暉	平成 29 年 10 月 25 日	被爆者運動に立ち上げから加わり、長年にわたり被爆者の援護の充実、被爆の実相の継承、核兵器廃絶のための活動に尽力され、国内外の平和推進に大きく貢献された。特に平成 22 年のニューヨーク国連本部での N P T 再検討会議では、焼けただけた自らの「赤い背中」の写真を掲げて核兵器廃絶を世界に向けて強く訴えられるなど、平成 29 年 7 月の核兵器禁止条約の成立に大きく寄与された。 (H29. 8. 30 没 享年 88 歳)
越 中 哲 也	令和 3 年 11 月 25 日	長年にわたり長崎の歴史・文化の調査・研究に取り組み、長崎学の振興・発展に大きく寄与された。また、長崎市史編さん検討委員会委員及び長崎市史刊行委員会委員として、本市の先史・古代から現代までの通史の編纂について助言や調査を行うとともに、自ら執筆するなどし、「新長崎市史」の刊行に尽力、貢献された。さらに、昭和 43 年から約 40 年間、長崎市文化財審議会委員として、平成 6 年から約 22 年間、長崎市出島史跡整備審議会委員として、本市の文化財保護行政推進に大きく貢献された。 (R 3. 9. 25 没 享年 99 歳)
山 口 仙 二	令和 4 年 7 月 19 日	財団法人長崎原爆被災者協議会や日本原水爆被害者団体協議会の結成・設立に尽力し、当該団体の会長等として、長年にわたり被爆者の援護活動に尽力されるとともに、昭和 57 年の国連軍縮特別総会では、被爆者として初めて演説し「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャ」と呼びかけを行うなど、核兵器の廃絶を訴える活動を続けられた。また、長崎市原子爆弾被災資料協議会委員、平和宣言文起草委員会委員及び長崎市原爆死没者追悼平和祈念館建設問題検討委員会委員として、長年にわたり本市の平和・被爆者援護行政に大きく貢献された。 (H25. 7. 6 没 享年 82 歳)

広 報 ・ 広 聴

郷土「長崎」や市政全般にわたる情報を市民に周知するとともに、市政に対する市民の意見等を広く聴き、市民のニーズの把握と行政情報の発信を双方向でつなぎ、市民の声を行政運営に活かしながら、情報発信を一体的に行う。

1 広 報

(1) 印刷刊行物による広報

名 称	型 式	部数・発行日等	配 布 方 法
広報ながさき 創刊S 26. 1. 10 (市政展望) 改称S 42. 10. 1	A4判 32ページ	約 151,000 部 毎月 1 日発行	自治会・配布グループを通じて各世帯へ配布。 本館案内所、地域センター、郵便局などにも設置。
暮らしガイド 創刊R 4. 4 (ながさき市民便利手帳) 改称S 63. 3 (NAGASAKIガイドBOOK) 改称H 10 (生活便利ブック) 改称R 4. 4 (暮らしガイド)	A4判 12ページ	約 15,000 部 (最新版：令和 5 年 4 月)	市役所の窓口や手続きなど行政情報をまとめた冊子を転入者に配布するとともに、希望する市民に対し地域センターなどで配布。

(2) テレビ・ラジオ放送による広報

番組名	放送局	放送日	時間	内 容
テ レ ビ	NBC	毎週日曜日	11:40~11:45	主に市政ニュース 市からのお知らせ
			11:45~11:50	
			17:55~18:00	
	長崎ケーブル メディア	毎週月曜日	17:50~18:00 うち5分	
			19:50~20:00 うち5分 21:50~22:00 うち5分 23:50~24:00 うち5分	
データ放送	NBC	毎日	24時間	市からのお知らせ・防災情報
ケーブルワイド 「なんでんカフェ」 (市トクながさき)	長崎ケーブル メディア	金曜日 (月3回程度)	17:00~ (生放送) 約15分 19:00~ (再放送) 約15分 21:00~ (再放送) 約15分 23:00~ (再放送) 約15分	市政についての詳しいお知らせ (ゲストコーナー)
ラ ジ オ	NBC	毎週土曜日	10:25~10:30	市からのお知らせ
	FM長崎	毎週月曜日	9:05~9:10	

(3) 日刊紙による広報

- ・長崎市役所だより……水曜日と土曜日の長崎新聞に、随時、市からのお知らせを掲載。

(4) インターネットによる広報

市政の動き、観光案内、平和・原爆、国際情報など、市のさまざまな情報を発信している。

また、X（旧：ツイッター）、フェイスブック、インスタグラム、ラインによる情報発信を行っている。

(5) その他の広報

- ・市政と暮らしの出前講座

市政と暮らしに関する 76 のテーマについて、市職員が出向いて、分かりやすく説明する講座を開催している。

対象者：市内に居住または通勤・通学する原則 15 人以上のグループ

講演料：無料

開催場所：市内（主催者が指定する場所）

開催回数：令和 4 年度 220 回

(6) 市政記者を通じての広報

ア 市政記者クラブ加盟社（13 社）

長崎新聞、西日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、共同通信、時事通信、NHK、NBC、KTN、NCC、NIB

イ 記者会見

市議会定例会に提案する議案の説明など、原則、月に 1 回の市長記者会見を行っている。なお、平成 22 年 4 月からインターネットによる動画配信を行っている。

ウ 記者発表

市政記者室において、各所管により市政記者に対し、行事・事業等について随時発表を行っている。


エ 資料提供（投げ込み）

市政に関する事業や行事等について、広報広聴課を通じて資料提供を行っている。

(7) 重点的広報テーマに基づく広報

広報戦略で設定した 2 つのテーマに基づき組織を横断した広報に取り組んでいる。

ア 暮らしプロモーション

市民の暮らしを便利で豊かにする情報をお届けする「（まるとく）長崎」を実施し、スマー

トフォンに直接情報を届けられることができるラインを主とした発信を行っている。

イ シティプロモーション

長崎のまちが 100 年に一度ともいわれる進化の時期を迎えていることから、まちづくりのプロモーションとして「長崎MIRAISM」を実施している。

2 広 聴

(1) 市政への提案

市民等の市政に対する意見や提案を受け、市政運営に役立てる。

また、提案等とそれに対する市の考え方や対応を公表する。平成 14 年度から実施。

・令和 4 年度提案件数 606 件

(2) 陳 情

各種団体等からの陳情に対応している。

・令和 4 年度陳情件数 16 件

(3) 市政モニター

市民のニーズや意見等をアンケートによって聴取し、市政の参考にする。昭和 43 年度から実施。

平成 24 年度からは、アンケートにインターネットを利用できる環境を整えている。

・令和 4 年度モニター数 276 名

(4) パブリック・コメント制度

市の重要な計画等を策定する場合、素案の段階で広く市民に公開して意見等を募集し、寄せられた意見を参考にしながら計画等を決定する。

併せて、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する。平成 15 年度から実施。

・令和 4 年度実施件数 9 件

(5) 市民との対話行事

市長が地域に出向き、市民から地域の現状や市政運営に対する意見、提案等を直接聴き、「対話」を通じて本市の現状について相互に理解を深め、市政に反映させている。

・令和 4 年度開催件数 9 回

3 コールセンター

長崎市コールセンター「あじさいコール」を平成 22 年 10 月 1 日に開設。

市民から寄せられる市政に関するさまざまな問い合わせを、電話・ファクス・インターネットなどで一元的に受け付け、迅速かつ的確に情報を提供する。

併せて、市の代表電話番号を統合し、コールセンターで電話交換業務も行っている。

・電話番号：095-822-8888

・受付時間：午前 8 時から午後 8 時まで／年中無休

・令和 4 年度総応答呼数 227,878 件 (1 日平均 624 件)

国際化推進

長崎市は、1571年のポルトガル船入港以来、古くから海外と交流をしてきた国際性豊かなまちである。

近年は、ボーダーレス化、グローバル化の流れが進む中で、あらゆる面で世界の国々と相互依存関係が深まってきていることから、本市では外国人と共に暮らすまちづくり、そして諸外国との交流を通じて住民の国際化や地域の活性化を図る事業展開に取り組んでいる。

1 令和4年度主要国際化推進施策

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

国際性を豊かにします

国際交流・国際理解の機会の充実を図ります

- 1 国際交流推進事業
市民、特に次世代を担う青少年が異文化理解を深め、自主的・主体的な国際交流を推進するため、国際理解講座や国際交流イベントを実施
- 2 子どもゆめ体験事業
現地の人々との交流を通じて、「個性輝く世界都市」としての人的ネットワークを拡大するとともに、国際性を持つ人材の育成を図ることを目的に、次世代を担う長崎の子どもたちを海外（姉妹都市・市民友好都市）に派遣する事業を実施
- 3 国際交流員招致事業
長崎市の国際化を推進するため、国際交流員を任用し、語学力や出身国についての知識や情報を活かして長崎市の対外的な業務を実施

外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます

- 1 多文化共生推進事業
外国人の生活利便性を向上させるため、4ヶ国語による行政、イベント等の情報提供、法務相談、長崎市国際ボランティアによる活動等を実施

留学先としての質の向上を図り、魅力を高めます

- 1 留学生支援・連携事業
長崎への留学生を増加させるため、「長崎留学生支援センター」の活動を中心に、留学生の各種支援策を実施

2 姉妹・友好都市

我が国で初めての姉妹都市提携をアメリカ・セントポール市で行ったことにはじまり、現在 6 都市と姉妹・友好都市関係にある。

都市名	特 色	提携理由
セントポール市 (アメリカ・ミネソタ州都)	面積 145 k m ² 人口 約 30 万人 提携 昭和 30(1955)年 12 月 7 日 特色 農産物の一大集散地。アメリカ北西部の交通要所	ニューヨークの日本国連協会代表が、原爆被災から復興し平和都市への道を歩んでいた長崎市とセントポール市の提携を斡旋。その後国連事務局が両市に勧誘状を出した。日米初の姉妹都市提携。
サントス市 (ブラジル・サンパウロ州)	面積 271 k m ² 人口 約 43 万人 提携 昭和 47(1972)年 7 月 6 日 特色 明治 41 年、わが国最初の移住者 781 名が上陸。貿易港・観光都市	長崎と同時期に、ポルトガル船の来航により貿易港として開かれた。我が国第一回ブラジル移住者 781 名が上陸した港町。本県出身の移住者やサンパウロ州議員からの申し入れにより姉妹都市提携が行われた。
ポルト市 (ポルトガル・ポルト県都)	面積 41.5 k m ² 人口 約 23.2 万人 提携 昭和 53(1978)年 5 月 26 日 特色 ポルトガル北部で、商工業の中心地・港湾都市	16 世紀から 17 世紀にかけて長崎に入港したポルトガル船の母港。駐長崎ポルトガル名誉領事を介して、意向打診を行い提携。
福州市 (中国・福建省都)	面積 11,968 k m ² 人口 約 844.8 万人 提携 昭和 55(1980)年 10 月 20 日 特色 福建省の貿易の拠点	多くの長崎華僑の出身地で歴史的なつながりがある。中日友好の船「明華号」の長崎訪問の折に、中日友好協会会長に要望書を提出。
ヴォスロール村 (フランス・カルバドス県)	面積 7.6 k m ² 人口 約 350 人 提携 昭和 53(1978)年 5 月 28 日 (旧外海町と提携) 特色 主要産業は農業・酪農	外海地区の人々を救済するため私財を投げ打って社会福祉事業に貢献したマルコ・マリ・ド・ロ神父の出身地。ド・ロ神父の研究者がヴォスロール村を訪問した際に提携を打診。平成 17 年 1 月の市町村合併に伴い、長崎市へ提携を引き継ぐ。
ライデン市 (オランダ・南ホラント州)	面積 23.3 k m ² 人口 約 12.7 万人 提携 平成 29 (2017) 年 11 月 24 日 (市民友好都市提携：平成 25 (2013) 年 2 月 4 日) 特色 周辺自治体のための商業・貿易センターとして重要な機能を持つ。出島の商館医シーボルトが日本を離れた後、1830 年から 1847 年まで日本学研究を行ったまち。	日本における西洋医学の基礎を築くとともに、日本の近代化に大きく寄与したシーボルトにかかる歴史的なつながりがあり、シーボルトハウスや国立民族学博物館などで今でも多数のシーボルト・コレクションが所蔵・展示されている。 1998 年から長崎大学とライデン大学との間で交換留学生を相互派遣し、市民レベルでの人的交流も行われていることから、平成 25 年 2 月から市民友好都市提携を締結。 シーボルトをゆかりとした歴史的な結び付き、市民間の交流の状況等を勘案し、同市との友好及び交流関係を更に深めるため姉妹都市締結。

3 市民友好都市

姉妹都市提携の形式にとらわれず、自由、気軽に付き合い、市民や民間交流団体が主体となって実質的な交流を行うことを支援する。

都市名	特 色	提携理由
アバディーン市 (英国・スコットランド)	面積 188.46 k m ² 人口 約 23 万人 提携 平成 22 (2010) 年 7 月 12 日 特色 スコットランド第 3 の都市、北海油田発掘の基地	日本の近代化に多大な貢献をしたトーマス・グラバーにかかる歴史的なつながりがあり、両市のロータリークラブが 1996 年からグラバー奨学生の相互派遣を行うなど、市民が主体となった実質的な交流が行われていることから、長崎市から提携を提案。
中山市 (中国・広東省)	面積 1,800 k m ² 人口 約 443 万人 提携 平成 23 (2011) 年 9 月 30 日 特色 1985 年、珠江デルタ沿海開放区に指定。家電、電子部品、自動車部品などの生産基地	辛亥革命の指導者である孫文は、中華人民共和国・中山市の出身であり、また、孫文を物心共に支援した梅屋庄吉は、長崎市の出身であることから、その歴史的な友情を顕彰し、市民や民間レベルでの交流を促進するため、提携を行った。
ヴェルツブルク市 (ドイツ・バイエルン州)	面積 87.63 k m ² 人口 約 13 万人 提携 平成 25 (2013) 年 4 月 17 日 特色 ドイツ観光街道の代表であるロマンティック街道の起点として、またフランケン・ワインの集積地として知られる。	シーボルトの生誕地であり、日本から持ち帰った資料が数多く保管・展示されている。シーボルトの出身大学であるヴェルツブルク大学と長崎大学との間で、交換留学生の相互派遣が行われており、市民レベルでの人的交流も行われていることから長崎市から提携を提案。

総 合 計 画

長崎市では、令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）*までを計画期間とした「長崎市第五次総合計画」を策定し、めざす都市像やその実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す基本構想と同構想において定めたまちづくりの方針などを達成するための各種の施策体系を示す基本計画を定め、まちづくりに取り組んでいる。

基本構想では、将来の都市像を「個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市」と掲げ、長崎にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界のナガサキ」としてキラリと光る存在感のあるまち、だれもがライフステージに応じて豊かでいきいきと暮らせるまちをめざしていくこととしている。

また、都市像を実現するにあたってのまちづくりの基本姿勢を「つながりと創造で新しい長崎へ」と掲げ、市民、企業、行政などがお互いにつながり、力を合わせて、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくという姿勢でまちづくりを進めていくこととしている。

基本計画については、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、5 年ごとに改定することとし、令和 4 年度（2022 年度）から令和 7 年度（2025 年度）*までを計画期間とする前期基本計画を策定している。

なお、長崎市第五次総合計画の策定にあたっては、「市民と行政が共有し、ともに取り組む計画」という位置づけのもと、策定過程における市民参画の拡充を図るとともに、基本構想そのものを「長崎市総合計画審議会」委員と行政が双方向で提案し、協力してつくりあげるという手法を用いている。

※ 新型コロナウイルス感染症による影響を総合的に勘案し、第五次総合計画の開始時期を 1 年間延期したが、目標年次を 2030 年とする SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みを一体的に推進していくため、終期は変更せず、計画期間を前期基本計画 4 年間、後期基本計画 5 年間、計 9 年間の計画とした。

1 長崎市基本構想（令和 3 年 3 月 9 日 議決）

(1) 基本構想策定の趣旨

令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とし、人口動態や産業構造の変化など、これから予想される様々な社会経済の変動を勘案することはもとより、市民一人ひとりの幸福を実現するため、Society5.0 の実現や SDGs の達成に向けた視点を導入するなど新しい時代の流れを捉えたうえで、市民等が共有する「めざす都市像」と「めざす 2030 年の姿」を掲げるとともに、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す。

(2) めざす都市像とまちづくりの基本姿勢

ア めざす都市像

個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市

イ まちづくりの基本姿勢

つながりと創造で新しい長崎へ

(3) めざす 2030 年の姿

- ア みんなでつながって、暮らしやすさをつくり続けています
- イ 産業がもたらす活力と技術の進歩を取り入れ、生活の質が高まっています
- ウ 交流の歴史に培われた多様な魅力で人を惹きつけています
- エ 平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献しています

(4) めざす 2030 年の姿に近づくためのまちづくりの方針

- まちづくりの方針A：私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします
- まちづくりの方針B：私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします
- まちづくりの方針C：私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします
- まちづくりの方針D：私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします
- まちづくりの方針E：私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします
- まちづくりの方針F：私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします
- まちづくりの方針G：私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします
- まちづくりの方針H：私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

長 崎 創 生

1 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

長崎市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて策定した、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とする「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、人口減少の克服と地域活力の向上に向けて、目標や施策の基本的方向などを定めている。

現在の長崎市は、若い世代の転入者数の減少を主な要因とする転出超過の拡大及び若い世代の減少に伴う出生数の減少により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあることから、第2期総合戦略においては、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」の実現に向けた施策の重点化を図るとともに、人口の減り方を抑制する施策や人口が減っても暮らしやすいまちの実現に向けた施策、また、定住人口減少による消費縮小を補うため、交流人口を拡大する施策に取り組むこととしている。

人口減少克服・地方創生に確実ににつなげていくため、産学官金労言士の各団体や市民が当事者意識をもって、様々な知恵や新たな発想を積極的に取り入れながら、施策や事業を戦略的かつ横断的に展開していくとともに、スピード感と柔軟性を持って、総合戦略を着実に推進し、「まち・ひと・しごと」創生の好循環を実現することとしている。

(1) 目標

ア 基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる

(ア) 魅力ある仕事をつくる

新たな産業の創出・育成に係る取組みへの支援や地域の発展に寄与する企業誘致を推進することで、働く場を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発などによる働きやすい職場環境づくりの推進と地元企業の情報発信強化、採用活動の支援などによる雇用の強化を図り、多様な人材の確保に取り組む。

(イ) 新しい仕事へのチャレンジを応援する

関係機関と連携した創業・スタートアップの希望者や販路開拓に取り組む事業者への支援、農林水産業における多様な人材の育成と生産性向上を支援する。

(ウ) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める

若い世代に対して、魅力的な「学びの場」、「楽しむことができる場」、「チャレンジできる場」、「住まいを始めとした暮らしの場」を提供し、その魅力を広く発信する。

(エ) 移住を促進する

長崎市への移住を促進するため、長崎で暮らす魅力を発信し、移住希望者一人ひとりに対してきめ細やかな支援を行う。

(オ) 関係人口を創出・拡大する

地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、継続的に多様な形で長崎を応援してくれる「関係人口」の創出・拡大に取り組む。

イ 基本目標 2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる

(ア) 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる

結婚や出産を望む市民の希望を実現するため、婚活交流会や企業間交流事業による独身者に対する出会いの機会の提供や結婚に対する意識の醸成に取り組むとともに、保健師等による妊産婦への相談や保健指導等により、妊娠・出産への支援を行う。

(イ) 子育ての環境を充実する

情報の収集・発信、相談体制の充実や子育ての負担軽減、子どもの育ちへの支援など、これまでの子ども・子育て支援に加え、地域や商店街など、まち全体で子どもや子育てを応援してもらうことで、長崎市がさらに「子育てしやすいまち」となることを実現するため、引き続き子育て環境の充実に取り組む。

(ウ) 学校における教育環境を充実する

児童生徒の確かな学びを支える教育環境をつくる。

ウ 基本目標 3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる

(ア) 地域力でまちづくりを進める

自治会をはじめとする地域の各種団体の活性化とその団体の連携を促進するとともに、活動の核となる拠点整備及び人材育成を推進する。また、総合事務所、地域センター、本庁が連携をとりながら、住民が自分たちの地域に必要なことを自分たちで決めて実行する地域自治の支援を行う。

(イ) コンパクトで暮らしやすいまちをつくる

今後、人口減少が進む中においても、高次な都市機能の維持・集積により中心市街地を活性化し、地区ごとの人口規模に見合った公共施設等の規模の見直しや適正配置を行い、コンパクトで暮らしやすいまちをつくる。

(ウ) 地域をネットワークでつなぐ

人口減少の中であっても中心部と周辺部が道路や公共交通・情報などのネットワークでつながり、どこに住んでも暮らしやすいまちを目指す。

エ 特定目標 交流の産業化

(ア) 顧客創造プロジェクト

効果的・効率的な情報発信とプロモーションを行いながら、外国人観光客やビジネス客などに、長崎市を選んでもらうとともに、訪れていただくエリアの拡大を図る。

(イ) 価値創造プロジェクト

長崎を訪れる訪問客の満足度の向上を図るため、資源の磨き上げを行うとともに、「ひと(人材)」を育成・確保しながら、上質な独自の「しごと(サービス)」を提供する。

(ウ) 交流を支える都市の基盤整備

都市基盤の整備や都市の魅力向上により、交流人口の受入れ環境の強化を図る。

(エ) 交流の産業化を進める体制づくり

長崎市版DMOにより国内外の観光誘客及びMICE誘致・受入の強化を図るとともに、観光振興策の新たな財源として、宿泊税の導入に向けた検討を進め、長崎創生に向けた体制づくりを推進する。

2 長崎創生プロジェクト事業認定制度

まちづくりの様々な担い手が人口減少の克服、長崎創生に取り組むための機運の醸成及び自主的・主体的な取組みの促進を図るため、第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標及び特定目標に適合した事業者等の取組みを認定する。

3 長崎〇〇LOVERS プロジェクト

長崎市民の愛する声を集めて、長崎の日常の魅力を発信する「長崎 LOVERS プロジェクト」の取組みを推進し、市民の「シビックプライド」を高めるとともに、新しい長崎ファンをつくって長崎市への新たな来訪者を増やし、ひいては、滞在期間の延長などによる消費拡大に向けた取組みを進める。

4 「ながさきで婚活」応援事業

結婚を望む市民の希望を実現するため、結婚に関する意識の啓発や出会いの機会の提供に取り組む。

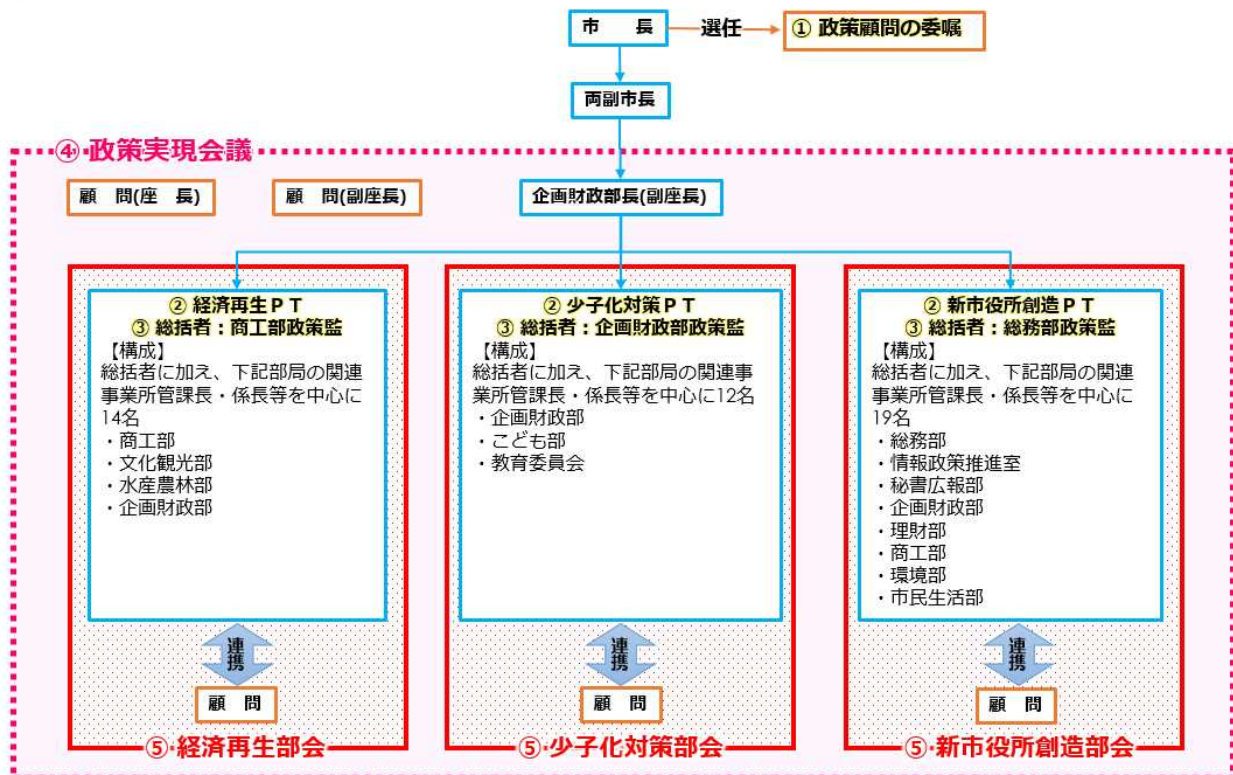
重点プロジェクト及び政策実現会議

人口減少対策にあたっては、これまでのまちづくりにより生まれた「新たなまちの基盤」をしっかりと活用するとともに、限られた財源・人的資源を有効に活用するため、これまで以上に施策の重点化を図り、強力に推進する体制が必要である。

このため、令和5年度から8年度までの4年間は、人口減少対策の中でも特に経済再生と少子化対策の2つの重点分野を車の両輪と捉え、新たに「経済再生プロジェクト」と「少子化対策プロジェクト」を始動するとともに、限られた財源や人的資源の中において、この2つのプロジェクトを強力に推進していくため、「新市役所創造プロジェクト」を始動する。

また、この3つのプロジェクトをはじめとする新たな政策の推進体制として、高度な専門性を持った外部人材を政策顧問として登用するとともに、政策顧問と企画財政部長以下の市役所メンバーで構成される政策実現会議を設置し、このもとで3つのプロジェクトについては部局横断型のプロジェクトチームを設置して取組みを進める。

令和5年8月1日付で①政策顧問の委嘱、②プロジェクトチームの設置、③担当政策監の人事、④政策実現会議の設置を行うとともに、8月18日に第1回政策実現会議を開催し、⑤の3つの部会を設置した。



移 住 支 援

第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、社会減対策として「経済を強くし、新しいひとの流れをつくる」という目標を掲げ、魅力ある仕事づくりや移住の促進などの施策を展開している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、全国的に地方移住の関心が高まっており、また、テレワークを経験し、柔軟で多様な働き方が大企業を中心に広まっている。

この機を捉えて、さらなる移住者を獲得するため、これまでの移住支援を拡充するとともに、将来的な移住者となりうる関係人口の創出・拡大へ向けてワーケーションの推進などに取り組む。

1 移住支援の推進

(1) 移住希望者の相談対応

ア 「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営

移住に関するワンストップ窓口である「ながさき移住ウェルカムプラザ」を運営し、移住希望者の移住の実現に向けてきめ細やかな対応を行っている。

イ 移住希望者からの「すまい」「しごと」「暮らし」等の相談対応、情報提供

ウ 東京都や福岡市、大阪市など都市部での移住相談会及びオンライン移住相談会への参加、相談対応

エ お盆、年末年始の帰省者等をターゲットとした移住相談会の実施

(2) すまいのサポート

ア 市内物件情報の提供や地域の案内、空き家・空き地情報バンク制度の登録物件の現地案内

(3) しごとのサポート

ア 無料職業紹介所の機能を活かした就職相談員による移住希望者と仕事のマッチング

イ ハローワーク等の求人情報の案内

ウ 企業訪問を通じた求人情報の収集

エ ながさき移住サポートセンターやその他関係機関との連携による仕事のマッチング情報の交換

(4) 子育てのサポート

ア 保育所の空き情報や各地域の学校情報の提供

(5) 移住者への経済的なサポート

ア 長崎市移住支援補助金

東京23区の在住・在勤者であった者が、本市へ移住し、就業や創業、テレワークを行うなど必要な要件を満たした場合に補助金を交付し、18歳未満の世帯員を帯同する場合は補助金を加算することで、東京圏からの移住を促進する。

イ 長崎市子育て世帯ウェルカム補助金

中学生以下の世帯員がいる子育て世帯の者が、長崎県外から本市へ移住し、就業や創業、テレワークを行うなど必要な要件を満たした場合に補助金を交付し、働く子育て世帯の移住を促進する。

(6) 関係人口の創出・拡大

将来的な移住者の裾野を拡大するため、都市部の企業を対象としたワーケーション事前視察の受け入れ、ワーケーションを行う個人モニターの募集、ながさきお試し暮らし応援事業などの取組みを行う。

大 学 連 携

1 游学（ゆうがく）のまち長崎

長崎はかつて高い志を持つ多くの人々が集い、学んできた游学のまちであり、再び長崎のまち全体が貴重な学びの場となるような游学の地として個性と魅力を高め、若者をはじめ多くの人々が交流するまちとなるために具体的な取組みを進めている。

(1) 「游学のまち長崎」推進協議会

長崎のまち全体がさらに貴重な学びの場となるための取組みを展開するにあたり、長崎地域の大学・短期大学との連携・協議の場として、市長と各学長で平成 20 年 5 月に設立した。

(2) 学生地域連携活動支援事業「游学のまち de やってみゅーで “U-サポ”」

学生の自主的な社会参加活動を通じて、学生の人間的成長と地域の活性化を図るため、地域ボランティアを希望する学生と若い力を必要とする団体（自治会など）のマッチングを平成 23 年度から実施している。

2 長崎地域の大学との包括連携協定の締結

長崎地域の各大学と長崎市が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的として、包括的な連携事項等について協定の締結を行っている。（長崎大学・長崎総合科学大学・長崎外国語大学・長崎純心大学・長崎女子短期大学・活水女子大学・長崎県立大学）

地域コミュニティ

急速な少子化・高齢化の進行、核家族化や一人暮らし世帯の増加など家族形態の変化、価値観や生活スタイルの変化などに伴う無関心や個人主義の広まりなどにより、地域の一員であるという地域属性の意識や地域の連帯感が持ちにくい状況にある一方で、東日本大震災以降、地域コミュニティの必要性が改めて認識されている。そこで、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域コミュニティを支えるしくみを構築し、そのしくみを活用して、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援を行う。

また、地域自治の推進を図るため、「地域福祉計画」を包含した「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」を策定した。（計画期間は令和3年度～令和7年度）

1 地域コミュニティ連絡協議会の設立支援

- (1) 協議会設立に向けた機運醸成を図るため、地域コミュニティを支えるしくみについての説明会など制度について理解を深める場を設ける。
 - ・わがまちみらい勉強会の開催
 - ・地域におけるまちづくり実践者派遣講座の開催
- (2) 「まちづくり計画」策定のための話し合いの場の開催を支援する。
- (3) 地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会に対して、まちづくり計画の策定等にかかる会議、広報、視察等に要する経費を財政的に支援する。
 - ・地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金

2 地域コミュニティ連絡協議会の運営支援

- (1) 地域コミュニティ推進室、総合事務所、地域センターが連携し、地域コミュニティ連絡協議会の運営に関する様々な支援を行う。
 - ・わがまちみらい情報交換会の開催
 - ・地域コミュニティ連絡協議会代表者会議の開催
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会に対して、まちづくり計画に基づく活動及び運営にかかる経費を財政的に支援する。
 - ・地域コミュニティ推進交付金

3 人材育成

- (1) 地域の担い手などを対象とした講座を開催し、地域活動や運営において必要とされる知識やスキル等の習得に向けた支援を行う。
 - ・わがまちみらい情報交換会の開催
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会の設立支援や運営支援を行うまちづくり支援職員の資質向上を図る。
 - ・ファシリテーション研修等のまちづくり支援職員を対象とした研修

4 地域コミュニティ推進審議会

(1) 地域福祉計画を包含する「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」及び「地域コミュニティ」に関する重要事項を調査審議するにあたり、広く市民から意見を聴取する。

- ・地域コミュニティ推進審議会の開催

財 政 状 況

令和 5 年度当初予算の歳入については、国の地方財政計画において、一般財源総額が確保されている中、本市においても、地方交付税が減となるものの市税収入等の増加が見込まれることから、一般財源総額は前年度を上回る水準を確保した。一方歳出では、新東工場建設事業の本格化等に伴い、投資的経費が増となっており、また、新型コロナウイルス感染症対策費の増加等に伴い、物件費が増となっている。

令和 4 年度に策定した中期財政見通しでは、歳入については、過去に発行した市債への措置額に係る減の影響等による地方交付税の減少、また、歳出については、令和 5 年度以降、新東工場の建設事業開始などに伴い、投資的経費が増加すること等から、今後も戦略的な収支改善策を実施することとし、引き続き自主財源の確保や事業の見直しを行い、安定した財政運営に努めていくこととしている。

1 予算規模の推移（当初予算）

年 度	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計	企 業 会 計
	予 算 額	予 算 額	予 算 額	予 算 額
	千円	千円	千円	千円
H30	357,899,024	204,397,948	114,014,283	39,486,793
R元	366,237,207	213,230,000	111,319,303	41,687,904
R 2	378,384,813	226,010,000	112,720,783	39,654,030
R 3	377,104,147	224,380,000	113,607,662	39,116,485
R 4	369,955,389	216,710,000	114,796,412	38,448,977
R 5	373,961,479	218,770,000	115,257,150	39,934,329

2 財政の主要指標（普通会計）

区 分	年 度				
	R 4	R 3	R 2	R元	H30
基準財政需要額（千円）	83,729,976	83,040,565	81,212,519	79,687,803	78,763,420
基準財政収入額（千円）	48,641,264	46,795,517	49,019,802	46,349,903	46,900,425
標準財政規模（千円）	100,144,822	103,033,192	100,200,608	98,722,898	99,391,617
財政力指数	0.583	0.583	0.594	0.588	0.590
実質収支比率（%）	6.85	2.82	2.74	3.40	2.43
経常収支比率（%）	97.2	91.7	97.4	97.6	97.5
公債費比率（%）	14.5	13.2	12.6	12.1	12.9
起債制限比率（%）	13.2	10.8	10.7	10.0	10.0
実質収支（千円）	6,859,033	2,904,975	2,749,005	3,354,716	2,419,261
単年度収支（千円）	3,954,058	155,970	△605,711	935,455	△750,720
実質単年度収支（千円）	2,641,030	1,080,388	△1,615,192	626,788	△378,368
債務負担行為現在高（千円）	55,913,485	30,653,025	35,870,110	46,708,156	28,822,431
積立金現在高（千円）	42,827,620	45,482,433	44,100,772	46,418,608	49,121,543
地方債現在高（千円）	272,864,142	274,869,084	265,238,903	256,001,368	250,042,505

※R4年度は、7月末時点における見込みの数値

予 算 ・ 決 算

令和 5 年度の当初予算編成にあたっては、令和 5 年 4 月が市長及び市議会議員の改選期にあたることから、これまで取り組んできた継続事業を中心とした骨格予算の考え方を基本としながらも、新たに行う政策的な事業において、「緊急性を要する安全対策に係る事業」、「年度当初から実施しなければ市民生活に支障がある事業」、「国、県、関係団体等との連携した実施が必要な事業」などについて、編成したところである。

事業名	予算額 (千円)	担当課
私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします。		
【補助】文化財保存整備事業費 国指定重要文化財旧長崎英国領事館	313,400	文化財課
【補助】文化財保存整備事業費 国指定重要文化財旧オルト住宅	208,900	文化財課
【補助】文化財保存整備事業費 伝統的建造物群保存地区	342,008	文化財課
出島復元推進費 建造物復元基本設計費	4,939	出島復元整備室
【補助】出島復元整備事業費 第Ⅳ期建造物復元整備	5,800	出島復元整備室
【単独】観光施設整備事業費 旗竿再現	9,500	出島復元整備室
シーボルト来日200周年記念事業費	20,163	文化財課
長崎歴史文化博物館特別企画展負担金	3,300	文化財課
【補助】世界遺産保存整備事業費 「明治日本の産業革命遺産」	35,500	世界遺産室
【補助】歴史的風致環境整備事業費 東山手・南山手地区	8,500	景観推進室
【単独】観光施設整備事業費(ペーロン体験施設)	180,000	観光政策課
アニメツーリズム推進費	3,310	観光交流推進室
長崎ハタ揚げ大会事業共催費負担金	1,000	観光交流推進室
【補助】土地区画整理事業費 長崎駅周辺地区(予算補助)	459,600	長崎駅周辺整備室
【単独】土地区画整理事業費 長崎駅周辺地区	1,460,400	長崎駅周辺整備室
【補助】都市構造再編事業費 長崎駅東通り線	82,000	長崎駅周辺整備室
【単独】都市計画街路整備事業費 長崎駅東通り線	10,000	長崎駅周辺整備室
【単独】新幹線整備推進事業費 九州新幹線西九州ルート建設事業費負担金	65,500	長崎駅周辺整備室
都市計画費負担金 JR長崎本線連続立体交差事業費	381,800	長崎駅周辺整備室
【補助】優良建築物等整備事業費 幸町地区	3,312,700	都市計画課
総合観光案内所運営費	32,549	観光政策課
観光地域づくり推進費	293,926	観光交流推進室
サントス市姉妹都市提携50周年記念事業	6,079	国際課
私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします。		
【補助】被爆建造物等保存整備事業費 長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎 展示改修	5,900	被爆継承課
保存整備活動費	10,888	被爆継承課
【単独】平和施設整備事業費 長崎原爆資料館	30,100	平和推進課
平和推進活動費	10,344	平和推進課
【単独】平和祈念式典設備整備事業費 平和祈念式典設備整備費	17,900	調査課
「平和の文化」醸成事業費	2,988	平和推進課
私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします。		

事業名	予算額 (千円)	担当課
【単独】商店街等にぎわい創出支援事業費補助金	10,000	商工振興課
若年者雇用促進費	24,500	産業雇用政策課
ナイトタイムエコノミー推進費	10,196	商工振興課
企業立地推進費	261,857	産業雇用政策課
新産業・起業チャレンジ促進費	22,528	産業雇用政策課
産学連携・創業支援費	29,149	産業雇用政策課
ながさきウェルカム推進費	76,334	移住支援室
【単独】農業振興施設整備事業費補助金 担い手農家支援施設	34,705	農林振興課
新規就農者育成総合対策事業費	13,677	農林振興課
農業次世代人材投資資金交付金事業費	17,282	農林振興課
中高年新規就農者給付金事業費	4,700	農林振興課
【単独】農業振興施設整備事業費補助金 農業新規参入促進施設	20,000	農林振興課
【補助】農業振興施設整備事業費補助金 新規就農者支援施設	11,250	農林振興課
人・農地プラン地域計画策定費	7,500	農林振興課
有害鳥獣対策費	112,386	農林振興課
長崎びわ生産推進事業費補助金	2,334	農林振興課
新規漁業就業促進費	5,250	水産振興課
【単独】水産業振興対策事業費負担金・補助金 長崎県漁業無線協会機器整備	1,960	水産振興課
【補助】経営構造改善事業費補助金 漁協等施設整備	62,566	水産振興課
水産業費負担金 漁港事業費	196,750	水産振興課
さしみシティ推進事業費	2,654	水産農林政策課
地域活性化事業費	5,000	南総合事務所地域福祉課
私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします。		
公共施設におけるZEB化の推進	-	建築課
公共施設等のLED化	254,741	各担当課
ふれあいセンター運営費	214,226	中央総合事務所総務課
公用電気自動車導入費	15,100	国民健康保険課 建築総務課
再生可能エネルギー活用推進費	20,299	ゼロカーボンシティ推進室
資源ごみ処理費	480,263	廃棄物対策課
マイボトル推進に係る給水スポットの設置	2,400	水産農林政策課
生活排水処理基本計画策定費	5,600	環境整備課
茂里町環境センター解体費負担金	9,460	環境整備課
【単独】し尿処理施設等整備事業費 し尿等受入施設建設事業費負担金	14,690	環境整備課

事業名	予算額 (千円)	担当課
【単独】新東工場建設事業費 地域環境整備	10,000	環境整備課
公園等維持管理費 施設維持管理費(総合事務所)	62,035	北総合事務所地域整備課
【単独】公園施設整備事業費 既設公園	14,000	北総合事務所地域整備課
地球温暖化対策市民運動推進費	25,562	ゼロカーボンシティ推進室
私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします。		
盛土等災害防止調査費	60,000	建築指導課
【単独】自然災害防止事業費 急傾斜地崩壊対策	195,000	土木防災課
【補助】河川等整備事業費(社会資本整備総合交付金) 大井手川	71,300	土木防災課
市有財産保全事業費	1,800	自治振興課
自然災害等に対する予防的観点からの取り組みの推進	-	中央総合事務所地域整備1・2課
消防団活動費 団員確保対策費	1,383	予防課
常備消防活動費 火災予防費	3,655	予防課
常備消防活動費 災害防御費	48,379	警防課
常備消防活動費 職員研修費	26,201	消防局総務課
グループホーム施設に対する火災の初期対応訓練	-	予防課
関係機関と連携した合同訓練	-	警防課
災害対策活動費(長崎大水害資料映像の再編集等)	24,134	防災危機管理室
自主防災組織活動費	2,059	防災危機管理室
避難行動要支援者支援費	8,405	高齢者すこやか支援課
消防活動支援費 市民防火組織等活動推進費	9,808	予防課
若年者消費者教育強化事業費	6,049	消費者センター
大型公民館運営費	21,775	北総合事務所地域福祉課 琴海地域センター
神浦地区の公共施設のあり方検討	-	北総合事務所地域福祉課 外海地域センター
まちなか再生推進費	18,515	まちなか事業推進室
空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例適用の見直し (固定資産評価費)	12,390	資産税課
住みよかプロジェクト協力認定制度の手法の継続	-	住宅政策室
定住促進空き家活用補助金	3,200	住宅政策室
住宅性能向上リフォーム補助金	89,800	住宅政策室
【補助】【単独】既設公営住宅改善事業費 公営住宅等ストック総合改善事業費	【補助】 705,800 【単独】 251,900	住宅政策室
ながさき住みよ家リフォーム補助金	64,500	住宅政策室
子育て住まいづくり支援費補助金	12,000	住宅政策室
老朽危険空き家対策推進費	27,201	建築指導課
長崎市空き家・空き地情報バンク	-	建築指導課

事業名	予算額 (千円)	担当課
住みよかプロジェクト協力認定制度の手法の継続	-	住宅政策室
省エネ住宅等(ZEH住宅、長期優良住宅、低炭素建築物)の周知啓発活動	1,671	住宅政策室 建築指導課
特殊建築物にかかる定期報告制度	-	建築指導課
民間建築物耐震化推進費	14,275	建築指導課
新庁舎の消防計画に係る取組(庁舎維持管理費)	451,337	財産活用課
都市計画費負担金 社会資本整備総合交付金事業費	210,000	土木企画課
【補助】道路新設改良事業費(地方創生道整備推進交付金) 虹が丘町西町1号線	218,000	土木建設課
【補助】道路新設改良事業費(社会資本整備総合交付金) 江平浜平線	62,000	土木建設課
【補助】都市構造再編事業費 大黒町恵美須町線	58,100	土木建設課
【補助】都市計画街路整備事業費(社会資本整備総合交付金) 銅座町松が枝町線(銅座工区)	155,190	土木建設課
【補助】【単独】公園等施設整備事業費 公園施設長寿命化	472,800	土木建設課
コミュニティバス運行費	137,227	公共交通対策室
公共交通利用促進事業費	275,100	公共交通対策室
【補助】道路新設改良事業費(道路メンテナンス事業) 道路構造物等補強	194,200	土木防災課
【補助】都市構造再編事業費 浦上駅周辺地区	38,000	土木企画課
【補助】交通安全施設整備事業費 通学路緊急安全対策	162,800	中央総合事務所地域整備1・2課 東総合事務所地域整備課
【単独】公園施設整備事業費 公園施設長寿命化(総合事務所)	20,000	南総合事務所地域整備課
【単独】公園便所整備事業費 既設公園	22,000	北総合事務所地域整備課
【補助】公園等施設整備事業費 公園施設長寿命化(総合事務所)	108,700	東総合事務所地域整備課 北総合事務所地域整備課
第12次配水施設整備事業	2,200,000	水道建設課
し尿等受入施設建設事業	26,000	下水道施設課
中部茂里町流量調整池建設事業	205,684	下水道建設課 下水道施設課
中部茂里町流量調整池建設事業	674,927	下水道建設課 下水道施設課
webによる口座振替及びクレジット決済申し込みシステムの導入	4,211	料金サービス課
私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします。		
地域ケア会議推進事業費【介護保険事業特別会計】	1,867	高齢者すこやか支援課
地域包括ケア推進協議会費【介護保険事業特別会計】	4,086	地域包括ケアシステム推進室
在宅医療・介護連携推進事業費【介護保険事業特別会計】	34,270	地域包括ケアシステム推進室
徘徊高齢者等家族支援事業費【介護保険事業特別会計】	1,158	高齢者すこやか支援課
障害者基本計画策定費	5,271	障害福祉課
障害福祉計画策定費	4,945	障害福祉課
基幹相談支援センター費	13,000	障害福祉課
障害者施策推進協議会費	1,381	障害福祉課

事業名	予算額 (千円)	担当課
障害者テレワークロボット就労促進費	6,749	障害福祉課
子育て世代包括支援センター運営費	3,892	子育てサポート課
子ども・子育て支援事業計画策定費	5,750	こども政策課
赤ちゃんの駅の推進(児童福祉総務費事務費)	-	こども政策課
子育て支援センター運営費	104,235	こども政策課
【補助】児童福祉等施設整備事業費 子育て支援センター(丸尾・西泊・福田区域)	50,000	こども政策課
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業費	300,296	子育てサポート課
子育て世帯訪問支援事業費	1,176	子育てサポート課
子ども・子育て支援連携体制促進事業費	3,420	子育てサポート課
子どもの居場所連携体制づくり	-	こどもみらい課
児童福祉システム整備費	18,498	こども政策課
保育士等相談窓口の設置	-	幼児課
民間保育所等非常通報装置整備費補助金	665	幼児課
【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間認定こども園	446,555	幼児課
【単独】新保育施設建設用地整備事業費 旧仁田佐古小学校跡地擁壁	107,000	幼児課
民間保育所等副食費支援補助金	66,288	幼児課
市立保育所費 運営費 市立認定こども園費 運営費	323,590	幼児課
【単独】幼稚園施設整備事業費 高島幼稚園	9,200	幼児課
放課後児童健全育成費	1,750,850	こどもみらい課
【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 放課後児童クラブ	43,590	こどもみらい課
長崎被爆体験者支援費	941,088	調査課
長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会費	501	調査課
健康長崎市民21普及費	2,371	健康づくり課
後期高齢者保健事業及び介護予防一体的実施事業費	502	後期高齢者医療室
新型コロナウイルス感染症対策費	1,742,876	地域保健課
災害対策活動費(コロナ対策事業)	-	防災危機管理室
定期予防接種費	953,392	こども政策課
長崎県新型インフルエンザ等対策会議医療部会 長崎医療 圏ワーキング	-	地域医療室
基本計画策定費	304	もみじ谷葬斎場
常備消防活動費 救急業務費	26,857	警防課
市職員に対するAED講習	-	警防課
私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします。		
教育ICT推進費(小・中・高)	302,447	教育研究所
AIDリル活用による個別最適な学びの充実	-	教育研究所

事業名	予算額 (千円)	担当課
国際理解教育推進費	206,934	学校教育課
要保護及び準要保護生徒就学援助費	243,210	教育委員会総務課
特別支援教育充実費	271,098	教育研究所
不登校対策費	6,536	教育研究所
キャリア教育推進事業費	20,252	学校教育課
学校給食センター整備運営事業(中部地区)	-	学校給食センター整備室
学校給食センター整備運営事業(南部地区)	-	学校給食センター整備室
課外クラブ活動費	17,308	健康教育課
高等学校運営費、高等学校教材整備費	41,241	教育委員会総務課
給食食材等調達費	1,503,405	健康教育課
市民提案型協働事業実施費	910	生涯学習課
地区公民館管理費	503	生涯学習課
小中学校適正配置推進費	512	適正配置推進室
【単独】中学校整備事業費 琴海中校舎等改築	117,600	施設課
小学校管理費 運営費 中学校管理費 運営費	419,377	施設課
高等学校管理費	32,203	教育委員会総務課
ふれあいセンター運営費、銭座地区コミュニティセンター運営費 大型公民館運営費、地区公民館運営費	267,097	中央総合事務所総務課
長崎のもぞき恐竜パーク運営費(恐竜博物館)	801	生涯学習課
社会体育行事開催費	31,739	スポーツ振興課
プロスポーツ応援事業費	17,195	スポーツ振興課
遠藤周作生誕100年記念事業費	26,456	文化振興課
マダムバタフライフェスティバル開催費負担金	4,500	文化振興課
私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします。		
広報戦略推進費	17,084	広報戦略室
広報写真デジタル化事業費	9,028	広報広聴課
一般管理費事務費(東総合事務所管内の近未来情報の発信)	-	東総合事務所地域福祉課
一般管理費事務費(東部地区の定住促進に向けた子育て世代ニーズ調査)	-	東総合事務所地域福祉課
地域コミュニティ連絡協議会設立支援	-	北総合事務所地域福祉課 三重地域センター 外海地域センター 琴海地域センター
地域活性化事業費	5,000	北総合事務所地域福祉課 三重地域センター 外海地域センター 琴海地域センター
地域活性化事業費	5,000	中央総合事務所総務課 中央総合事務所地域福祉課 中央地域センター

事業名	予算額 (千円)	担当課
地域おこし協力隊事業費	9,425	北総合事務所地域福祉課 外海地域センター 琴海地域センター
地域活性化事業費	5,000	東総合事務所地域福祉課
一般管理費事務費(地域コミュニティ連絡協議会の活動支援)	370	東総合事務所地域福祉課
包括連携協定等に基づく連携事項の推進	-	都市経営室
総合計画策定費	2,839	都市経営室
【補助】新市庁舎建設事業費 市庁舎本館・議会棟解体	381,900	大型事業推進室
【単独】新市庁舎建設事業費 公用車等駐車場整備	49,000	大型事業推進室
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の宅地等に係る固定資産の評価の見直し(固定資産評価費)	-	資産税課
未利用資産活用検討費	662	南総合事務所地域福祉課
まち・ひと・しごと創生総合戦略推進費	7,316	長崎創生推進室
職員研修費	8,492	職員研修所
基幹業務系システム運営費	327,595	情報統計課
庁内ネットワーク運営費	401,405	情報統計課
ICT活用業務効率化推進費	25,265	情報統計課
一般管理事務費【介護保険事業特別会計】	80,897	介護保険課
占用許可システムオンライン化事業	-	土木総務課
長崎市公開型GIS保守業務	264	土木総務課
Web口座振替受付サービスの導入(口座振替等取扱事務費)	19,777	収納課
相続財産管理人を活用した固定資産税等の徴収(未収金対策費)	30,902	収納課
納付書のキャッシュレス決済等推進事業	31,398	特別滞納整理室
個人住民税課税システム整備費	209,344	市民税課
地方税ポータルサイト運営費	20,852	市民税課
個人番号カード推進事業費 マイナンバーカード出張申請受付業務	46,039	住民情報課
コンビニ交付システム運営費	27,845	住民情報課
住民記録系システム整備費	1,650	中央地域センター

※令和5年度 当初予算の主な内容のみを掲載している。

2 各会計別当初予算

(単位:千円)

年度及び比較 区 分		令和5年度		令和4年度		比較増△減	
		予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
一 般 会 計		218,770,000	58.5	216,710,000	58.6	2,060,000	1.0
特 別 会 計	観 光 施 設 事 業	416,466	0.1	445,507	0.1	△29,041	△6.5
	国 民 健 康 保 険 事 業	53,595,411	14.3	53,034,099	14.3	561,312	1.1
	土 地 取 得	2,233,452	0.6	3,212,222	0.9	△978,770	△30.5
	中 央 卸 売 市 場 事 業	261,677	0.1	248,836	0.1	12,841	5.2
	駐 車 場 事 業	227,726	0.1	240,409	0.1	△12,683	△5.3
	財 産 区	113,647	0.0	27,422	0.0	86,225	314.4
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	100,778	0.0	147,021	0.0	△46,243	△31.5
	介 護 保 険 事 業	49,683,462	13.3	48,779,753	13.2	903,709	1.9
	生 活 排 水 事 業	538,468	0.1	559,510	0.2	△21,042	△3.8
	診 療 所 事 業	390,902	0.1	371,821	0.1	19,081	5.1
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	6,488,473	1.7	6,341,876	1.7	146,597	2.3
	長 崎 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理	1,206,688	0.3	1,387,936	0.4	△181,248	△13.1
小 計	115,257,150	30.8	114,796,412	31.0	460,738	0.4	
公 営 企 業 会 計	水 道 事 業	17,652,210	4.7	15,933,327	4.3	1,718,883	10.8
	下 水 道 事 業	22,282,119	6.0	22,515,650	6.1	△233,531	△1.0
	小 計	39,934,329	10.7	38,448,977	10.4	1,485,352	3.9
合 計		373,961,479	100.0	369,955,389	100.0	4,006,090	1.1

3 一般会計款別当初予算

(1) 歳入(款別)

(単位:千円)

区 分	令和5年度		令和4年度		比較増△減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
○市 税	54,919,279	25.1	53,927,476	24.9	991,803	1.8
地方譲与税	995,026	0.5	1,010,511	0.5	△15,485	△1.5
利子割交付金	15,047	0.0	24,447	0.0	△9,400	△38.5
配当割交付金	162,922	0.1	136,086	0.1	26,836	19.7
株式等譲渡所得割交付金	169,886	0.1	223,962	0.1	△54,076	△24.1
法人事業税交付金	712,675	0.3	751,211	0.3	△38,536	△5.1
地方消費税交付金	11,102,882	5.1	10,048,185	4.6	1,054,697	10.5
ゴルフ場利用税交付金	50,441	0.0	45,007	0.0	5,434	12.1
環境性能割交付金	59,912	0.0	64,836	0.0	△4,924	△7.6
国有提供施設等所在市町村助成交付金	316	0.0	300	0.0	16	5
地方特例交付金	387,843	0.2	349,689	0.2	38,154	10.9
地方交付税	36,011,332	16.5	37,465,000	17.3	△1,453,668	△3.9
交通安全対策特別交付金	60,100	0.0	60,000	0.0	100	0.2
○分担金及び負担金	1,408,484	0.6	1,480,898	0.7	△72,414	△4.9
○使用料及び手数料	4,145,670	1.9	3,872,777	1.8	272,893	7.0
国庫支出金	57,718,479	26.4	56,227,858	25.9	1,490,621	2.7
県支出金	15,114,196	6.9	13,854,665	6.4	1,259,531	9.1
○財産収入	2,569,599	1.2	1,138,071	0.5	1,431,528	125.8
○寄附金	2,067,045	0.9	1,246,737	0.6	820,308	65.8
○繰入金	10,481,681	4.8	9,587,188	4.4	894,493	9.3
○繰越金	1	0.0	1	0.0	-	-
○諸収入	5,779,284	2.6	6,069,295	2.8	△290,011	△4.8
市債	14,837,900	6.8	19,125,800	8.8	△4,287,900	△22.4
合計	218,770,000	100.0	216,710,000	100.0	2,060,000	1.0

※ ○印は自主財源

自主財源	81,371,043	37.2	77,322,443	35.7	4,048,600	5.2
依存財源	137,398,957	62.8	139,387,557	64.3	△1,988,600	△1.4

(2) 歳出(款別)

(単位:千円)

年度及び比較 区分	令和5年度		令和4年度		比較増△減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
1 議会費	866,928	0.4	850,920	0.4	16,008	1.9
2 総務費	18,397,441	8.4	26,477,149	12.2	△8,079,708	△30.5
3 民生費	106,328,652	48.6	105,392,780	48.6	935,872	0.9
4 衛生費	17,851,758	8.2	13,933,706	6.4	3,918,052	28.1
6 農林水産業費	3,127,613	1.4	3,291,451	1.5	△163,838	△5.0
7 商工費	3,189,477	1.5	3,246,457	1.5	△56,980	△1.8
8 土木費	22,541,765	10.3	20,724,494	9.6	1,817,271	8.8
9 消防費	4,691,893	2.1	4,745,749	2.2	△53,856	△1.1
10 教育費	15,730,351	7.2	12,717,409	5.9	3,012,942	23.7
11 災害復旧費	530,000	0.2	285,000	0.1	245,000	86.0
12 公債費	25,314,122	11.6	24,844,885	11.5	469,237	1.9
13 予備費	200,000	0.1	200,000	0.1	-	-
合計	218,770,000	100.0	216,710,000	100.0	2,060,000	1.0

(3) 歳出(性質別)

(単位：千円)

年度及び比較 区分		令和5年度		令和4年度		比較増△減	
		予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
1	人件費	27,246,875	12.5	27,934,792	12.9	△687,917	△2.5
	(1)特別職給与	484,166	0.2	479,744	0.2	4,422	0.9
	(2)職員給与	18,899,470	8.6	18,981,399	8.8	△81,929	△0.4
	ア基本給	12,130,464	5.5	12,173,299	5.6	△42,835	△0.4
	イその他の手当	6,769,006	3.1	6,808,100	3.1	△39,094	△0.6
	(3)地方公務員共済組合等負担金	4,390,064	2.0	4,279,918	2.0	110,146	2.6
	(4)退職金	1,107,887	0.5	1,846,129	0.9	△738,242	△40.0
	(5)その他	2,365,288	1.1	2,347,602	1.1	17,686	0.8
2	物件費	25,706,853	11.8	25,162,276	11.6	544,577	2.2
3	維持補修費	1,666,071	0.8	1,669,599	0.8	△3,528	△0.2
4	扶助費	83,497,631	38.2	83,012,266	38.3	485,365	0.6
5	補助費等	10,373,690	4.7	10,554,889	4.9	△181,199	△1.7
6	投資的経費	25,300,060	11.6	24,531,413	11.3	768,647	3.1
	(1)普通建設事業費	24,770,060	11.3	24,246,413	11.2	523,647	2.2
	ア補助分	15,872,454	7.3	15,784,831	7.3	87,623	0.6
	イ単独分	7,413,946	3.4	7,303,473	3.4	110,473	1.5
	ウ県施行分	1,483,660	0.7	1,158,109	0.5	325,551	28.1
	(2)災害復旧事業費	530,000	0.2	285,000	0.1	245,000	86.0
	ア補助分	125,000	0.1	125,000	0.1	-	-
	イ単独分	405,000	0.2	160,000	0.1	245,000	153.1
7	公債費	25,314,122	11.6	24,844,885	11.5	469,237	1.9
8	積立金	1,224,433	0.6	770,077	0.4	454,356	59.0
9	出資金	2,509,164	1.1	2,640,504	1.2	△131,340	△5.0
10	貸付金	1,479,641	0.7	1,302,004	0.6	177,637	13.6
11	繰出金	14,251,460	6.5	14,087,295	6.5	164,165	1.2
12	予備費	200,000	0.1	200,000	0.1	-	-
	合計	218,770,000	100.0	216,710,000	100.0	2,060,000	1.0

4 一般会計より他会計への繰出状況

※（繰出金）

区 分		令和5年度			令和4年度			
		当初予算額	構成比	増減率	当初予算額	構成比	決算見込額	構成比
		千円	%	%	千円	%	千円	%
特別会計	観光施設事業	-	-	皆減	32,768	0.2	28,208	0.2
	国民健康保険事業	4,304,774	23.1	0.3	4,293,463	22.8	4,316,270	24.0
	土地取得	-	-	-	-	-	-	-
	中央卸売市場事業	46,922	0.3	5.8	44,330	0.2	27,669	0.2
	駐車場事業	-	-	-	-	-	20	0.0
	財産区	-	-	-	-	-	-	-
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	31,805	0.2	492.1	5,372	0.0	3,626	0.0
	介護保険事業	7,536,783	40.4	1.0	7,464,479	39.7	6,869,163	38.2
	生活排水事業	403,094	2.2	△0.8	406,213	2.2	367,280	2.0
	診療所事業	247,075	1.3	9.0	226,582	1.2	208,825	1.2
	後期高齢者医療事業	1,681,007	9.0	4.1	1,614,088	8.6	1,548,648	8.6
	長崎市立病院機構 病院事業債管理	-	-	-	-	-	-	-
	小計	14,251,460	76.4	1.2	14,087,295	74.9	13,369,709	74.3
公営企業会計	水道事業	407,404	2.2	16.3	350,168	1.9	340,354	1.9
	下水道事業	4,006,026	21.5	△8.3	4,370,940	23.2	4,294,693	23.9
	小計	4,413,430	23.6	△6.5	4,721,108	25.1	4,635,047	25.7
合計		18,664,890	100.0	△0.8	18,808,403	100.0	18,004,756	100.0

※（繰入金）

区 分		令和5年度			令和4年度			
		当初予算額	構成比	増減率	当初予算額	構成比	決算見込額	構成比
		千円	%	%	千円	%	千円	%
特別会計	観光施設事業	16,240	100.0	皆増	-	-	-	-
	駐車場事業	-	-	-	-	-	-	-
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	-	-	皆減	26,542	100.0	26,542	100.0
合計		16,240	100.0	△38.8	26,542	100.0	26,542	100.0

5 市債の状況

(単位：千円)

区 分	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度中増減額見込み		R5 年 度 末 現 在 高 見 込 み 額 (A) + (B) - (C)
	現 在 高	現 在 高 (A)	起 債 見 込 (B)	元 金 償 還 金 (C)	
合 計	361,621,832	353,942,474	17,655,500	32,305,202	339,292,772
一 般 会 計	274,067,720	272,138,326	14,837,900	24,093,384	262,882,842
普 通 債	187,990,101	189,616,197	12,251,300	16,899,922	184,967,575
議 会	-	-	-	-	-
総 務	20,982,803	27,707,426	671,800	1,280,832	27,098,394
民 生	3,127,669	3,247,116	241,500	336,155	3,152,461
衛 生	23,937,464	22,411,424	3,390,200	2,475,070	23,326,554
農 林 水 産 業	6,786,460	6,643,372	284,300	586,625	6,341,047
商 工	18,415,595	17,684,237	253,600	1,137,439	16,800,398
土 木	78,934,499	77,731,176	4,472,500	7,682,451	74,521,225
消 防	6,283,208	5,522,425	76,800	975,051	4,624,174
教 育	29,522,403	28,669,021	2,860,600	2,426,299	29,103,322
災 害 復 旧 債	1,712,469	1,887,873	427,600	101,802	2,213,671
そ の 他	84,365,150	80,634,256	2,159,000	7,091,660	75,701,596
特 別 会 計	14,108,200	13,396,670	530,700	1,346,985	12,580,385
企 業 会 計	73,445,912	68,407,478	2,286,900	6,864,833	63,829,545

6 一般会計歳入歳出決算見込

(1) 歳入(財源別構成)

年 度 別 性 質 別		令 和 4 年 度			令 和 3 年 度			
		決 算 見 込 額	構 成 比	前 年 度 増 減 率	決 算 額	構 成 比	前 年 度 増 減 率	
		千円	%	%	千円	%	%	
合 計		238,187,783	100.0	△ 8.8	261,267,388	100.0	△ 6.5	
自 主 財 源	計	81,375,839	34.2	5.1	77,421,566	29.6	△ 4.3	
	市 税	54,302,182	22.8	2.2	53,148,001	20.3	△ 0.9	
	分 担 金 及 び 負 担 金	1,368,102	0.6	△ 4.1	1,426,516	0.5	△ 3.6	
	使 用 料 及 び 手 数 料	3,758,269	1.6	△ 0.2	3,767,429	1.4	0.3	
	財 産 収 入	1,345,976	0.6	△ 14.0	1,565,477	0.6	93.8	
	寄 附 金	1,667,554	0.7	49.7	1,113,732	0.4	15.2	
	繰 入 金	5,801,061	2.4	30.5	4,444,023	1.7	△ 39.0	
	繰 越 金	6,998,476	2.9	36.0	5,144,074	2.0	6.6	
	諸 収 入	6,134,219	2.6	△ 10.0	6,812,314	2.6	△ 16.6	
	計	156,811,944	65.8	△ 14.7	183,845,822	70.4	△ 7.4	
	依 存 財 源	地 方 譲 与 税	985,744	0.4	△ 4.1	1,027,605	0.4	2.0
		利 子 割 交 付 金	15,388	0.0	△ 44.3	27,616	0.0	△ 18.3
		配 当 割 交 付 金	164,763	0.1	△ 20.7	207,693	0.1	72.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		159,045	0.1	△ 39.2	261,504	0.1	69.4	
法 人 事 業 税 交 付 金		793,723	0.3	△ 3.5	822,516	0.3	67.2	
地 方 消 費 税 交 付 金		10,700,723	4.5	2.8	10,413,827	4.0	9.1	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		52,377	0.0	6.2	49,308	0.0	20.9	
自 動 車 取 得 税 交 付 金		1,975	0.0	皆増	-	-	皆減	
環 境 性 能 割 交 付 金		60,869	0.0	17.9	51,640	0.0	△ 4.7	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		316	0.0	5.3	300	0.0	0.0	
地 方 特 例 交 付 金		303,998	0.1	△ 70.2	1,021,002	0.4	249.4	
地 方 交 付 税		37,158,092	15.6	△ 2.8	38,234,334	14.6	11.9	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	47,426	0.0	△ 15.3	55,975	0.0	△ 7.7		
国 庫 支 出 金	69,029,907	29.0	△ 9.4	76,190,881	29.2	△ 28.5		
県 支 出 金	15,555,988	6.5	△ 33.1	23,261,902	8.9	49.7		
市 債	21,781,610	9.1	△ 32.4	32,219,719	12.3	5.8		

(2) 歳出(性質別)

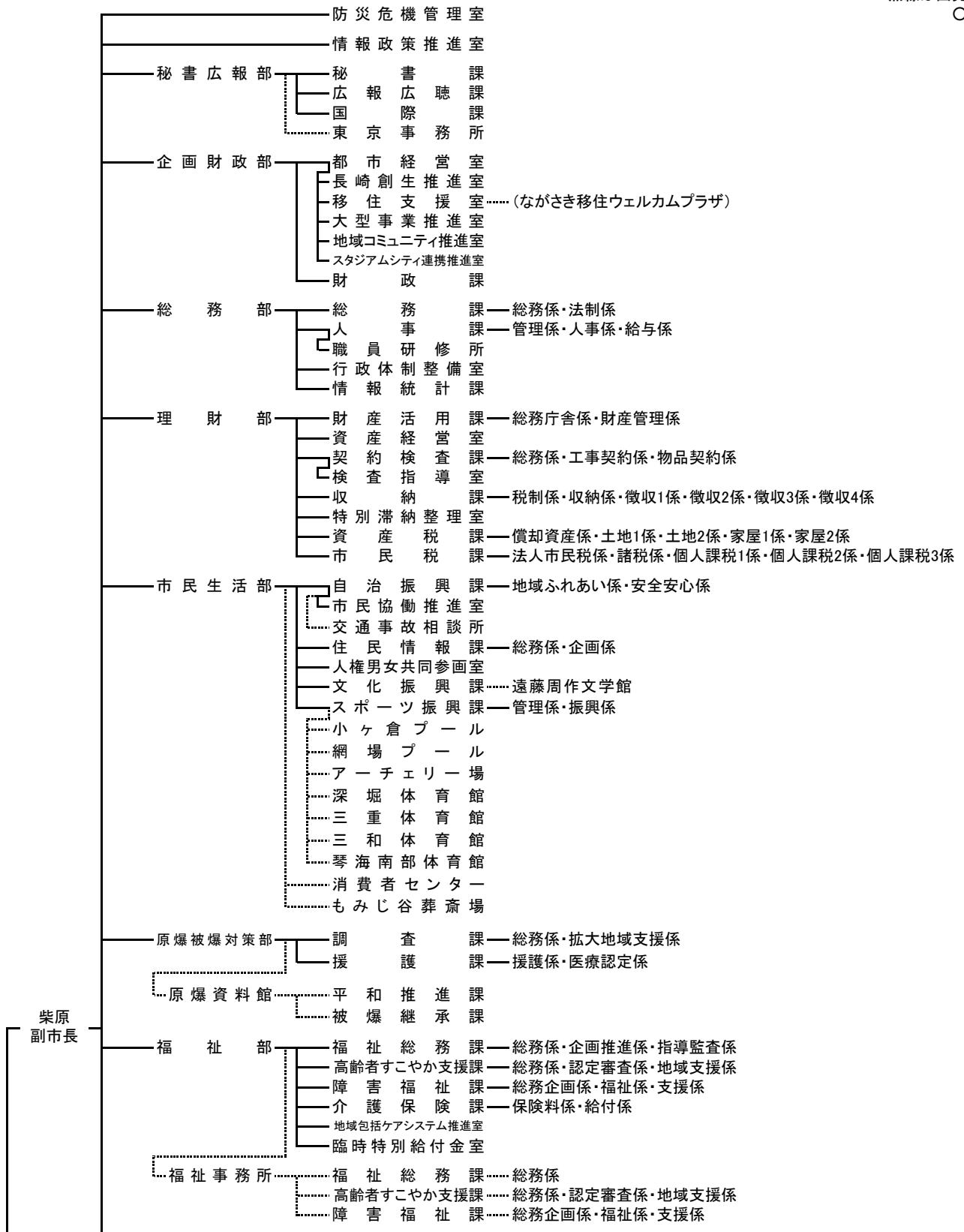
年 度 別 性 質 別		令 和 4 年 度			令 和 3 年 度		
		決 算 見 込 額	構 成 比	前 年 度 増 減 率	決 算 額	構 成 比	前 年 度 増 減 率
		千円	%	%	千円	%	%
合 計		230,380,478	100.0	△ 9.4	254,268,911	100.0	△ 7.3
人 件 費		26,853,763	11.7	△ 1.4	27,239,160	10.7	0.7
物 件 費		26,899,477	11.7	5.8	25,426,205	10.0	11.2
維 持 補 修 費		1,669,876	0.7	△ 4.3	1,744,672	0.7	4.1
扶 助 費		86,940,066	37.7	7.2	81,096,553	31.9	0.1
補 助 費 等		13,052,067	5.7	△ 61.8	34,132,607	13.4	△ 40.8
投 資 的 経 費		30,131,474	13.1	△ 22.8	39,032,694	15.4	4.1
	普 通 建 設 事 業 費	29,570,293	12.8	△ 22.2	37,996,164	14.9	4.7
	補 助 分	10,645,287	4.6	△ 3.8	11,066,308	4.4	△ 25.8
	単 独 分	18,925,006	8.2	△ 29.7	26,929,856	10.6	25.9
	災 害 復 旧 費	561,181	0.2	△ 45.9	1,036,530	0.4	△ 13.2
	補 助 分	350,602	0.2	△ 36.7	553,690	0.2	83.9
	単 独 分	210,579	0.1	△ 56.4	482,840	0.2	△ 46.0
公 債 費		24,735,441	10.7	4.8	23,601,208	9.3	5.1
積 立 金		3,119,706	1.4	△ 41.6	5,338,833	2.1	7.9
投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金		3,608,899	1.6	7.1	3,369,403	1.3	△ 42.3
繰 出 金		13,369,709	5.8	0.6	13,287,576	5.2	0.6

長崎市機構表

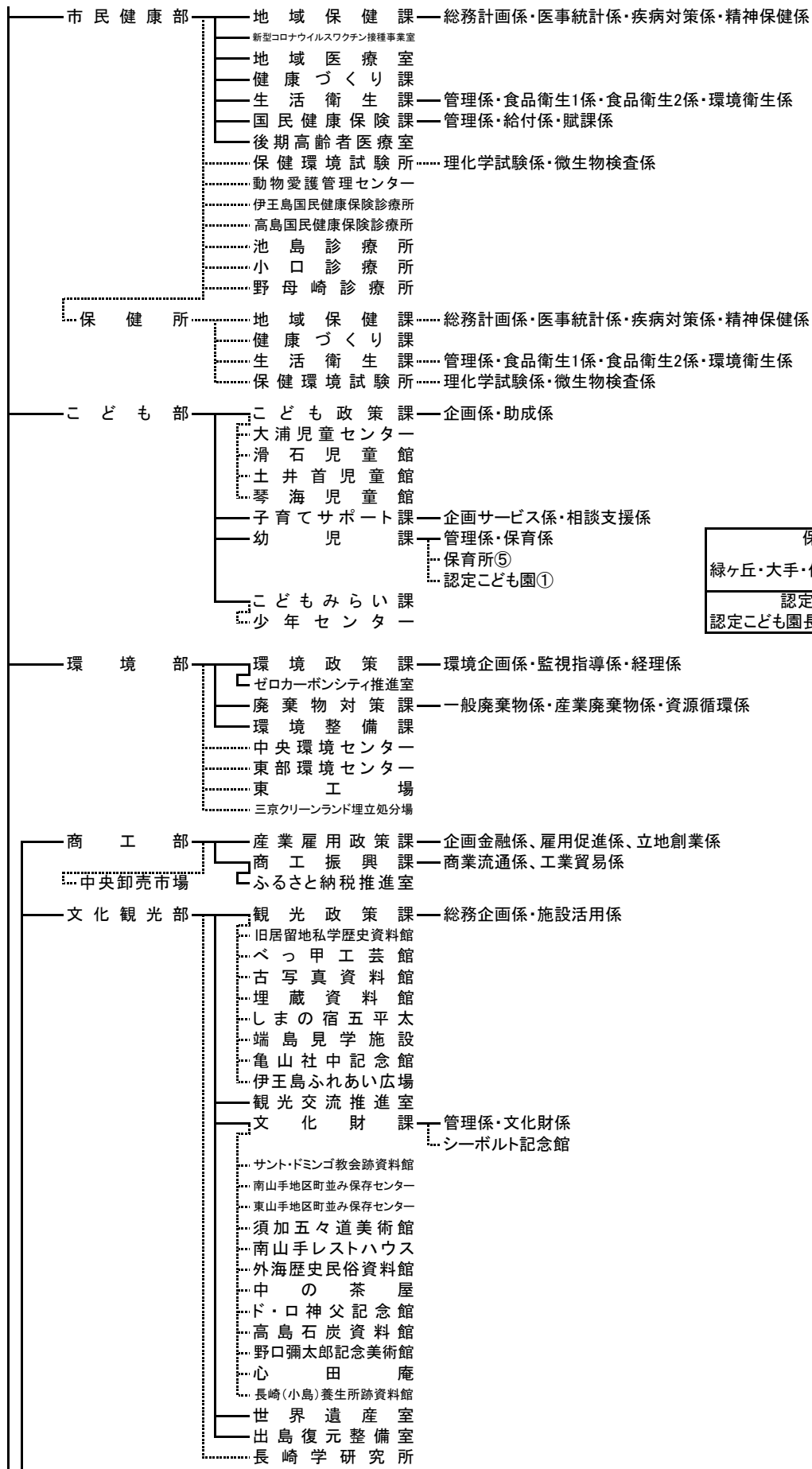
(令和5年8月1日現在)

点線は出先機関

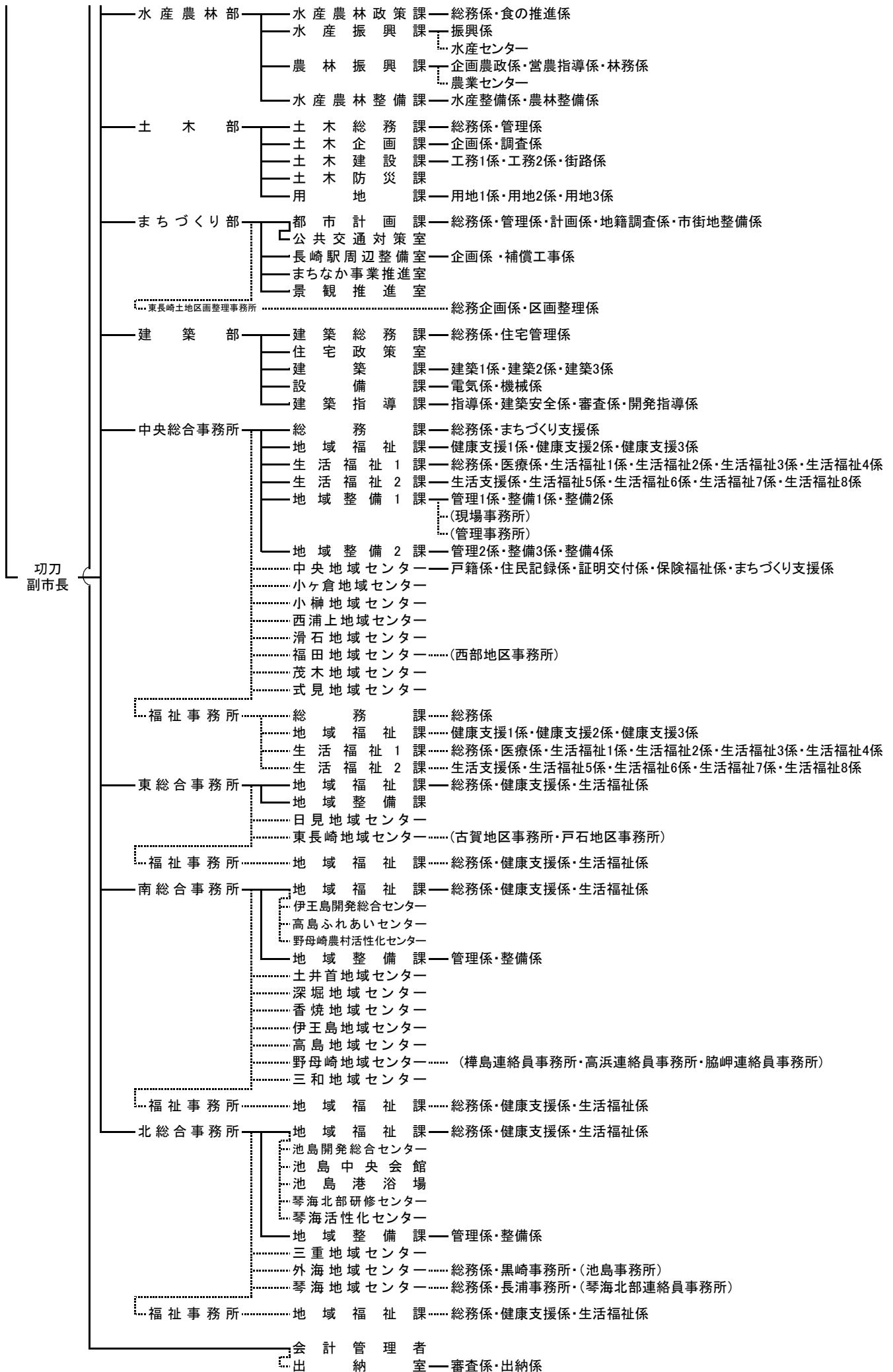
○は数

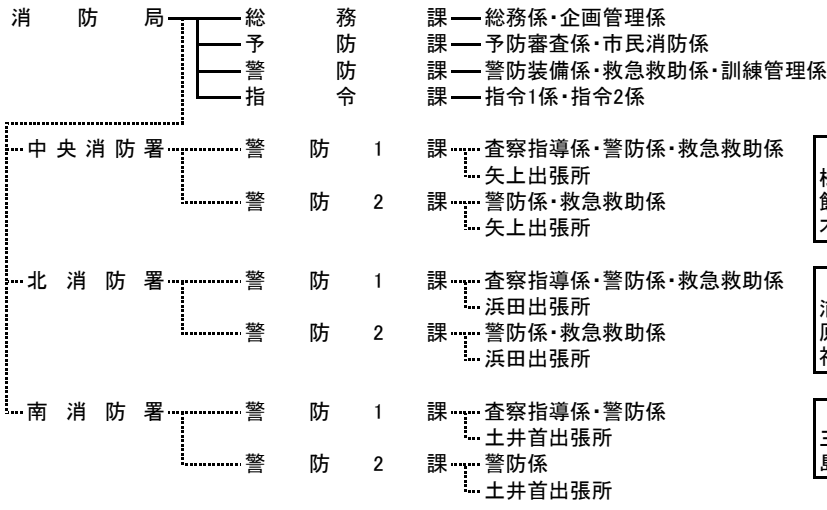


市長



保育所⑤
緑ヶ丘・大手・仁田・伊良林・中央
認定こども園①
認定こども園長崎幼稚園

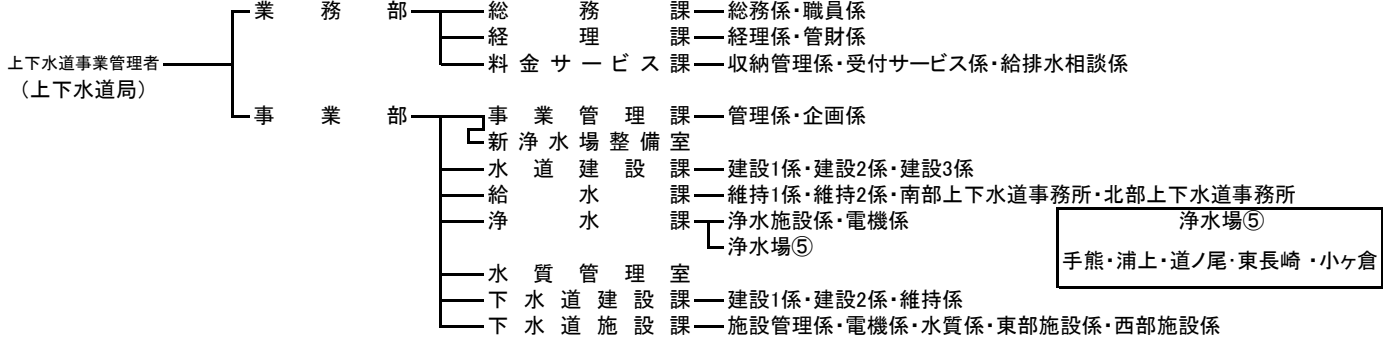




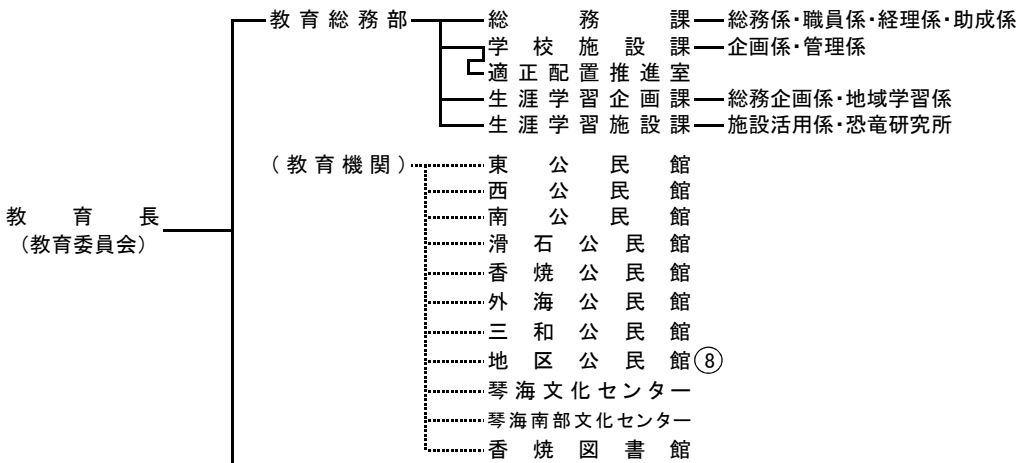
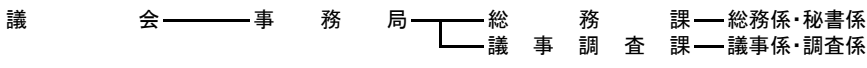
出張所⑤
松が枝・蜷茶屋・
飽の浦・小島・茂
木

出張所⑥ 派出所②
浦上・滑石・小江
原・三重・琴海・
神浦 式見・池島

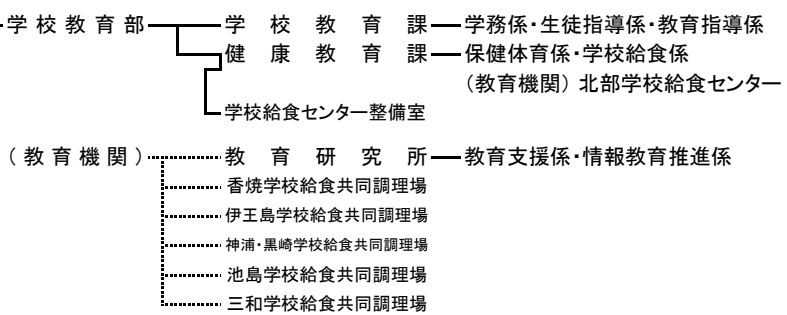
出張所③
三和・野母崎・高
島



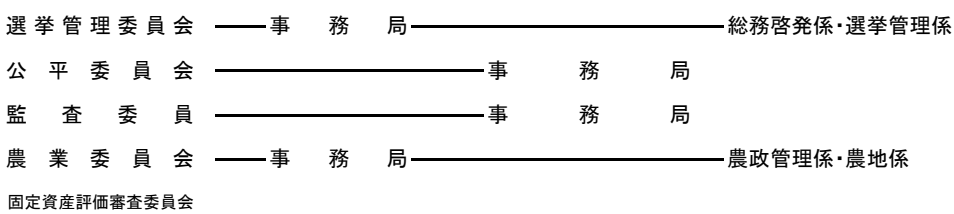
浄水場⑤
手熊・浦上・道ノ尾・東長崎・小ヶ倉



地区公民館 ⑧
戸石・福田・三重・高浜・野母・黒
崎・川原・為石



学校等施設
幼稚園 1
小学校 67(分校除く)
中学校 36(分校除く)
高等学校 1



情報公開・個人情報保護

1 情報公開

昭和 60 年 10 月に、庶務担当係長で組織する情報公開制度研究委員会が研究報告書を提出した。この内容を踏まえて、昭和 62 年 11 月に助役を委員長とし各部長で構成する情報公開制度検討委員会を設置した。同委員会には下部組織として、課長・係長で組織する専門部会を置き、第一部会が法制度、第二部会が文書管理についてそれぞれ具体的、専門的に検討を行った。そして、この結果を「長崎市情報公開制度検討報告書」として作成し、昭和 63 年 7 月の検討委員会に報告した。

さらに、昭和 63 年 9 月に市民各界の代表者からなる「長崎市情報公開制度懇話会」に、市長から本市の情報公開制度について諮問がなされ、平成元年 2 月に同懇話会から答申がなされた。

本市としては、答申書を十分に尊重のうえ本市の実情に適応した制度を確立し、平成元年 12 月に条例を公布、平成 2 年 6 月から施行した。

また、平成 13 年 10 月には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」との整合性を図り、より公正で開かれた市政の実現に寄与するため、条例の全面的な見直しを行い、平成 14 年 4 月から施行している。

令和 2 年度から令和 4 年度までの情報公開の処理状況は次のとおりとなっている。

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	合 計
処 理 の 状 況	公 開	77	71	41	189
	部 分 公 開	72	83	53	208
	非 公 開	9	9	3	21
	存 否 応 答 拒 否	1	1	0	2
	非公開（文書不存在）	26	26	15	67
	取 下 げ	9	3	2	14
合 計		194	193	114	501
公 開 率 ※1		93.7%	93.9%	96.9%	94.5%
審 査 請 求		13	21	8	42

※1 請求に対する決定件数で集計。公開率に非公開（文書不存在）及び取下げは含まない。

2 個人情報の保護

長崎市の個人情報保護制度は、住民基本台帳の電算化に伴い、昭和 59 年 10 月に制定した「長崎市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」に基づき、電算処理される個人情報の保護のみを対象としていた。

しかしながら、手処理に係る個人情報の保護も重要であることから、平成 9 年 3 月及び平成 10 年 6 月の市議会定例会において個人情報保護条例の制定を求める請願が全会一致で採択された。

これらの経緯を踏まえ、長崎市では、昭和 55 年 9 月に OECD が採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」に示されている 8 原則（収集制限の原則・データ内容の原則・目的明確化の原則・利用制限の原則・安全保護の原則・公開の原則・個人参加の原則・責任の原則）を念頭に置きつつ、条例の制定について、調査検討を重ねてきた。

そのような中で、国においては、個人情報保護法案が平成 13 年の通常国会に提案され、継続審議中であったが、平成 15 年 5 月同法が成立し、平成 17 年 4 月から全面施行されている。この法は、OECD の 8 原則を整理のうえ、基本 5 原則（利用目的による制限・適正な取得・正確性の確保・安全性の確保・透明性の確保）を含めて規定している。

「長崎市個人情報保護条例」は、個人情報保護法の 5 原則にのっとりたものとなっており、平成 13 年 10 月に制定し、平成 14 年 4 月 1 日から施行している。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、保有するマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の保護のために、長崎市個人情報保護条例の特例として、「長崎市特定個人情報保護条例」を平成 27 年 7 月に制定し、平成 27 年 10 月 5 日から施行している。

また、平成 27 年 6 月議会において、当該条例の制定に伴い、個人情報保護法の規定に合わせ、利用停止請求に係る規定の整備等の条例改正を行った。

令和 5 年 4 月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱いが全国的に共通化されることとなり、制度全体の所管も国の個人情報保護委員会に一元化された。

個人情報に関する全国共通ルールが適用されるため、これまでの個人情報保護制度に関する条例の廃止等を行うとともに、国の施策との整合性に配慮しつつ、改正法を施行させるための「長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定を行った。

令和 2 年度から令和 4 年度までの個人情報の請求に対する処理状況は次のとおりとなっている。

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	合 計
処理の状況	開 示	90	51	58	199
	部 分 開 示	33	29	31	93
	非 開 示	1	4	3	8
	非開示（文書不存在）	28	19	6	53
	取 下 げ	1	1	1	3
合 計		153	104	99	356
開 示 率 ※1		99.2%	95.2%	96.7%	97.3%
訂 正 請 求		0	0	0	0
是 正 の 申 出		0	0	0	0
審 査 請 求		34	30	9	73

※1 請求に対する決定件数で集計。開示率に非開示（文書不存在）及び取下げは含まない。

令和 2 年度から令和 4 年度までの特定個人情報の請求に対する処理状況は次のとおりとなっている。

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	合 計
処理の状況	開 示	80	15	33	128
	部 分 開 示	0	0	0	0
	非 開 示	0	0	0	0
	非開示（文書不存在）	0	0	0	0
	取 下 げ	0	0	0	0
合 計		80	15	33	128
開 示 率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
訂 正 請 求		0	0	0	0
是 正 の 申 出		0	0	0	0
審 査 請 求		0	0	0	0

情報化の推進

本市では、市民サービスの向上及び業務の効率化を目的として、これまで昭和 52 年の「汎用コンピューターシステム」をはじめ、「公共施設案内・予約システム」や「財務会計システム」、「メールシステム」等、情報システムの導入などにより、情報化の推進に取り組んできた。

汎用コンピューターシステムは、当初 20 業務から電算処理を開始し、その後「住民記録オンラインシステム」などを開発し運用してきた。

公共施設案内・予約システムは、本市が管理運営する施設の利用手続きを、自宅等の電話・パソコンなどから手軽に行えるように、平成 8 年からサービスを開始した。また平成 22 年 3 月にシステムの更新を行い、携帯電話対応や 24 時間利用可能など、より利便性が高いシステムとした。

財務会計システムは、予算要求、予算編成、執行管理及び決算等に至る一連のシステムとして平成 12 年度に導入、平成 22 年度に更新を行い、財務会計事務の効率化を図っている。

メールシステムは、平成 16 年に導入、平成 29 年 3 月に更新を行い、職員間の情報の共有化及び国や他自治体等との情報伝達・文書交換などを行っている。

さらなる業務の効率化、市民サービスの向上及び情報システム関連経費の削減を図るため、汎用コンピューターシステムを見直し、標準化された業務仕様や技術仕様に基づくサーバー方式のパッケージシステムを導入すべく、平成 22 年度から、基幹業務系システムの再構築に取り組み、平成 24 年 5 月から住民記録系システム及び共通基盤を稼働し、平成 26 年 7 月には福祉系システムや税系システム等全ての新システムを稼働し、汎用コンピューターシステムを廃止した。

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、平成 29 年 7 月から情報連携の試行運用を開始、同年 11 月には本格運用を始めている。

令和 3 年 4 月より電子決裁による紙文書の削減及び業務の効率化を図るため、文書管理システムを導入したことに併せて、令和 4 年 4 月より財務会計システムも更新した。

令和 5 年 1 月の新市庁舎への移転に併せて、新市庁舎における情報ネットワークの効率化と無線 LAN 環境整備によりフリーアドレスによる柔軟な働き方やパソコンの携行を可能とするためのノート型パソコンへの置き換えを行った。同時に、市民が「書かない」、「迷わない」を実現し、市民の手続きに要する時間短縮を図る総合窓口システムを運用開始した。

1 情報化の経緯

年 月	主 な 導 入 シ ス テ ム 等
昭和 52 年 10 月	汎用コンピューターシステム導入
昭和 58 年 11 月	税オンラインシステム稼働
昭和 60 年 11 月	住民記録オンラインシステム稼働
平成 7 年 7 月	長崎市ホームページ開設
平成 8 年 10 月	公共施設案内・予約システム稼働（街頭端末、電話、FAX 対応）
平成 10 年 7 月	戸籍システム稼働

平成 12 年 10 月	財務会計システム稼働
平成 14 年 3 月	公共施設案内・予約システム更新（インターネット対応機能追加）
平成 14 年 8 月	住民基本台帳ネットワークシステム稼働
平成 15 年 7 月	事務用パソコンの庁内一括調達開始（企業会計を除く）
平成 16 年 3 月	メールシステム稼働
平成 17 年 1 月	市町村合併に伴うシステム統合（1 市 6 町）
平成 18 年 1 月	市町村合併に伴うシステム統合（1 市 1 町）
平成 18 年 3 月	長崎市情報セキュリティポリシー制定
平成 19 年 3 月	高速インターネット基盤整備事業費補助事業実施
平成 21 年 9 月	全国地域情報化推進セミナー開催（市制 120 周年記念事業）
平成 22 年 3 月	公共施設案内・予約システム更新（24 時間対応、携帯電話対応機能追加）
平成 23 年 10 月	財務会計システム更新
平成 24 年 3 月	長崎市情報化推進計画策定
平成 24 年 5 月	住民記録系システム及び共通基盤稼働
平成 26 年 7 月	福祉系システム及び税系システム全稼働、汎用コンピューターシステムの廃止
平成 29 年 3 月	メールシステム更新
令和 3 年 4 月	文書管理システム稼働
令和 4 年 3 月	長崎市DX推進計画策定
令和 4 年 3 月	長崎市超高速インターネット環境整備推進事業完了
令和 4 年 4 月	財務会計システム更新
令和 5 年 1 月	総合窓口システム稼働
令和 5 年 3 月	公共施設案内・予約システム更新（クラウド化）

2 電算処理業務の状況

(令和5年6月現在)

業 務 名		取扱件数	業 務 名		取扱件数
住 民 記 録		397,643 人	法 人 市 民 税		10,402 件
印 鑑 登 録		261,251 人	市 県 民 税	特別徴収	159,497 件
選 挙		341,647 人		普通徴収	176,873 件
教 育	就学事務	6,336 人	軽 自 動 車 税		152,484 台
	二十歳のつどい	3,445 人	国 民 健 康 保 険 税		59,471 世帯
母 子 福 祉		7,811 件			86,113 人
障 害 福 祉		80,590 人	収 納 消 込		520,784 件
健 康 診 断	幼児健診	1,135,527 人	納 税 組 合		198 人
	成人検診	1,044,885 人	口 座 振 替		85,561 人
原爆被爆者	死 没 者	192,310 人	住 宅 管 理	住 宅 家 賃	9,103 件
	手 当	20,208 件		駐 車 使 用 料	6,009 件
高 齢 福 祉	長寿祝金	60,991 人	住 居 表 示 証 明		335 件
	施設入所	485 人	戸 籍 [*]	現 在 戸 籍	211,092 件
保 育		11,955 件		除 籍	497,997 件
し尿処理手数料		2,849 件		戸 籍 附 票	211,092 件
住 登 外 管 理		1,072,645 件	児 童 福 祉		75,586 人
国 民 年 金		42,150 件	介 護 保 険		135,337 人
固 定 資 産 税	土 地	668,997 筆	住 民 基 本 台 帳 ネットワーク		397,643 人
	家 屋	154,192 棟	後 期 高 齢 者 医 療		68,456 人
	償却資産	13,068 人	生 活 保 護		11,647 人
公 共 施 設 案 内 ・ 予 約		20,547 人	財 務 会 計		373,087 件

3 パソコンの設置状況

LGWAN接続系ネットワークへ接続しているパソコンは、令和5年6月現在で2,739台を設置している。

(令和5年6月現在) (単位：台)

部 局 名	台 数	部 局 名	台 数
秘 書 広 報 部	57	土 木 部	102
防 災 危 機 管 理 室	14	ま ち づ く り 部	86
情 報 政 策 推 進 室	10	建 築 部	134
企 画 財 政 部	56	中 央 総 合 事 務 所	247
総 務 部	80	東 総 合 事 務 所	50
理 財 部	150	南 総 合 事 務 所	100
市 民 生 活 部	129	北 総 合 事 務 所	60
原 爆 被 爆 対 策 部	48	出 納 室	14
福 祉 部	110	消 防 局	197
市 民 健 康 部	174	議 会 事 務 局	35
こ ど も 部	99	教 育 委 員 会	148
環 境 部	129	選 挙 管 理 委 員 会	18
商 工 部	48	監 査 事 務 局	15
文 化 観 光 部	72	農 業 委 員 会	9
水 産 農 林 部	71	上 下 水 道 局	277
		合 計	2,739

行 財 政 改 革

本市は、昭和 58 年 11 月に行財政改革プランの基礎となる「行財政運営の健全化に関する具体化方策について」を策定し、事務事業の効率化、財政運営の適正化等に取り組んできた。

その後、平成 8 年 10 月に第 2 次行政改革大綱、平成 13 年 3 月に第 3 次行政改革大綱、平成 18 年 3 月に第 4 次行政改革大綱を策定し、事業の整理や民間委託等により計画的に行政改革に取り組むとともに、健全な財政基盤を確立するため、平成 13 年 3 月に第 1 次財政構造改革プラン、平成 18 年 3 月に第 2 次財政構造改革プランを策定し、効果的な行財政運営に努めてきた。

平成 23 年 8 月には、近年の厳しい行財政状況や人口減少社会に対応することとあわせ、これまでの行政改革大綱と財政構造改革プランを統合した行財政改革プランを策定し、職員数や経費の削減等、これまで取り組んできた「量」の改革に加え、職員の意識改革による事務の効率化など「質」の改革を重視して取り組んできた。

そのような中、令和 2 年 2 月には、依然厳しい社会経済情勢の中において、限られた人員や財源を効率的、効果的に活用し、複雑多様化する行政需要に向き合い、解決に向けて取り組む「行政経営」に重点を置いた行政経営プランを策定した。

職員数を削減することのみを目的とせず、民間委託や公の施設の指定管理者制度導入・民間移譲、RPA・AIなどのICTの導入などの効率化等により生み出された人員や財源を活用し、新たな市民サービスの提供や既存の市民サービスの水準の向上、職場環境の改善（ワークライフバランス等）を図っていく。

1 これまでの主な実施項目

年度	実施項目	組織改正等
令和 3 年度	委託等 ① 茂木地区公民館、日見地区公民館、野母崎樺島地区公民館、出津地区公民館をふれあいセンター化し、指定管理者制度導入 ② 茂里町駐車場への指定管理者制度導入 ③ 二輪車等駐車場への指定管理者制度導入 ④ 長崎駅西口自動車整理場への指定管理者制度導入 ⑤ 長崎のもぎき恐竜パークへの指定管理者制度導入 ⑥ 三京クリーンランド車両誘導業務の民間委託	組織改正 <4月1日改正> ① 情報政策推進室を新設 ② 統計課及び情報システム課を統合し、情報統計課を新設 ③ 特別定額給付金室の廃止 ④ 平和マラソン推進室の廃止 ⑤ 交流戦略推進室及び観光推進課を統合し、観光交流推進室を新設 ⑥ 土木部に土木防災課を新設 ⑦ 都市計画課内に公共交通対策室を新設 <7月1日改正> ⑧ 市民生活部に住民情報課を新設 ⑨ 地域支援室を廃止し、業務を中央地域センターへ移管 <12月1日改正> ⑩ 教育委員会に北部学校給食センターを新設 <12月9日改正> ⑪ 福祉部に臨時特別給付金室を新設
	見直し ⑦ 文書管理システムの導入 ⑧ RPAの導入（採用試験受験者への受験番号の通知ほか8業務） ⑨ 保育所等AI入所選考システムの導入 ⑩ 池島事務所開所時間の見直し	
令和 4 年度	委託等 ① あぐりの丘への指定管理者制度導入 ② 市立図書館への指定管理者制度導入 ③ 庁舎等の包括的民間委託 ④ 工事における設計図面作成の民間委託 ⑤ 設計・工事監理業務の一部民間委託	組織改正 <4月1日改正> ① 開港 450 周年事業推進室の廃止 ② 動物管理センターを動物愛護管理センターに名称変更 ③ 子育て支援課・子ども健康課を廃止し、子ども政策課・子育てサポート課を新設 ④ ゼロカーボンシティ推進室を新設

令和5年度	見直し	⑥ RPAの導入（ひとり親世帯の福祉医療登録業務ほか7業務） ⑦ 財務会計システムの電子決裁化 ⑧ 外勤用タブレットの運用	⑤ 交流拠点施設整備室を廃止 ⑥ 住宅課を廃止し、建築総務課・住宅政策室を新設 ⑦ 恐竜博物館推進室を廃止 <10月1日改正> ⑧ 高砂園の廃止 <1月1日改正> ⑨ 市立図書館の廃止
	委託等	① 大浦地区公民館及び脇岬地区公民館をふれあいセンター化し、指定管理者制度導入	<4月1日改正> ① 広報戦略室の廃止 ② 臨時特別給付金室の廃止 ③ 施設課を学校施設課に名称変更 ④ 生涯学習課を廃止し、生涯学習企画課・生涯学習施設課を新設
	見直し	② 現経営プランの検証と振返り ③ 新プランの策定	<4月21日改正> ⑤ 臨時特別給付金室を新設 <8月1日改正> ⑥ スタジアムシティ連携推進室を新設 ⑦ 水産農林整備課を新設 ⑧ 水産センターを水産振興課へ統合 ⑨ 新浄水場整備室を新設

職員・給与等

1 部局別職員数

(R5. 4. 1)

部 局 名	定 数	現 員	部 局 名	定 数	現 員
市長部局	2,296人	2,146人	まちづくり部		79
防災危機管理室		11	建築部		117
情報政策推進室		10	中央総合事務所		341
秘書広報部		33	東総合事務所		48
企画財政部		55	南総合事務所		91
総務部		72	北総合事務所		65
理財部		212	出納室		11
市民生活部		99	消防局	512	464
原爆被爆対策部		45	上下水道局	319	248
福祉部		99	議会事務局	24	24
市民健康部		177	教育委員会事務局	363	188
こども部		131	選挙管理委員会事務局	12	16
環境部		189	公平委員会事務局	—	—
商工部		43	監査事務局	13	10
文化観光部		65	農業委員会事務局	10	9
水産農林部		57	総 計	3,549	3,105
土木部		96			

※ 全職員中の女性職員数・割合 (R5. 4. 1 現在) ……919人 (29.6%)

※ 上記職員数には任期付職員を含み、再任用職員を除く。

また、「2 職種別給料等」及び「3 行政職給料等」は、企業職員、再任用職員及び任期付職員を除く。

2 職種別給料等

(R5. 4. 1)

区 分	行政職	現業職	消防職	医療職(1)
平均給料	308,328円	286,030円	282,198円	544,733円
平均年齢	41歳04月	45歳09月	36歳07月	57歳10月
平均勤続年数	17年08月	21年05月	15年03月	7年08月
職員数 (人)	計	2,047	164	464
	男	1,289	157	457
	女	758	7	7

※ 全職員平均…… 年齢=40歳11月 勤続年数=17年00月
給料=304,603円 給与=377,848円

3 行政職給料等

(1) 初任給

(R5. 4. 1)

内容	区分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
給 料 月 額		185,200 円	167,100 円	154,600 円

(2) 職制別給料等

(R5. 4. 1)

区 分	部 長 級	次 長 級	課 長 級	課長補佐級	係 長 級	主 任 級	一 般 職
平均給料	477,118 円	433,088 円	402,995 円	386,816 円	368,103 円	370,694 円	271,577 円
平均年齢	56 歳 06 月	56 歳 04 月	52 歳 07 月	51 歳 06 月	49 歳 02 月	50 歳 08 月	36 歳 08 月
平均勤続年数	33 年 04 月	32 年 09 月	28 年 08 月	28 年 10 月	25 年 11 月	27 年 04 月	13 年 00 月
職 員 数	40 人	26 人	142 人	31 人	293 人	124 人	1,391 人

※行政職給料表適用者（消防職を除く）

4 期末・勤勉手当の支給割合

(R5. 4. 1)

区 分	合 計	6 月	12 月
計 (月分)	4.400	2.200	2.200
期 末 手 当 (月分)	2.400	1.200	1.200
勤 勉 手 当 (月分)	2.000	1.000	1.000

5 管理職手当

(H30. 4. 1 から適用)

職名	区 分	職務 の級	手当額	職名	区 分	職務 の級	手当額	職名	区 分	職務 の級	手当額
部長	一 種	9 級	104,200 円	次長	三 種	7 級	70,800 円	主幹	五 種	6 級	55,500 円
		8 級				課長補佐				5 級	39,700 円
政策監 理事	二 種	9 級	84,600 円	課長 特定主幹	四 種	6 級	62,300 円				
		8 級									

※行政職給料表適用者

6 ラスパイレス指数

年	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
ラスパイレス指数	98.9	99.7	98.9	98.2	98.0	97.8

7 退職手当の支給割合

(H30.4.1から適用)

区 分	自己都合退職(月分)	定年退職(月分)
最 高 限 度	47.709000	47.709000
勤 続 20 年	19.669500	24.586875
勤 続 30 年	34.735500	40.803750
勤 続 35 年	39.757500	47.709000

8 特別職の報酬

(R5.5.1) (単位:円)

職 種	現行の報酬額 (R5.5.1)	職 種	現行の報酬額 (R5.5.1)		
市 長	月 1,096,000	民 生 委 員 推 薦 会 の 委 員	日 7,900		
副 市 長	月 892,000	固 定 資 産 評 価 員	月 94,300		
上 下 水 道 事 業 管 理 者	月 710,000	土 地 区 画 整 理 審 議 会 の 委 員	日 7,900		
教 育 長	月 710,000	土 地 区 画 整 理 法 の 規 定 に 基 づ く 評 価 員	日 7,900		
常 勤 監 査 委 員	月 610,000	防 災 会 議 の 委 員 ・ 専 門 委 員	日 7,900		
議 長	月 744,000	交 通 安 全 対 策 会 議	委 員 ・ 特 別 委 員	日 7,900	
副 議 長	月 679,000		幹 事	日 6,750	
議 会 議 員	月 625,000	介 護 認 定 審 査 会	会 長	日 18,900	
教 育 委 員 会 の 委 員	月 103,000		委 員	日 17,900	
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 72,300	障 害 支 援 区 分 認 定 審 査 会	会 長	日 18,900
	委 員	月 55,900		委 員	日 17,900
	臨 時 補 充 員	日 7,900	国 民 保 護 協 議 会	委 員 ・ 専 門 委 員	日 7,900
公 平 委 員 会	委 員 長	月 62,300		幹 事	日 6,750
	委 員	月 50,400	消 防 賞 じ ゅ つ 審 査 委 員 会 の 委 員	日 7,900	
監 査 委 員	識 見 者 選 任	月 114,000	この表に掲げる附属機 関以外の附属機関	会 長 ・ 委 員 長	日 8,800
	議 会	月 85,800		上 記 以 外	日 7,900
農 業 委 員 会	会 長	月 62,700	選 挙 長	日 10,800	
		年 市 長 が 定 め る 額		(R1.5.15)	
	委 員	月 47,600	投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 12,800	
		年 市 長 が 定 め る 額	(R1.5.15)		
		月 37,800	期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 11,300	
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	年 市 長 が 定 め る 額	開 票 管 理 者	日 10,800		
			投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 10,900	
			期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 9,600	
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	委 員 長	日 10,900	開 票 立 会 人	日 8,900	
	委 員	日 10,100	選 挙 立 会 人	(R1.5.15)	
社 会 教 育 委 員	日 7,900			(R1.5.15)	

※ ()内は報酬等の額の適用年月日

※ 長崎市附属機関に関する条例に規定する附属機関を除く

9 給与等の公表

本市においては、昭和57年7月1日発行の「広報ながさき」(全世帯配布)により第1回の公表を行って以来、毎年給与等の公表を行っている。

また、平成17年度からは、本市の採用状況や勤務条件等を含む人事行政の運営状況を広報ながさき及び市ホームページ等において公表を行っている。

10 旅 費 額

(H19. 4. 1 から適用)

職 名 等	鉄 道 賃	船 賃	車 賃 (1kmにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
市 副 市長	旅客運賃、 急行料金、 特別車両料金 及び座席指定 料金 ※ 特別車両 料金は、当 分の間、市 長及び副市 長のみ	(1) 上級 (2) 等級がない場合 実 費	円	円 3,300	円 16,500
部 長 級 次 長 級 課 長 補 佐 級		(1) 3階級の場合 中 級 (2) 2階級の場合 下 級 (3) 等級がない場合 実 費	37	2,600	13,100
係 主 係 任 員				2,200	10,900

職 員 研 修

本市では、「自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員の育成」を目的とし、自己啓発、職場研修、職員研修、派遣研修の4つの柱を立て、それぞれの研修内容の充実を図っている。

具体的には、自主研究グループの活動助成、資格取得に対する助成、語学講座の開催等、職員の自主学習を積極的に支援し、「自己啓発」意欲の向上を図るとともに、職員の職務遂行能力の向上と組織の活性化に効果的な「職場研修」の推進に努めることとしている。

また、「職員研修」では、一般職員から管理監督職員に至る各階層での必須の研修である階層別基本研修や、職員の事務能力の向上等に力点を置いた基礎実務研修・特別研修を実施している。

さらに「派遣研修」では、幅広い視野と新しい発想を持った意欲的な職員の育成とともに、各種研修機関への派遣による専門知識・技能の習得及び庁内講師の養成を図っている。

1 令和5年度職員研修計画

(1) 自己啓発

職員が市政に係る研究や能力開発等を目的として自主的に行う研修について、次のとおり助成する。

ア 自主研究グループへの助成

複数の職員が組織的・計画的・継続的に行う集団的な調査・研究を対象とする。研究活動に必要な経費の補助、講師等の紹介、参考図書等の貸出しなどを行う。

イ 資格取得に対する助成

自己啓発の意欲を喚起するとともに、職務遂行能力の向上を図ることを目的として、職務の遂行に寄与すると認められる資格を取得した職員に対し、資格試験の検定料及び資格取得に係る講座の受講料のそれぞれ2分の1に相当する額を助成する。

(2) 職場研修

各職場が実施する職場研修及び実務セミナー派遣などに関し、経費の負担、講師の紹介、研修機材等の貸し出しなどを行う。

(3) 職員研修

ア 階層別基本研修

採用後10年間で、市民の声をしっかりと聴き、そこで生じている課題等を政策に反映できる力を高めていくために必要な、コミュニケーション力などの対話力や、企画力・政策立案能力を向上させる研修や、職位ごとの役割に応じた研修などを計画的に実施する。

	研 修 名	対 象 者	回 数
一 般 職 員 研 修	新規採用職員研修	新規採用職員	7
	採用2年次研修	採用後2年目の職員	2
	採用3年次研修	採用後3年目の職員	1
	採用4年次研修	採用後4年目の職員	1
	採用5年次研修	採用後5年目の職員	1

研 修 名		対 象 者	回 数
	採用 6 年次研修	採用後 6 年目の職員	1
	採用 7 年次研修	採用後 7 年目の職員	1
	採用 8 年次研修	採用後 8 年目の職員	1
	採用 9 年次研修	採用後 9 年目の職員	1
	採用 10 年次研修	採用後 10 年目の職員	1
	採用 15 年次研修	採用後 15 年目の職員	1
	新任主任研修	令和 5 年度主任昇任者	2
職員研修 管理監督	新任係長研修	令和 5 年度係長昇任者	3
	現任係長研修	係長として 2 年目の職員	2
		係長として 3 年目の職員	2
		係長として 4 年目の職員	1
	新任課長・課長補佐研修	令和 5 年度課長級・課長補佐級昇任者	3
	現任課長研修	課長として 3 年目の職員	1
課長として 4 年目の職員		1	

イ 基礎実務研修・特別研修

職員の職務遂行能力の向上に力点を置いた基礎実務研修や、様々な行政課題、時代のニーズに柔軟に対応できる人材の育成を目指した特別研修を実施する。

〔 OA (パソコン) 研修、実務研修 (契約・会計・庶務等)、若手職員パワーアップ研修、自治体法務研修、女性活躍推進研修、不当要求防止対策研修、ハラスメント防止研修、メンタルヘルス研修等 〕

(4) 派遣研修

高度な専門的能力と幅広い見識を養成することを目的として自治大学校、政策研究大学院大学、市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー) 及び全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー) 等へ職員を派遣するとともに、先進都市の調査・研究のための職員派遣を実施する。

また、長崎縣市町村振興協会 (長崎縣市町職員研修センター) が主催する専門研修等に職員を派遣する。

2 令和 4 年度職員研修総括表 (実績)

研 修 名		対象者	回数	延人数
自 己 啓 発		全 職 員		188
職 場 研 修	職 場 内 研 修	全 職 員	13	310
	実 務 セ ミ ナ ー 等 派 遣	全 職 員	35	37
職 員 研 修	一 般 職 員 研 修	一 般 職 員	33	1,767
	管 理 監 督 職 員 研 修	管 理 監 督 職 員	12	397
	基 礎 実 務 研 修	全 職 員	29	2,566
	特 別 研 修	全 職 員	35	5,312
派 遣 研 修		全 職 員	83	358
総 計				10,935

市 税

1 市税の税率、納期等（令和5年度分）

区 分	市		民 税			
	個 人（賦課期日：1月1日）		法		人	
	均 等 割	所 得 割	均	等	割	法人税割
課 税 標 準 及 び 税 率	標準税率 3,500円	標準税率 税率 一律6%	標準税率			制限税率 8.4/100 (平成26年10月1日以降令和元年9月30日までに開始した事業年度の税率は12.1/100) ・法人税額を課税標準
	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災からの復興に関し、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間500円が加算（県民税の均等割も同様） 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額（分離課税に係る分を除く）及び山林所得金額を課税標準 	資本金等の額	市内の 従業者数	税 率 (年額)		
		50億円超	50人超	3,000,000円		
			50人以下	410,000円		
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円		
			50人以下	410,000円		
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000円		
			50人以下	160,000円		
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円		
			50人以下	130,000円		
1千万円以下	50人超	120,000円				
	50人以下	50,000円				
	上記以外の法人等	—	50,000円			
		平成27年4月1日以後に開始した事業年度については、「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」を下回る場合は、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」が均等割の税率区分の算定基礎となる。 (資本金等の額＝無償増資、無償減資等を加減算した調整後の金額)				
納 税 義 務 者	<ul style="list-style-type: none"> 1月1日現在、市内に住所を有する個人（均等割と所得割） 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割のみ） 		<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割と法人税割） 市内に事務所又は事業所を有しないが、寮等を有する法人（均等割のみ） 市内に事務所又は事業所を有する公益法人で、収益事業を行わないもの（均等割のみ） 法人課税信託の引受を行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有する者（法人税割のみ） 			
期 申 限 告	3月15日		<ul style="list-style-type: none"> 事業年度終了の日の翌日から2カ月以内 公共法人等で均等割のみを課されるもの4月30日 			
納 期	<ul style="list-style-type: none"> 普通徴収 第1期 6月15日～6月30日まで 第2期 8月15日～8月31日まで 第3期 10月15日～10月31日まで 第4期 1月15日～1月31日まで 給与所得に係る特別徴収年12月（6月～翌年5月）徴収の月の翌月の10日まで 公的年金等所得に係る特別徴収年6月（偶数月） 		<ul style="list-style-type: none"> 申告納付 			
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 県民税を併課 均等割 2,000円(ながさき森林環境税500円を含む) 所得割 標準税率 税率 一律4% 					

区分	固定資産税 (賦課期日：1月1日)			都市計画税 (賦課期日：1月1日)	軽自動車税		市たばこ税
	土地	家屋	償却資産		種別割 (賦課期日：4月1日)	環境性能割	
課税標準及び税率	・標準税率		・賦課期日における価格	・制限税率 ・市街化区域内の固定資産(土地、家屋)の課税標準	・標準税率 【別紙】のとおり	・標準税率 【別紙】のとおり	・一定税率 ・小売業者への売渡本数1,000本につき6,552円
	・基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格						
納税義務者	・当該固定資産の所有者			・当該固定資産の所有者	・当該軽自動車等の所有者	・当該三輪以上の軽自動車の取得者	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者
申告期限			1月31日		取得・変更申告 ・申告事由発生日から15日以内 廃車申告 ・申告事由発生日から30日以内	・車両番号の指定を受けるとき ・申告事由発生日から15日を経過する日まで	当該売渡月分を翌月末日
納期	第1期 5月15日～5月31日まで 第2期 7月15日～7月31日まで 第3期 12月15日～12月25日まで 第4期 2月15日～2月29日まで			同 左	・普通徴収 5月15日～5月31日まで	・申告納付	・申告納付
備考	免税点 30万円	免税点 20万円	免税点 150万円		令和元年10月1日～ 軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更	令和元年10月1日～ 自動車取得税が廃止され、環境性能割新設	

区分	特別土地保有税	入湯税	事業所税	宿泊税
課税標準及び税率	<ul style="list-style-type: none"> 一定税率 土地の取得価額又は修正取得額 保有 1.4/100 取得 3/100 	<ul style="list-style-type: none"> 一定税率 一人一日につき 150 円 ただし、日帰り入湯客は、一人一日につき 30 円 	<ul style="list-style-type: none"> 一定税率 資産割 事業所床面積 1 m²につき 600 円 従業者割 従業者給与総額の 0.25/100 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一泊につき 宿泊料金が 1 万円未満である場合 100 円、1 万円以上 2 万円未満である場合 200 円、2 万円以上である場合 500 円 ※免税点なし
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者又は取得者 	<ul style="list-style-type: none"> 入湯客 ただし、鉱泉浴場経営者が特別徴収 <p>(課税免除対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢 12 歳未満の者 市内に居住する年齢 65 歳以上の者 市内に居住する身体等に障害を有する者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた者 修学旅行者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 災害の被災者のうち市長が必要と認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等（事務所、店舗、工場など）において事業を行う者 <p>(免税点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度末日において市内の全事業所等の合計床面積が 1,000 m²以下（資産割） 事業年度末日において市内の事業所等に勤務する従業者数 100 人以下（従業者割） 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設への宿泊者 ただし、宿泊事業者が特別徴収 <p>(課税免除対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> 保有 5 月 31 日 取得 <ul style="list-style-type: none"> 8 月 31 日 7 月 1 日前 1 年以内の取得者 2 月末日 1 月 1 日前 1 年以内の取得者 	<ul style="list-style-type: none"> 当月徴収分を翌月 15 日 	<ul style="list-style-type: none"> 個人 その年の翌年の 3 月 15 日 法人 事業年度終了の日から 2 カ月以内 	<ul style="list-style-type: none"> 当月徴収分を翌月末日 納入期限等特例承認申請が承認された場合、3・4・5 月分を 6 月末日、6・7・8 月分を 9 月末日、9・10・11 月分を 12 月末日、12・1・2 月分を 3 月末日
納期	<ul style="list-style-type: none"> 申告納付 	<ul style="list-style-type: none"> 申告納入 	<ul style="list-style-type: none"> 申告納付 	<ul style="list-style-type: none"> 申告納入
備考	<ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度から新規課税停止 			<ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年 4 月 1 日から導入

【別紙】
【種別割】
・標準税率

車種			税率		
原動機付 自転車	50cc以下		2,000円		
	90cc以下		2,000円		
	125cc以下		2,400円		
	三輪以上で50cc以下(ミニカー)		3,700円		
軽自動車	二輪		3,600円		
	三輪		旧税率	3,100円	
			新税率	3,900円	
			重課税率	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用	旧税率	5,500円
				新税率	6,900円
				重課税率	8,200円
		自家用	旧税率	7,200円	
			新税率	10,800円	
			重課税率	12,900円	
	貨物	営業用	旧税率	3,000円	
			新税率	3,800円	
			重課税率	4,500円	
		自家用	旧税率	4,000円	
新税率			5,000円		
重課税率			6,000円		
小型特殊 自動車	農耕作業用		2,400円		
	その他		5,900円		
二輪の小型自動車			6,000円		

初度検査年月が平成27年3月以前の(平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた)車両は、重課税率の適用となるまで、旧税率を適用

○軽課

(適用期間)

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(適用内容)

初度検査年月が適用期間内の(適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける)課税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、燃費基準等に応じて当該年度の翌年度(令和4年度～令和8年度)分について特例措置を適用。

○重課

(適用内容)

初度検査年月が平成22年3月以前の(初めて車両番号の指定を受けてから13年を超えた)三輪以上の軽自動車について新税率の概ね20%を重課

※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンと電気の併用軽自動車及び被けん引車を除く

【環境性能割】

・税率(R6.1以降は新区分に移行)

区分			税率	
			自家用	営業用
電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減)			非課税	非課税
ガソリン車・ ハイブリッド車	乗用	R12(2030)年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	貨物	平成27年度燃費基準125%達成		
	乗用	R12(2030)年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	貨物	平成27年度燃費基準120%達成		
	乗用	R12(2030)年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成	2%	1%
貨物	平成27年度燃費基準115%達成			
上記以外				2%

(注)ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス規制50%低減又は平成17年排出ガス規制75%低減達成車(★★★★)に限る。

2 市税税目別決算及び市民負担の状況

税目	年度	R 3 年 度			R 4 年 度		
		決算額	収入率	対前年度伸率	決算見込額	収入率	対前年度伸率
合 計		千円 53,148,001	% 97.5	% △0.9	千円 54,302,182	% 97.7	% 2.2
普 通 税		47,759,226	97.5	△0.6	48,784,678	97.6	2.1
市 民 税		23,736,131	97.8	△1.7	23,847,486	97.9	0.5
個 人		19,583,467	97.8	△1.0	19,457,066	97.8	△0.6
法 人		4,152,664	98.0	△4.7	4,390,420	98.2	5.7
固 定 資 産 税		20,332,683	96.9	△0.3	21,061,322	97.1	3.6
軽 自 動 車 税		1,013,189	95.5	2.9	1,061,160	95.9	4.7
環 境 性 能 割		30,144	100.0	5.7	47,259	100.0	56.8
種 別 割		983,045	95.4	2.8	1,013,901	95.7	3.1
市 た ば こ 税		2,677,223	100.0	6.3	2,814,710	100.0	5.1
特 別 土 地 保 有 税		0	0.00	0.0	0	0.00	0.0
目 的 税		5,388,775	97.6	△3.8	5,517,504	97.8	2.4
入 湯 税		32,174	100.0	47.7	46,558	100.0	44.7
事 業 所 税		1,563,281	98.5	△11.9	1,532,435	98.9	△2.0
都 市 計 画 税		3,793,320	97.2	△0.3	3,938,511	97.4	3.8

市税負担額	1人当たり	131,676円	136,182円
	1世帯当たり	258,817円	264,379円

3 納税義務者の推移

(単位：人)

税 目		年 度		H30	H元	R2	R3	R4
市 民 税	個 人 徴 収	普 通	均 等 割 の み	10,763	10,867	11,170	10,647	10,730
			所 得 割 の み					
		徴 収	均 等 割 及 び 所 得 割	62,722	61,451	60,572	59,492	59,346
			計	73,485	72,318	71,742	70,139	70,076
	小 人 徴 収	特 別	均 等 割 の み	5,009	4,855	4,684	4,771	4,718
			所 得 割 の み					
		徴 収	均 等 割 及 び 所 得 割	118,960	119,362	119,717	119,015	117,434
			計	123,969	124,217	124,401	123,786	122,152
		小 計	197,454	196,535	196,143	193,925	192,228	
		法 人	10,258	10,249	10,344	10,291	10,412	
固 定 資 産 税		土 地 及 び 家 屋	165,216	165,363	165,666	165,818	166,170	
		償 却 資 産	4,466	4,514	4,860	4,403	4,889	
		小 計	169,682	169,877	170,526	170,221	171,059	
軽 自 動 車 税		種 別 割	112,043	111,065	111,047	110,605	109,950	
		(環 境 性 能 割)			(6,068)	(5,678)	(5,794)	
合 計			489,437	487,726	488,060	485,042	483,649	
対 前 年		増 加 数	△238	△1,711	334	△3,018	△1,393	
		伸 率 (%)	△0.0	△0.3	0.1	△0.6	△0.3	

※軽自動車税（環境性能割）は課税台数のため、合計には含めず。

市 有 財 産

1 市有財産の概況

(R5. 3.31)

区 分		数 量	評 価 額	
公 有 財 産	土 地	公 用 財 産 230,862 (m ²)	7,763,173 (千円)	
		公 共 用 財 産 (教育財産含む) 11,703,178	213,435,181	
		普 通 財 産 23,513,147	29,863,064	
	建 物	公 用 財 産 112,557	29,215,521	
		公 共 用 財 産 (教育財産含む) 1,761,288	264,667,054	
		普 通 財 産 174,590	12,669,575	
	無 体 財 産 権		47 件	
	有 価 証 券	株 券	4	57,000 (決算年度末現在高)
	出 資 に よ る 権 利		40	2,279,719 (決算年度末現在高)
物 品		4,585	12,393,712 (決算年度末現在高)	
債 権		22	17,400,552 (決算年度末現在高)	
基 金		39	54,735,191 (決算年度末現在高)	
合 計		—	644,479,742	

2 市 庁 舎

区 分	市役所庁舎	
工 期	令和元年7月11日 ～ 令和4年11月30日	
敷地面積	6,710.30m ²	
建物構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 免震構造	
建築面積	4,022.69m ²	
建築延面積	51,752.46 m ²	
最高部高	90.86m	
事業費	設計、建築費等	51億円
	既存庁舎解体費	7億円
	その他移転費	6億円
財 源	基金	160億円
	国庫補助金、地方債	48億円
	上下水道局負担	27億円
	今後の市の負担	29億円
区 分	交通会館別館	
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上7階建の内、6階部分 1,524.28m ²	
取得年月日	昭和55年12月20日	
取得価格	70,000千円	

3 財 産 区

(1) 財産区数 86 (うち管理会設置数 60)

(2) 財産区の財産概要

(R5. 4. 1)

土 地									建 物
計	宅 地	山 林	原 野	保安林	畑	雑種地	ため池	墓 地	
399 筆	70 筆	10 筆	8 筆	9 筆	4 筆	10 筆	33 筆	255 筆	9 件
424,785.50 m ²	7,977.94 m ²	35,229.71m ²	56,771.30m ²	154,473.00 m ²	329.00m ²	6,599.63m ²	2,584.10m ²	160,820.82m ²	1,023.62 m ²

4 長崎市営墓地

(R5. 4. 1)

名 称	位 置	地 積	区 画 数
大 浦 国 際 墓 地	川上町	2,870.00 m ²	212
坂 本 国 際 墓 地	坂本1丁目及び目覚町	8,107.00	479
浦 上 墓 地	上銭座町	2,898.00	201
昭 和 墓 地	花丘町	2,279.00	191
家 野 墓 地	家野町	8,411.75	456
住 吉 墓 地	泉1丁目及び泉2丁目	5,261.26	369
香 焼 中 央 墓 地	香焼町	4,285.00	229
合 計		34,112.01	2,137

公共施設マネジメントの推進

長崎市は、これまで人口の増加や経済発展にあわせて（特に 1980 年代から 90 年代にかけて）、多くの公共施設を建設してきた。現在、これらの公共施設は建築後 30 年以上を経過した建物が全体の 6 割を超え、老朽化が進行し、これから一斉に建替えや大規模改修の時期を迎える。

一方、今後、人口減少や少子高齢化がますます進むなかで、公共施設を利用する人々の数や年齢構成が変化してきており、公共施設に求められる役割も多様化している。

このため長崎市では、「人口が減っても、暮らしやすいまち」であり続けるよう、今後とも、必要となる行政サービスを維持していくため、時代の変化に対応できる公共施設へと見直すことを目的として、「公共施設マネジメント」に取り組んでいる。身の丈に合った公共施設への転換を進めることで、持続可能な行政運営を図るとともに、施設の計画的な予防保全や長寿命化を行うことで、安全性や機能性の向上を図る。

1 公共施設マネジメントのこれまでの主な取り組み

年度	取 組 内 容	
H28	長崎市PPP手法の優先的検討方針の策定	公共施設等の整備や運営に当たり、従来型手法（市直営実施）に優先してPPP手法を検討するための方針
H29 ～ R4	地区別計画策定に係る市民対話の開催 H29年度：3地区4箇所 H30年度：4地区5箇所 R元年度：4地区4箇所 R3年度：4地区4箇所 R4年度：2地区2箇所	公共施設マネジメントの実施計画となる「地区別計画」の策定に向け、マネジメントの必要性についての市民理解を深めるとともに、将来に向けた公共施設のあり方について、住民と行政がともに考える場 ※R2は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施
	長崎市公共施設マネジメント地区別計画（案）の策定 H30年度：3地区 R元年度：6地区 R2年度：2地区 R3年度：2地区 R4年度：4地区	適正配置基準の基本的な市の考え方をもとに、地域の事情を考慮した公共施設マネジメントの実施計画
	長崎市公共施設の適正配置基準の策定（R4年度）	行政サービスのあり方と行政サービスを提供する施設の配置の数や場所などを示す、施設の将来の方向性に関する長崎市の基本的な考え方

2 公共施設マネジメントの今後の取り組み

(1) 「地区別計画」の実行

施設の集約化や複合化など、地区ごとに公共施設の適正配置について定める「地区別計画」に基づき、各地区の実情を考慮した施設の適正配置や効率的な管理運営を行う。地区は市民に身近な日常生活圏域を基礎として 17 地区に設定。

(2) 市民への周知・啓発活動

市民と十分な合意形成を図るため、公共施設マネジメントに関する情報発信を積極的に行い、周知・啓発に取り組む。

(3) 低未利用資産の利活用

市有財産（土地・建物）を自治体運営の経営資源と捉え、行政目的での利活用がない市有財産（土

地・建物)については、サウンディング型市場調査や公募型プロポーザル方式等の手法を取り入れ、売却等の利活用を図る。

契 約

建設工事、建設工事に係る業務委託及び物品調達等において、入札・契約事務の競争性や透明性の向上及び効率化を図るため、電子調達システムを導入し、原則として制限付一般競争入札で執行している。

1 有資格業者数（令和5年5月1日現在）

(1) 建設工事

区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
令和5年度	616	3	49	584	1,252
令和4年度	625	4	52	584	1,265
増減	△9	△1	△3	0	△13

(2) 建設工事に係る業務委託

区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
令和5年度	81	0	59	332	472
令和4年度	82	1	56	332	471
増減	△1	△1	3	0	1

(3) 物品調達等

区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
令和5年度	1,070	26	229	1,027	2,352
令和4年度	1,091	21	242	1,009	2,363
増減	△21	5	△13	18	△11

2 制限付一般競争入札における契約締結件数及び請負金額

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
建設工事	件 数	682件	663件	563件
	請負金額	20,578,158,272円	20,189,443,794円	21,060,286,654円
建設工事に係る 業務委託	件 数	157件	154件	145件
	請負金額	1,780,144,886円	1,364,819,342円	1,581,585,493円
物品調達等 ※1	件 数	710件	637件	735件
	請負金額	6,256,012,998円	7,926,982,605円	12,572,443,032円

※1 物品調達等は、業務委託(建設工事に係るものを除く)・物品購入・物品借入・製造の請負を指すものであり、契約検査課入札分のみの実績である。

国民年金

国民年金制度は、昭和 34 年に発足以来今日まで制度の改正、内容の充実が図られ高齢化社会における老後の生活安定の大きな柱となっている。とりわけ、昭和 61 年 4 月からは、公的年金制度を長期にわたり健全で安定的に運営していくため、基礎年金の導入と給付水準の適正化、女性の年金権の確保及び障害年金の改善が図られた。平成 3 年 4 月からは、20 歳以上の学生も強制加入となり、日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の人全てが原則として加入する制度となった。

また、平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行されたことに伴い、機関委任事務から法定受託事務へと区分され、平成 14 年 4 月には収納事務が国の直接事務となった。さらに、平成 22 年 1 月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足している。

1 拠出年金

(1) 加入状況

(令和 5 年 3 月末日現在)

種類別		男女		計	免除	種類別	人	免除率 %
		男	女					
被保険者	第 1 号	強 制	人	人	免 除	法定	6,509	14.9
		任 意	22,759	21,015		申請 (全額)	8,445	19.3
		小 計	228	366		申請 (3/4)	646	1.5
	第 3 号	22,987	21,381	申請 (半額)		418	1.0	
		356	19,973	申請 (1/4)		244	0.6	
合 計	23,343	41,354	64,697	学生特例	5,966	13.6		
					納付猶予	1,648	3.8	
					合 計	23,876	54.5	

(2) 給付状況

(令和 5 年 3 月末日現在)

区分	種類						
	受給権者						計
	老 齢	通算老齢	障害 (基礎)	母子・準母子	遺児	寡 婦	
	(老齢基礎)			(遺族基礎)			
旧法	人	人	人	人	人	人	人
	1,673	872	135	1	0	46	2,727
新法	127,177	—	8,767	684		0	136,628
計	128,850	872	8,902	685		46	139,355

2 福祉年金

(令和 5 年 3 月末日現在)

	老齢福祉
受給権者数	1 人

3 制度の概要

平成9年 1月	基礎年金番号の導入
平成12年 4月	学生納付特例制度の実施
平成14年 4月	収納事務の国への移管
	第3号被保険者の届出の事業主経由への変更
平成17年 4月	若年者納付猶予制度の創設
	第3号被保険者の過去の未届け期間の救済など
平成18年 7月	多段階保険料免除制度の導入
平成26年 4月	未支給年金の請求範囲の拡大
平成28年 7月	納付猶予制度の対象年齢拡大
平成29年 8月	老齢年金受給資格期間の短縮
平成30年 3月	個人番号による年金関連の届出開始
平成31年 4月	産前産後期間の保険料免除制度開始
令和元年 10月	年金生活者支援給付金制度開始
令和2年 5月	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料免除等に係る臨時特例措置の実施 (令和4年度申請分で終了)
令和4年 4月	国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え 老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げ
令和4年 5月	マイナポータルを利用した国民年金手続きの電子申請開始
令和5年 2月	スマートフォンアプリを利用した国民年金保険料の電子決済開始

戸 籍 ・ 住 民

戸籍は、出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度である。

また、住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録など住民に関する事務処理の基礎となる制度であり、平成 24 年 7 月からは、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となった。

いずれの制度も市民の様々なライフイベントに密接に関係しており、窓口においては、出生・婚姻・死亡・転入・転居・転出等の各種届出の受付や、戸籍謄抄本・住民票の写し・印鑑登録証明書等各種証明書やマイナンバーカードの交付などを行っている。このように市民の利用度が高いことから、電算化により事務の能率化及び迅速化を図り、市民サービスコーナーを設置し土日祝日においても各種証明書の交付を行ってきた。平成 28 年 1 月 25 日からはマイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスを開始し、住民の利便性向上を図っている。

1 住民基本台帳及び戸籍等の状況 (令和 5 年 3 月末日現在)

住民基本台帳				戸 籍		印鑑登録数 (人)
世帯数 (世帯)	人 口 (人)			本籍数 (戸籍)	本籍人口 (人)	
	総 数	男	女			
205,395	398,747	184,375	214,372	211,363	491,985	261,613

2 外国人住民の状況 (令和 5 年 3 月末日現在) (単位：人)

住民基本台帳			国 籍 別 人 口						
計	男	女	中 国	ベトナム	フィリピン	ネパール	韓国・朝鮮	インドネシア	その他
3,639	1,893	1,746	1,024	490	469	462	330	77	787

3 令和 4 年度届出処理件数 (単位：件)

戸籍									合計
出 生	認 知	養子縁組	養子離縁	婚 姻	離 婚	死 亡	入 籍	分 籍	
3,684	71	225	92	3,826	928	7,756	708	109	
戸籍				住民記録					
転 籍	訂正・更生	その他	小 計	転 入	転 出	転 居	その他	小 計	134,479
1,679	213	740	20,031	9,824	10,577	10,501	4,419	35,321	
戸籍附票			印鑑登録						
記 載	消 除	小 計	登録申請	紛失・廃止	小 計				
49,596	16,900	66,496	9,879	2,752	12,631				

4 令和4年度証明等交付件数

(単位：件)

戸籍関係	住民票関係	印鑑関係	諸証明関係	合計
168,080	235,981	95,805	5,422	505,288

5 マイナンバーカードの申請・交付状況

(令和5年3月末日現在)

申請件数	交付件数
310,936件 (76.56%) ※	255,627件 (62.94%) ※

(※：R4.1.1現在長崎市人口406,116人に対する割合)

6 窓口事務の改善概要

昭和60年11月	住民記録漢字オンラインシステム導入 住民異動届等業務の即時処理が可能となり、住民票の発行が本庁・支所いずれの場所でも可能になった。
平成3年11月5日	外国人登録事務の電算オンライン化
平成4年6月1日	印鑑登録事務の電算オンライン化 より迅速な証明書の発行が可能となった。
平成10年7月18日	戸籍事務の電算オンライン化 届出の受付から証明の発行まで全てコンピュータで行い、市民サービスの向上と事務の効率化を図った。
平成10年9月19日	市民サービスコーナー（消費者センター内、西浦上支所内）開設
平成15年4月1日	市民サービスコーナー（三重地区市民センター内）開設
平成18年1月4日	市民サービスコーナー（村松事務所内）開設 土日祝日において、各種証明書が交付できるようにした。
平成24年5月14日	新住民記録系システム稼働
平成25年1月7日	市民課窓口の改修 窓口の拡大に伴いライフイベントに付随する手続きの拡充を図った。
平成27年1月5日	市民課窓口事務の一部を民間事業者へ委託
平成28年1月25日	マイナンバーカードを利用した、証明書コンビニ交付サービス開始
平成28年10月1日	本人通知制度の導入
平成29年10月1日	行政サテライト機能再編成により、市民課及び支所・行政センターを廃止し、地域センターを設置
令和3年6月1日	中央地域センター窓口において証明交付手数料のキャッシュレス決済を開始
令和3年6月1日	コンビニ交付サービス証明交付手数料を100円減額
令和3年7月1日	マイナンバーカード交付予約システム導入
令和5年1月4日	新庁舎移転に伴い中央地域センター他5地域センターにおいて総合窓口システムを導入

市 民 相 談

1 市民相談

市民から寄せられる市政に対する様々な苦情、要望あるいは市民生活から生じる個人的な心配ごとや紛争などについての相談に応じることにより、住みよい豊かなまちづくりを目指して昭和 37 年 1 月から市民相談室を開設し、市民相談業務を開始した。また、昭和 56 年 4 月の機構改革により市民相談室を広聴相談室に、昭和 59 年 7 月に市民相談室に改称したが、平成 3 年 8 月に市民生活課に統合され、平成 9 年 4 月に自治振興課に改称し、さらに平成 20 年 4 月に安全安心課に組織改正され、平成 30 年 4 月に自治振興課に統合された。

相 談 項 目	担 当	令和 4 年度相談件数
市 政 相 談	市相談員	0 件
一 般 相 談	市相談員	3,890 件
法 律 相 談	長崎県弁護士会	497 件
国 税 相 談	九州北部税理士会長崎支部	81 件
登 記 相 談	長崎県司法書士会、長崎県土地家屋調査士会	233 件
不 動 産 相 談	長崎県宅地建物取引業協会	111 件
住宅リフォーム事前相談	長崎市住宅相談連絡協議会	3 件
マンション管理相談	長崎県マンション管理士会	15 件
合 計		4,830 件

2 交通事故相談

交通事故被害者の救済策の一環として、昭和 47 年 4 月に交通事故相談所を設置し、損害賠償問題等についての交通事故相談に応じている。

相 談 項 目	担 当	令和 4 年度相談件数
交 通 事 故 全 般	交通事故相談員	17 件
	長崎県弁護士会	12 件
合 計		29 件

犯罪被害者等支援

本市においては、犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、令和3年4月1日に「長崎市犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を施行し、総合相談窓口の設置や見舞金・助成金の給付、心身の被害回復・二次被害等の防止、犯罪被害者等に対する理解の促進などの支援に取り組んでいる。令和4年4月には、条例に基づき「長崎市犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進している。

1 見舞金

区分	対象者	金額	備考	令和4年度実績
遺族見舞金	故意の犯罪行為により死亡した被害者（市民）の第1順位の遺族（市民）	30万円	<ul style="list-style-type: none"> 重傷病見舞金を受けた被害者が死亡した場合は20万円 就業又は就学により市外に居住していた死亡被害者の遺族（市民）も対象 	0件
重傷病見舞金	故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者本人（市民）	10万円	<ul style="list-style-type: none"> 療養期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病が対象。 精神疾患の場合は、療養期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であること。 	1件

2 助成金

区分	助成内容	対象者	上限金額	対象経費	補助率	令和4年度実績
転居費用助成金	殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人又は遺族に転居費用を助成	故意の犯罪行為が行われたときにおいて、死亡した被害者（市民）と同居していた遺族（市民）又は故意の犯罪行為による被害者本人（市民）	20万円/回 一事件につき2回まで	転居に要する費用（家財道具の運搬に係る荷造り及び運送に要する費用）	10/10	0件
家賃助成金	殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人又は遺族に新たな住居の家賃を助成	故意の犯罪行為が行われたときにおいて、死亡した被害者（市民）と同居していた遺族（市民）又は故意の犯罪行為による被害者本人（市民）	3万円/月 最大6か月	長崎市内に所在する賃貸住宅の家賃	1/2	0件

交通安全対策

1 交通安全対策の現況

(1) 交通指導員

昭和45年5月から小学校区を単位として交通指導員を配置し、登下校時の児童の保護並びに歩行者や車両運転者への通行の指導等に当たっている。令和5年5月1日現在、配置対象校69校のうち、44校に72人の交通指導員を配置しており、年額31,400円の報酬と制服や帽子、腕章等を支給している。

(2) 交通安全指導普及員

交通安全思想の普及高揚を図るため、3人の交通安全指導普及員により、市内の幼稚園・保育所等において、園児やその保護者を対象に交通安全教室を開催している。参加・体験型学習を重視し、横断歩道の渡り方や信号機の見方などの交通安全教育について、令和4年度は290回(参加人員9,695人)実施した。

2 交通事故発生状況

令和4年中の本市内の死者数は4人、人口10万人当たり1.0人となっている。(長崎県警察交通統計)

(※10万人当たり死者数の人口は、令和4年10月1日現在の推計人口で集計)

年 別	発 生	死 者	傷 者
H20	2,582 件	8 人	3,216 人
H21	2,675	21	3,326
H22	2,540	15	3,203
H23	2,522	11	3,067
H24	2,359	11	2,939
H25	2,605	10	3,212
H26	2,300	10	2,857
H27	2,122	10	2,689
H28	1,930	3	2,394
H29	1,757	12	2,170
H30	1,547	10	1,966
H31 (R元)	1,370	9	1,648
R2	993	9	1,218
R3	924	3	1,141
R4	864	4	1,074

市 民 協 働

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気持ちを共有し、参画と協働によるまちづくりを推進するために、「市民力」（市民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力）の向上と、市民との協働の推進に係る事業を実施している。

1 市民力推進委員会

(1) 設置目的

市民の自主的、自発的活動である「市民力」の向上について、市民活動に関する知識・経験を有する者及びその関係団体から幅広く意見の聴取を行った「市民力向上検討会議」において提出された報告書（平成 20 年 3 月提出）に基づき、「市民力」の推進や連携強化に向けて、本市が行う各種施策についての助言を行う。

(2) 担当事務

本市の市民力及び本市と市民との協働の推進に関する重要事項の調査審議及び審査に関すること

(3) 実績（令和 4 年度）

計 4 回の会議を開催（うち審査部会 2 回）

2 協働のまち魅力発信事業

(1) 目的

多様化する市民ニーズや地域課題の解決に向けて、「協働」が特別なものではなく、いつでもどこでもできるという意識の醸成を図ることが重要であり、その有効な活用方法として、幅広い世代に対して情報伝達の効果が高いとされるテレビを活用し、協働の事例や市民活動団体等を分かりやすく市民に広く周知する。

(2) 事業概要

ア 長崎市広報番組「もってこ〜い市民力」

ケーブルテレビの番組「なんでんカフェ」のうち 10 分間。4/1〜3/31（1 本/月）

イ 長崎ケーブルメディアチャンネルガイド掲載

毎月 25 日発行。配布世帯数 50,000 世帯（長崎市・長与町・時津町）

(3) 実績（令和 4 年度）

計 12 回放映

3 提案型協働事業

(1) 事業概要

市民活動団体等の発想を活かした事業企画を募集し、市民活動団体等と行政との協働で、地域の多様な課題の解決に取り組む制度。市民活動団体等と事業担当課が、協議・調整を経て企画した事業について審査を行い、翌年度実施する事業を決定する。

(2) 事業種別

ア 市民提案型協働事業

市民活動団体等が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を自ら提案し、本市と協働して行う事業

イ 行政提案型協働事業

行政が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を市民活動団体等が提案し、本市と協働して行う事業

(3) 実績 市民提案型 26 件・行政提案型 8 件（平成 21 年度～令和 4 年度）

4 長崎伝習所事業

(1) 目的

市民と行政の有機的連携を強化することにより、人材の育成と政策を生み出す活動を行い、もって長崎の再生と創造に寄与する。

(2) 事業概要

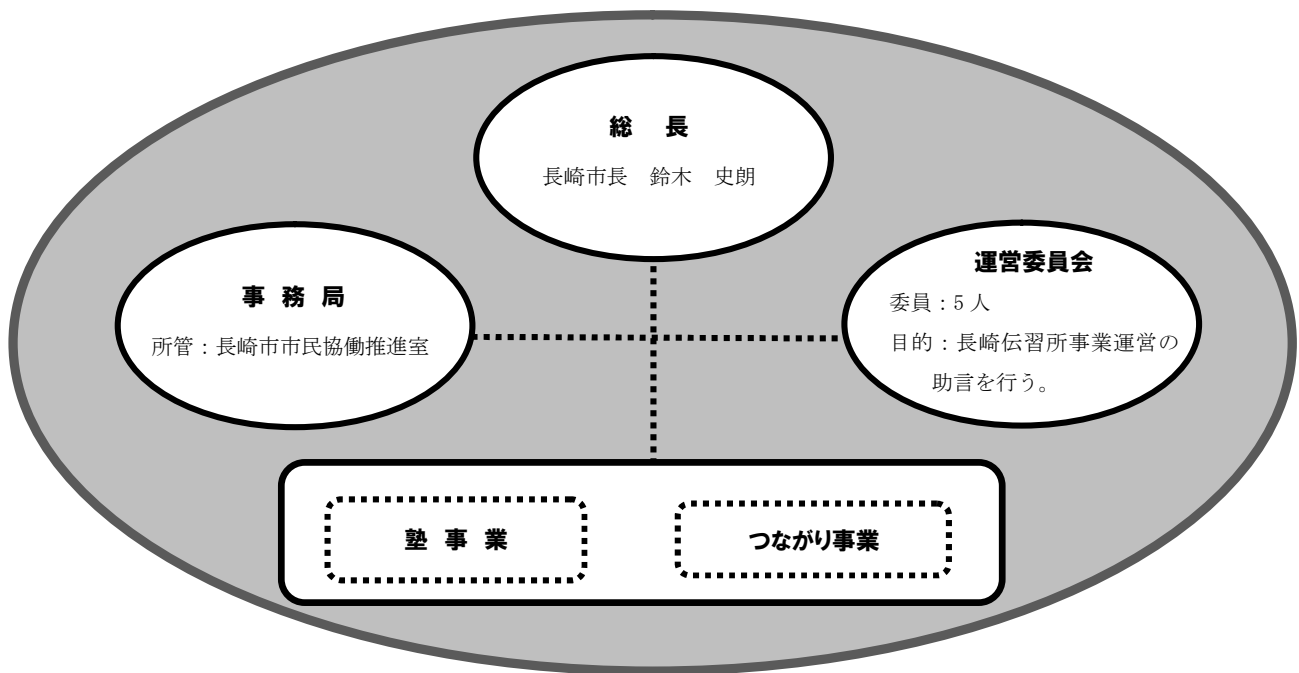
ア 塾事業

市民と行政が連携して、自由な実践活動により魅力的なまちづくりの提案を行うとともに、地域の人材を育成し、人的ネットワークの形成を構築することを、目的として活動を行う事業。

実績：塾数 延 300 塾、塾生総数 延 10,203 人（昭和 61 年度から令和 4 年度まで）

イ つながり事業

地域の住民同士をつなぎ、まちづくりリーダーの育成などを行う事業。



5 市民活動支援補助金

(1) 目的

市民活動を行う団体の活性化及び充実を図り、市民と行政が一体となった魅力あるまちづくりを推進するため、市民活動団体が自主的・主体的に行う公益的事業に対し補助金の交付を行う。

(2) 補助金種別及び補助対象事業

ア 市民活動スタート補助金（上限額 10 万円、1 団体 1 回限り）

設立 3 年未満の市民活動団体が、その活動基盤を整え、充実させるために行う事業に対する補助

イ 市民活動ジャンプ補助金（上限額 50 万円、1 団体通算 3 回まで）

1 年以上継続して活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う事業に対する補助

ウ 市民活動人材育成補助金（派遣：上限額 1 人 5 万円、年度内 1 団体 2 人まで、開催：上限額 1 事業 10 万円、年度内 1 団体 1 回まで）

1 年以上継続して市民活動をしている市民活動団体が団体の構成員の人材育成のために行う研修等派遣事業又は研修等開催事業

(3) 交付実績

ア 市民活動スタート補助金

交付件数 28 件（平成 20 年度～令和 4 年度）

イ 市民活動ジャンプ補助金

交付件数 64 件（平成 20 年度～令和 4 年度）

ウ 市民活動人材育成補助金

研修派遣_交付件数 48 件（平成 20 年度～令和 4 年度）

研修開催_交付件数 6 件（平成 28 年度～令和 4 年度）

6 市民活動センター「ランタナ」

(1) 目的

様々な分野のボランティアや市民活動を行う方々、またこれから活動しようと考えている方々のための交流拠点として開放し、ネットワーク化を進め、市民活動の活性化を図る。

(2) 事業概要

ア 市民活動を行う者の交流の促進

イ 市民活動に関する研修会、講座等の開催

ウ 市民活動に関する相談

エ 市民活動に関する情報の収集及び提供

オ センターの施設及び設備の提供

（有料）：事務室 5 室、会議室、事務機器（印刷機、大判プリンター等）

（無料）：交流サロン、作業スペース、ロッカー、メールボックス、長崎伝習所の部屋

(3) 場所 長崎市馬町 21-1（開設日 平成 20 年 10 月 1 日）

(4) 開館時間 平日 8:45～22:00 土日祝日 8:45～17:30

(5) 休館日 1/1～1/3、12/29～12/31

(6) 実績（令和 4 年度）

来館者数 6,603 人

※開設後累計 94,924 人 (H20. 10. 1～R5. 3. 31)

- (7) 平成 30 年度から指定管理者制度を導入し、有限会社ステージサービス (R5～R9) を指定管理者として指定し、運営を行っている。

消費者センター

本市では、平成 10 年 9 月 19 日に、「メルカつきまち」の 4 階に消費者センターを設置して、消費者行政及び計量行政の推進を図り、また、市民サービスコーナーを併設している。

1 消費者行政

(1) 消費者被害の救済及び拡大・未然防止の推進

ア 消費生活相談の処理対応

多様化・専門化する消費生活相談に的確・迅速に対応するため、公的資格を有する消費生活相談員が苦情等のあっせんや助言などを行い、適宜、国、県をはじめ長崎県弁護士会等庁内外の関係機関との連携を図り、消費者被害の救済に努めている。

(相談受付件数 令和 2 年度 3,400 件、令和 3 年度 2,925 件、令和 4 年度 2,866 件)

イ 不当な取引行為への厳正な対応

平成 18 年 10 月に消費生活条例を全面施行。事業者が消費者との間で行う取引について、7 つの「不当な取引行為」を定め、厳正に対処している。

ウ 注意喚起情報の発信

潜在化している深刻な消費者被害の拡大・未然防止のために、報道機関等に注意喚起情報を発信して、広く市民への周知に努めている。

エ 消費者被害防止ネットワークなどによる情報配信

民生委員や福祉関係団体等から構成される消費者被害防止ネットワーク（「長崎市消費者を守るネット」。配信先…214 団体）により、早期に悪質商法等の被害発生や警戒のための情報を提供して、高齢者、障害者及び若年者を消費者被害から守っている。

オ 長崎市消費者安全確保地域協議会による見守り活動

消費者安全法第 11 条の 3 第 1 項で定める法定協議会である長崎市消費者安全確保地域協議会（25 機関）による見守り活動と連携し、高齢者、障害者その他の消費生活上特に配慮を有する消費者（要配慮消費者）の消費者被害の防止を図っている。

カ 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく商品の適正な表示に関する立入検査

消費者の利益や安全を守り、不測の損失や危害発生を防止することを目的として、家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に定められた商品について、販売事業者へ立入検査を実施して、適正な品質表示や基準に適合したマークの表示がなされているかを確認している。

検査品目数 令和 4 年度実績

家庭用品品質表示法 5 品目 消費生活用製品安全法 6 品目

キ 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知

平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁が設置されたことに伴い、消費者安全法が制定され、消費者事故等の国への報告が義務づけられた。製品や食品等に係る消費者事故等が発生した場合の庁内連携体制を構築し、対応している。

(2) 消費者啓発、消費者教育などの展開

ア 各種啓発事業

消費者問題を認識し、消費者の権利に目覚めた「自立した消費者」、消費者被害にまきこまれない消費者の育成に努めている。

事業	概要・令和4年度実績
暮らしの講座	消費生活に役立つ知識や情報を学ぶ講座を実施 5回開催、174人参加
消費生活出前講座の実施	自治会、学校等に職員を派遣。68回延べ2,914人に実施
消費生活情報の発信	ホームページ、長崎市公式LINE、リーフレット、消費啓発掲示板及び情報ルームなどにより消費生活情報を発信している。

イ 消費者団体の活動支援など

暮らしに身近な消費者問題を調査・学習し、消費者問題の解決、地域の生活向上を目指す消費者団体の活動は有意義であることから、生活学校の活動を支援している。

2 計量行政

(1) 定期検査（計量器の定期検査）

商店・病院等において、取引又は証明に使用する計量器の正確保持のため、定期検査を2年に1回実施している。市域を東南部と西北部に2分割し、交互に検査する。

(2) 立入検査

ア 特定計量器

ガソリンメーター、プロパンガスメーター、水道メーター等の特定計量器の有効期限等について不適正な状態で使用されていないか確認するため、立入検査を実施している。

イ 商品量目（内容量）

商品流通の最も盛んな中元、年末年始時期に、スーパー等において商品量目（内容量）検査を実施している。

ウ 市民からの苦情による立入検査

特定計量器及び商品量目（内容量）に対する市民からの苦情についても、必要に応じ立入検査を実施している。

(3) 計量行政の啓発・普及

ア 計量記念日（11月1日）イベントの実施

計量記念日にちなみ、市内のスーパー及び公立小学校等に計量記念日ポスターの掲示を依頼して計量について広く市民に周知している。

イ 夏休みこども計量教室の実施

小学生とその保護者を対象に、計量について楽しみながら学んでもらうことを目的とした夏休みこども計量教室を実施している。

(4) 計量検査所

市役所本庁に「計量検査所」を設け、定期検査・立入検査に要する基準器、検査器具を整備し、計量器検査業務に万全を期している。

3 市民サービスコーナー

住民票の写し・戸籍等の証明書の発行及びパスポート窓口でパスポートの申請受付・交付（パスポート窓口は平成21年7月に開設）などを行っている。

（令和4年度：パスポート申請件数 3,856件（取下願 6件を含む。）、交付件数 3,642件）

地 域 セ ン タ ー

各地域センターでは、戸籍、住民異動、印鑑登録等の届出及びこれらの各種証明や市税関係証明をはじめ、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、児童手当等の受付業務や税の収納などの窓口業務を行っているほか、地域に身近な相談窓口として困りごとの相談を受けるなど、地域が行うまちづくり活動の支援に取り組んでいる。

管内人口及び世帯数（住民基本台帳に基づく人口及び世帯数）

（令和5年3月末日現在）

区 分	管内人口（人）	割 合（％）	世 帯 数（戸）	割 合（％）
中央地域センター	166,457	41.7	91,144	44.4
小ヶ倉地域センター	8,354	2.1	3,914	1.9
小榎地域センター	6,880	1.7	2,727	1.3
西浦上地域センター	50,893	12.8	27,573	13.4
滑石地域センター	28,826	7.2	14,374	7.0
福田地域センター	8,722	2.2	4,183	2.0
茂木地域センター	9,528	2.4	4,894	2.4
式見地域センター	2,523	0.6	1,324	0.6
日見地域センター	6,895	1.7	3,916	1.9
東長崎地域センター	37,918	9.5	16,390	8.0
土井首地域センター	13,494	3.4	6,506	3.2
深堀地域センター	5,211	1.3	2,659	1.3
香焼地域センター	3,113	0.8	1,634	0.8
伊王島地域センター	643	0.2	436	0.2
高島地域センター	291	0.1	201	0.1
野母崎地域センター	4,526	1.1	2,594	1.3
三和地域センター	9,482	2.4	4,849	2.4
三重地域センター	20,015	5.0	8,508	4.1
外海地域センター	3,091	0.8	1,836	0.9
琴海地域センター	11,885	3.0	5,733	2.8
合 計	398,747	100.0	205,395	100.0

市民サービスコーナー

社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開するため、平成 10 年 9 月 19 日消費者センター及び西浦上支所内に、15 年 4 月 1 日には三重地区市民センター内に、18 年 1 月 4 日には村松事務所内に、「市民サービスコーナー」を設置し、土曜日・日曜日でも窓口業務を行っている。

市民サービスコーナーにおける証明書発行の種類

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明
- ・戸籍の全部・個人事項証明（戸籍謄本・抄本）
- ・除籍の全部・個人事項証明（除籍謄本・抄本）
- ・戸籍届の受理証明
- ・戸籍の附票の写し
- ・身元証明
- ・印鑑登録証明
- ・所得・課税証明
- ・市県民税課税証明（非課税証明を含む）
- ・固定資産税評価額証明
- ・固定資産税課税額証明
- ・固定資産未所有証明
- ・固定資産税公課証明
- ・固定資産名寄帳の写し
- ・旅券に関すること（※平成 21 年 7 月より消費者センターのみの取扱い）

市民サービスコーナーでは、上記証明書の発行業務のみを行っている。従って、各種の届出及び税金の納付などの手続きはできない。（旅券に関することを除く）

名 称 (設置場所)	開 館 日 ・ 開 館 時 間	備 考	
消 費 者 セ ン タ ー 市 民 サ ー ビ ス コ ー ナ ー (メルカつきまち 4 階)	月 曜 : 午前 9 時～午後 5 時 火 曜～金 曜 : 午前 9 時～午後 7 時 土・日・祝 日 : 午前 10 時～午後 6 時 パスポート窓口開館時間 月 曜～金 曜 : 午前 9 時～午後 5 時 (申請・交付) 土・日・祝 日 : 午前 10 時～午後 6 時 (交付のみ)		年 末 年 始 (12/29 ～1/3) は 休 館
西 浦 上 地 域 セ ン タ ー 市 民 サ ー ビ ス コ ー ナ ー (チトセピア 2 階)	土・日 曜 : 午前 9 時 30 分 ～午後 6 時 (土・日 曜 が 祝 日 の と き も 開 館)	月 曜～金 曜 (祝 日 除 く) は 「西 浦 上 地 域 セ ン タ ー」と し て 業 務 を 行 な っ て い る。	
三 重 地 域 セ ン タ ー 市 民 サ ー ビ ス コ ー ナ ー (三重地区市民センター 1 階)	火 曜～日 曜 : 午前 8 時 45 分 (祝 日 含 む) ～午後 5 時 30 分	月 曜 休 業 (月 曜 が 祝 日 の と き は 開 業 し 直 後 の 平 日 が 休 業)	
琴 海 地 域 セ ン タ ー 市 民 サ ー ビ ス コ ー ナ ー (琴海村松町 703-14)	土・日 曜 : 午前 8 時 45 分 ～午後 5 時 30 分 (土・日 曜 が 祝 日 の と き も 開 館)	月 曜～金 曜 (祝 日 除 く) は 「琴 海 地 域 セ ン タ ー」と し て 業 務 を 行 な っ て い る。	

災 害 援 護

本市においては、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び災害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに被災世帯に対する災害援護資金の貸付けを行うほか、被災世帯に対する国の「被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）」及び県の「長崎県・市町被災者生活再建支援制度（以下「支援制度」という。）」に基づく支援金の受付を行うとともに、長崎市小災害見舞金支給制度に基づく弔慰金や見舞金の支給等、各種の災害援護施策を行っている。

1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付制度

(1) 「長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づくもの

区 分	災 害 弔 慰 金	災 害 障 害 見 舞 金	災 害 援 護 資 金
対 象 災 害 (本市の場合)	自然災害であって ①市内において住居が5世帯以上滅失した災害 ②県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害 ③県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	「災害弔慰金」と同一	自然災害であって ・県内で災害救助法が適用された市町が1以上ある災害
支 給 及 び 貸 付 対 象	①配偶者、子、父母、孫、祖父母 ②①のいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）	対象災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者	対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者（世帯主）に対して貸付た者
支 給 額 又 は 貸 付 額	①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円	①生計維持者 250万円 ②その他の者 125万円	被害の種類、程度に応じ一世帯あたり最大150万円～350万円

※ 災害援護資金の償還方法は元利均等で年賦、半年賦又は月賦、償還期間は10年以内
(据置期間3年、特別の場合5年)、無利子。

(2) 支援法や支援制度に基づくもの

区 分	支 援 法	支 援 制 度
対 象 災 害 (本市の場合)	①市内で 150 世帯以上の住家滅失 ②長崎県内で 1,500 世帯以上の住宅の滅失かつ長崎市内で 75 世帯以上の住家滅失 ③10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ④100 世帯以上の住宅全壊世帯が発生した都道府県	次のいずれかの災害において、支援法が適用されない区域の災害 ①本県又は隣接県で支援法が適用される自然災害 ②本県又は隣接県で災害救助法が適用される自然災害 ※隣接県：福岡、佐賀、熊本
支 給 対 象	上記の自然災害により ①住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯） ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯） ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯） ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）	国の基準に準じる
基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて)	①全壊世帯 100 万円 ②解体世帯 100 万円 ③長期避難世帯 100 万円 ④大規模半壊世帯 50 万円 ⑤中規模半壊世帯 なし (単身世帯には、各支給額の 3/4 の額を支給)	国の基準に準じる
加算支援金 (住宅の再建方法に応じて)	①建設・購入 200 万円 ②補修 100 万円 ③賃貸(公営住宅以外) 50 万円 (中規模半壊世帯には、各支給額の 1/2 の額を支給)	国の基準に準じる (ただし、り災した市町内で再建する場合に限る)
支 援 金 の 負 担 割 合 等	【割合】国：1/2、都道府県：1/2 都道府県の拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）を通じて被災世帯へ支援金を支給	【割合】県：2/3、被災市町：1/3 (県から被災世帯へ支援金を一旦全額支給し、その後各被災市町が負担割合で負担)

(3) 小災害見舞金等支給要綱に基づくもの

見舞金等の種類	被害区分	見舞金等の額	
		1 人	1 人増すごとに
見舞金 (支援法や支援制度に基づく基礎支援金を受けられる場合を除く)	住家全壊（全焼・全流失）	円 50,000	円 5,000
	住家半壊（半焼）	30,000	5,000
	重傷	1 人につき	10,000 円
弔慰金 (災害弔慰金が支給される場合を除く)	死亡	生計維持者	140,000 円
		その他の者	70,000 円

葬 斎 場

1 施設等の概要

名 称	長崎市もみじ谷葬斎場
所 在 地	長崎市淵町 26 番 6 号
主な経緯	大正 10 年 4 月 市営火葬場として設置 昭和 52 年 1 月～昭和 53 年 12 月 全面建替え (総事業費 4 億 2,824 万 5 千円) 昭和 56 年 4 月 「長崎市もみじ谷葬斎場」と改称 平成 18 年度 施設の一部改修 (待合室増設、駐車場整備等) 平成 20 年度 耐震補強工事
土 地	4,163.76m ²
建 物	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部 2 階建) 建築面積 762.79m ² 延床面積 1,318.39m ²
火 葬 炉	火葬炉 (再燃炉付) 11 基 (台車式) (うち大型炉 1 基) 小型炉 (再燃炉付) 1 基
待 合 室	8 室 (内 3 室を 2 つに区切って使用) (1 室 15～36 名収容)
駐 車 場	障害者用乗用車 2 台、一般乗用車 94 台、バス・マイクロバス 6 台
運営方法	直営

2 火葬場使用料

区 分		死 亡 者 等 の 住 所	
		市 内 ※	市 外
遺 体	12 歳 以 上	1 体につき 6,000 円	1 体につき 30,000 円
	12 歳 未 満	1 体につき 4,000 円	1 体につき 20,000 円
死 産 児		1 体につき 2,000 円	1 体につき 10,000 円
肢体・臓器及び埋葬遺骨			
産 汚 物		1 個につき 2,000 円	1 個につき 10,000 円

※ 死亡者等の住所が長与町又は時津町にある場合は、市内に準じて取り扱う。

3 もみじ谷葬斎場の特色

- ・昭和 62 年度に火葬炉の改修工事を施工し、ロストル式から台車式に変更した。
- ・平成 20 年度から 22 年度において、排ガス処理対策として電気集塵機を設置した。
- ・平成 28 年度からインターネットを利用した火葬場予約システムを運用している。
- ・火葬時間 約 1 時間 30 分
- ・職 員 数 事務員 (場長・係長・会計年度任用職員) 4 名、汽かん員 8 名 計 12 名
- ・休 場 日 1 月 1 日

人権・男女共同参画

昭和 20 年（1945 年）、国際連合が誕生し、男女の同権は基本的人権であるとした「国連憲章」が採択された。昭和 50 年（1975 年）に第 1 回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」、昭和 54 年（1979 年）には「女子差別撤廃条約」が採択された。さらに、平成 12 年「国連特別総会・女性 2000 年会議」では女性の人権擁護と男女平等社会の実現を目指した政策方針が採択された。

我が国においても、将来にわたり豊かで活力ある社会を築く上で男女共同参画社会の構築が不可欠であるとして、平成 11 年（1999 年）「男女共同参画社会基本法」が施行された。

長崎市においては、平成 11 年 9 月に「ながさき男女共同参画都市宣言」を行い、平成 13 年 3 月に「長崎市男女共同参画計画」を策定し、平成 14 年 10 月には「長崎市男女共同参画推進条例」を施行した。令和 4 年 4 月には、令和 4 年度から令和 12 年度を計画期間とする「第 3 次長崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進している。

一方、人権問題への取組みについては、平成 6 年 12 月の「人権教育のための国連 10 年」の決議、平成 12 年 12 月の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受け、平成 16 年 3 月に「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。その後、社会情勢や市民意識の変化を踏まえ、令和 4 年 4 月には、令和 4 年度から令和 12 年度を計画期間とする「第 3 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進している。

今後も、すべての人々が性別や年齢、国籍などの違いにとらわれることなく、互いを対等な存在として認め合える人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた取組みを実施する。

ながさき男女共同参画都市宣言

古くからその港を世界に向けて開き、異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共存してきた街“ながさき”。わたしたちは、性別にとらわれず、世代を超えて、あらゆる人びとを大切に育てゆく街をきずくため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる街“ながさき”をつくります。
- 1 男女がお互いに、支え合いながら、家事・育児・介護・地域活動をわかちあう街“ながさき”をつくります。
- 1 一人ひとりがその能力と個性を生かし、職場など社会のあらゆる分野に、女も男も等しく参画する街“ながさき”をつくります。
- 1 次代を担う子どもたちに男女平等の教育をおしすすめ、すべての人びとの人権を尊重する街“ながさき”をつくります。
- 1 男女がともに手を取りあって、地球環境を守り、恒久平和の尊さを世界の人びとに発信してゆく街“ながさき”をつくります。

平成 11 年（1999 年）9 月 6 日

長 崎 市

1 人権・男女共同参画事業

- (1) 第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

『一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現』を基本理念とし、人権教育及び人権啓発の取組みを推進する。
- (2) 第3次長崎市男女共同参画計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

長崎市男女共同参画推進条例を踏まえて、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」に向けての取組みを推進する。
- (3) 長崎市人権教育・啓発審議会
人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るため、基本計画に関する事項並びに人権教育及び人権啓発に関する基本的事項並びに重要事項について、調査審議する。
- (4) 長崎市男女共同参画審議会
男女共同参画の円滑な推進を図るため、基本計画に関する事項、苦情の処理に関する事項並びに男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。
- (5) 長崎市人権教育及び啓発推進本部
本市の人権教育及び人権啓発に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。
- (6) 長崎市男女共同参画推進本部
本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。
- (7) 長崎市DV被害者支援連絡会議
関係部局が共通認識のもと緊密に連携を図り、支援状況や今後の取組み課題について適宜協議する。
- (8) 困難や不安を抱える女性に対する支援
「長崎市女性相談サポートセンター」を開設し、コロナ禍で困難や不安を抱える女性に対して、寄り添った支援を行う。
- (9) 相談事業
配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有し、女性相談員による一般相談、弁護士による法律相談、臨床心理士による心の健康相談を実施する。
- (10) 調査研究事業
広範多岐にわたる男女共同参画の推進に関する課題に対し、様々な角度からの調査研究を行う。
- (11) パートナーシップ宣誓制度
性の多様性が尊重される社会を構築するため、性的少数者のカップルが、その関係性を市長に対して宣誓した事実の証明を行っている。

2 啓発活動

- (1) 講演会等の開催
ア 人権問題講演会の開催

市民、市職員、学校関係者、企業等を対象に、様々な人権問題についての講演会を、長崎市教育委員会、長崎市PTA連合会と連携して開催している。

イ 中小規模講座の開催

市民を対象に、市民の人権意識の高揚を図るため、様々な人権に関する中小規模の講座を開催している。

(2) 「パートナーシップ推進週間」の設定

長崎市男女共同参画推進条例の施行を記念し、平成15年度から男女共同参画に関する意識の醸成を図るため、「パートナーシップ推進週間(10月1日～10月7日)」を設定し、この期間には「アマランスフェスタ」を開催し、講演会などの啓発活動を行っている。

(3) 広報紙による啓発

広報ながさきの折込として「人権問題特集号」や「男女共同参画推進特集号」をそれぞれ年に1度発行し、各世帯、関係団体などに配布している。

(4) 啓発資料の作成・配布

市民向けの啓発冊子やリーフレットなどの資料を作成し、講演会や研修会において配布している。

(5) その他

ア 人権キャンペーンの実施

憲法週間や人権週間にあわせて、公用車への人権標語の貼付や中央、西浦上、滑石、東長崎地域センター及び消費者センターの窓口番号案内表示システムでのメッセージ表示による啓発や、市庁舎にてパネル展示等を行っている。

イ 関係機関との連携

法務局・長崎県・教育委員会・人権擁護委員協議会等関係団体と連携した人権の花運動などの人権啓発事業の実施や各機関相互の情報交換などを行っている。

3 男女共同参画推進センター（愛称：アマランス）

男女共同参画推進センターは、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援するための拠点施設である。

(1) 施設の概要（令和5年4月1日現在）

所在地：長崎市魚の町5番1号（市民会館1階）

延床面積：1,602.14m²

施設内容：会議室（1、2、3、4）、研修室（1、2）、和室、図書情報室、交流コーナー、幼児室、授乳室、事務室

来所者数：令和4年度実績 46,372人

(2) 事業の概要

ア 啓発事業 男女共同参画に係る講座の開催など

イ 交流促進事業 男女共同参画を推進する活動を行う団体等への支援など

ウ 情報提供事業 関連図書や行政資料の貸出閲覧などの情報提供事業など

文 化 振 興

本市は、海外文化の影響を受け、他都市に見られない国際色豊かな特色ある文化的基盤を有している。このような歴史と伝統に培われた本市の地域特性を活かし、かつ、時代の要請に即した市民文化の創造を、市民と協力して積極的に推進する必要がある。

そこで、本市では、市民が心豊かな生活を送れるよう、芸術文化を担う人材を育成し、芸術文化に親しむ機会を創出するとともに、市民文化活動の促進向上を図るため、市民文化活動を支える環境整備に努めることにしている。

1 令和5年度主要文化施策

私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

芸術文化あふれる暮らしを創出します

芸術文化に触れる機会を創出します

- 1 音楽の魅力発信事業費
学校やふれあいセンターなどに演奏家が出かけて行って演奏するアウトリーチコンサートなどを開催する。
- 2 Nagasakiまちなか文化祭開催費
市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会とまちなかの賑わいの創出のため、商店街などのまちなかにおいて、音楽、演劇などのステージや美術イベントを開催する。
- 3 長崎文化時間の創出事業費
コロナ禍で減少した芸術文化に触れる機会を取り戻すため、子どもたちが芸術文化に触れることができるよう、親子向けコンサート及び子ども向け演劇公演を開催する。
- 4 長崎ブリックホール運営費
芸術文化活動と国際交流の拠点であるブリックホールについて、利用しやすい施設となるよう指定管理者と連携して運営する。
- 5 チトセピアホール運営費
長崎市北部地区のコミュニティ施設であるチトセピアホールを指定管理者と連携して運営する。
- 6 遠藤周作文学館運営費
遠藤周作氏の生涯と足跡を辿った常設展示や多様なテーマによる企画展示とともに、文学講座や映画上映会等を開催するほか、収蔵資料の保存整備等を行う。
- 7 遠藤周作生誕100年記念事業費
遠藤周作が生誕して令和5年3月27日で100年を迎えたことから、令和4～5年度を遠藤周作生誕100年の記念の年とし、この貴重な唯一の機会を活かして遠藤文学の魅力を広く市内外へ伝え、その功績を称えるとともに、それらを次世代につなぐため、読書感想文コンクールや記念講演会の開催等を実施する。
- 8 長崎ブリックホール施設整備事業費
長崎ブリックホールについて、経年劣化等に伴う舞台機構維持補修や空調設備改修工事等の

施設整備事業を行う。

9 チトセピアホール施設整備事業費

長崎市チトセピアホールについて、経年劣化等に伴う照明設備更新等の施設整備事業を行う。

10 新文化施設管理運営計画策定費

芸術性や専門性の高い公演に対応でき、市民が利用しやすい新たな文化施設の整備に向けて、施設の運営にあたり必要な事業計画、組織計画、施設管理計画等を策定する。

市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

1 市民参加型舞台公演等開催費

市民に演劇の台本制作や舞台公演の鑑賞、舞台公演に参加する機会を提供し、市民の舞台芸術に対する関心を高めるとともに、舞台芸術に係る人材育成と活動の活性化を図る。

2 芸術文化体験教室開催費

子どもや若い世代から大人まで、気軽に伝統文化や芸術文化を体験できる機会を創出し、芸術文化活動に対する興味・関心を高める。

3 芸術文化活動助成事業費

市内の文化団体が行う芸術文化事業に助成を行うことにより自主的な芸術文化活動の活性化を図る。

4 芸術文化大会等出場奨励事業費

小中学生及び高校生の芸術文化活動を応援するため、部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する場合、奨励金を交付する。

5 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭開催準備費

令和7年度に本県で開催される第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭2025）の開催に向けた準備を行う。

2 主な自主文化事業の内容（令和4年度）

事業名	日程	場 所	入場者数等	イ ベ ン ト 内 容
音楽の魅力発信事業費	10月～2月	ブリックホール、出津地区ふれあいセンター、市内小・中学校	571人	演奏家が学校や地域へ出向いて行うコンサートや、小さいお子さんと一緒にクラシックを楽しむ親子向けコンサートを開催
市民参加型舞台公演等開催費	8月～2月	ブリックホール、市内小・中学校等	654人	アーティストが学校に出向いて行う演劇のワークショップや様々な年代を対象にした演劇、ダンス、リーディング体験教室を開催
芸術文化体験教室開催費	7月～3月	ブリックホール、遠藤周作文学館	232人	子ども向け伝統文化体験教室、若者向け芸術文化体験教室及び写真ワークショップやステンドグラス体験など一般向けの様々な芸術文化体験教室を開催
Nagasaki まちなか文化祭開催費	9月	ベルナード観光通り	560人	いけばな、ハンドベル、お絵かきの体験ができるコーナーを設置

3 文化施設の概要

(1) 長崎ブリックホール（平成 10 年 10 月 1 日開館）

ア 所在地	長崎市茂里町 2 番 38 号
イ 規模・構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造地上 6 階地下 2 階建 敷地面積 15,896m ² 延床面積 21,899m ²
ウ 収容人員	大ホール 2,002 席（固定席 1,994 席、車椅子席 8 席） 国際会議場 542 席（固定席 126 席、可搬席 416 席）
エ 令和 4 年度利用状況	利用日 大ホール 202 日、国際会議場 172 日 令和 4 年度使用料収入（決算見込額）96,384 千円
オ 休館日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(2) 長崎市チトセピアホール（平成 3 年 11 月 1 日開館）

ア 所在地	長崎市千歳町 5 番 1 号 チトセピアビル 2 階
イ 規模・構造	チトセピアビル（鉄骨・鉄筋コンクリート造地下 3 階地上 14 階建）の南棟のうち 2～3 階 延床面積 1,377m ²
ウ 収容人員	椅子使用時 500 席
エ 令和 4 年度利用状況	利用日 175 日 令和 4 年度利用料金収入（決算見込額）9,920 千円
オ 休館日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(3) 長崎市遠藤周作文学館（平成 12 年 5 月 13 日開館）

小説家遠藤周作氏の代表作『沈黙』（昭和 41 年）の舞台となった外海地区に昭和 62 年に「沈黙の碑」が建立され、これを機縁として遠藤周作氏の没後、その地から海を隔てて見える岬の上に、ご遺族のご厚意のもと、平成 12 年 5 月 13 日に外海町立遠藤周作文学館として開館（市町村合併に伴い、平成 17 年 1 月より長崎市に移管）し、遠藤周作氏に関する遺品、作品その他の資料を観覧に供し、あわせて調査研究等を行っている。平成 30 年 7 月 1 日に、旧軽喫茶スペースを「思索空間アンシャンテ」としてリニューアルした。

展示の内容は、生誕 100 年を記念し、遠藤周作の作品と人物像を紹介するため、展示室だけにとどまらず開架閲覧室など館内全体を会場として「生誕 100 年特別企画展 100 歳の遠藤周作に出会う」を令和 5 年 3 月 27 日から令和 6 年 9 月 26 日まで開催している。

このほか、遠藤周作生誕 100 年記念事業として、令和 4～5 年度において、文学館公式ガイドブックの創刊、記念講演会の開催、記念式典の開催、読書感想文コンクール、広報プロモーション、遠藤周作アーカイブ映像の制作等を行う。

ア 所在地	長崎市東出津町 77 番地
イ 規模・構造	鉄筋コンクリート造地上 1 階、地下 1 階建 延床面積 1,074m ²
ウ 令和 4 年度利用状況	観覧者数 12,835 人 令和 4 年度観覧料収入（決算見込額）3,440 千円
エ 開館時間	午前 9 時～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）
オ 休館日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
カ 観覧料	個人：一般 360 円、小・中・高校生 200 円、 団体（10 人以上）：一般 260 円、小・中・高校生 100 円

ス ポ ー ツ 振 興

スポーツ基本法に則り、市民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことを目指し、市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会を確保するため、「する・みる・支えるスポーツの振興」の視点から事業を実施する。

1 「する」スポーツの振興

(1) スポーツをする機会の提供

ア スポーツ大会の開催

(令和4年度)

種 目	内 容	参加人員 (人)	備 考
レクリエーション・スポーツ教室		736	各地域で行われるスポーツ行事にスポーツ推進委員を指導員として派遣し、地域でのスポーツ活動を支援する(令和4年度実績:12件、派遣人数61名)
市民体育・レクリエーション祭		5,822	競技の部 32 種目 レクリエーションの部 15 種目
長崎ベイサイドマラソン		2,890	マラソン 3 種目 令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小して実施。
長崎新春駅伝大会		648	一般の部他4部門

(2) スポーツをする場所の提供

ア 市営体育施設等の貸出

市民が身近で気軽にできる「生涯スポーツ」の推進を図るため、市営体育施設や学校体育施設の効率的な利用を促進している。

施設を気軽に利用できるよう、パソコン及び携帯電話のインターネットや電話の自動音声応答で利用施設の案内情報などを市民に提供する公共施設案内・予約システムを提供している。

利用者登録することにより、窓口を訪れることなく、施設の抽選や利用の申込みを可能としている。

【参考資料】「市営体育施設等の状況」

イ 学校体育施設の開放

学校体育施設の効果的な活用に努める。

(ア) 運動場のスポーツ開放

- ・昼間開放…市立中学校 31 校の運動場を 1 校当たり年間 10 日間、日曜・祝日に開放している。

また、長崎商業高校のソフトボール場を土曜・日曜・祝日に開放している。

(開放時間:8:00~17:00)

- ・夜間開放…市立中学校 11 校、小学校 5 校のナイター設備のある運動場を開放している。

また、長崎商業高校のソフトボール場、テニスコートを開放している。

(開放時間：19:30～21:30)

(イ) 体育館・武道場のスポーツ開放

- ・昼間開放…市立中学校体育館(32校)、武道場(20校)を1校あたり年間10日間、日曜・祝日に開放している。

市立小学校体育館(68校)を学校教育に支障のない日に地域住民へ開放している。

(開放時間：8:00～17:00)

- ・夜間開放…市立中学校体育館(32校)、武道場(20校)を開放している。(日曜・祝日、年末年始期間を除く。開放時間：19:30～21:30)

市立小学校体育館(68校)を、毎日地域住民へ開放している。

(開放時間：開放可能時間～21:30)

(ウ) プール開放

市立小学校のプールについて、夏季休業中に半日を1回として20回を限度に、管理指導員を配置して、開放校区の児童からなる団体に開放している。

2 「みる」スポーツの振興

(1) プロスポーツ大会の誘致等

(令和4年度)

区 分	人 数
V・ファーレン長崎ホームゲームへの親子招待	3,200人
長崎ヴェルカホームゲームへの親子招待	600人
プロ野球公式戦への親子招待	800人

3 「支える」スポーツの振興

(1) 競技力の向上

ア 競技力向上対策補助

- ・競技力向上対策費補助金…国体に向けた選手・監督の強化を図るため、一般及び高校生を対象に(公財)長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施する競技力向上対策(国体種目)及びスポーツ普及指導に係る経費の一部を補助する。

- ・ジュニアスポーツ競技力向上対策費補助金…全国大会で優秀な成績を収めるため、小・中・高校生を対象に(公財)長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施するジュニア層の競技力向上対策に係る経費の一部を補助する。

イ 社会体育選手派遣の補助

国際大会、全国大会、九州大会等に出場する選手(小中学生及び高校生を除く)等に対し、大会に出場するための経費の一部を補助する。

ウ 社会体育振興奨励金の交付

小中学生及び高校生の競技力の向上等を図るため、各種体育大会に出場する個人又は団体に対し、奨励金を交付する。

エ 国際、全国大会等で活躍した監督・選手の表彰

スポーツの普及発展に寄与した市民、スポーツで優秀な成績をおさめた市民に表彰状、記念品を授与し、顕彰する。

(2) スポーツ関連組織との連携・支援

ア スポーツ推進審議会

スポーツ推進に関する重要事項を調査審議する。(委員数 17 人)

イ 公益財団法人長崎市スポーツ協会

陸上競技協会をはじめ、45 種目 47 団体で構成される組織。(令和 5 年 5 月末現在)

市民スポーツの普及と競技力向上を図り、スポーツ振興に寄与している。

加盟団体登録人員 37,680 人(令和 5 年 5 月末現在)

ウ 長崎市スポーツ推進委員協議会

市内中学校区を母体として 89 人(令和 5 年 5 月末現在)のスポーツ推進委員(市非常勤職員)を選出し、地域住民のスポーツ活動に対し、指導・助言を行うとともに、各種研修会への参加等により資質の向上に努め、市のスポーツ事業の指導的役割を担っている。特に、ニュースポーツの普及を推進している。

エ 長崎市スポーツ少年団

公益財団法人長崎市スポーツ協会の中で育成指導され、地域に生まれた多数の「単位団」をまとめ、青少年がスポーツや文化を通じて健全な成長をし、社会的にも優れた人間形成をしていくことを目的として活動している。

加盟登録団 86 団、団員 1,403 人(令和 5 年 3 月末現在)

【参考資料】

市営体育施設等の状況

(R5. 4. 1)

名称	収容人員	竣工年月	規模	R4年度 利用人員	R4年度 利用件数
※ 市営庭球場	1,200人	S28. 7	砂入り人工芝コート7面(屋根・ナイター設備)	164,913	8,498
市営陸上競技場	15,000	S28. 7	400m	6,286	25
※ 市営ソフトボール場	1,000	S37. 4	公認1面(ナイター設備)	18,690	325
※ 市営ラグビー・サッカー場		H9. 10	1面(人工芝・ナイター設備)	145,528	1,709
※ 立山市民運動場		S49. 3	野球兼ソフト場1面(ナイター設備)	12,238	648
※ 東望山運動場		S52. 10	ソフト1面(ナイター設備)	7,690	125
※ 東望山多目的広場		S52. 10	ソフト1面	12,888	661
祝捷山公園多目的広場		H16. 4	ソフト1面	5,642	410
市営弓道場		S30. 9	近的6人立、遠的4人立	16,459	—
市民アーチェリー場		S48. 10	10的オールラウンド	3,268	—
※ 市民体育館	1,086	S49. 2	42m×36m(バレー、バスケット、バドミントン)	124,727	46,426
※ 諏訪体育館		H9. 3	柔道場、剣道場、相撲場、ボクシング場、弓道場	35,694	4,560
※ 深堀体育館		H13. 9	バレー、バドミントン、卓球	13,643	930
※ 三重体育館		H19. 9	バレー、バスケット、バドミントン、卓球	19,846	1,206
市民総合プール		H8. 9	屋内プール(50m8コース、25m7コース、幼児・児童用プール) 屋外プール(流水プール、幼児・児童用プール、着水プール、スライダ―2基)	112,330	—
市民神の島プール		H29. 10	屋内温水25m7コース 浴室、休憩室、和室	65,959	—
市民小ヶ倉プール		S43. 8	25m7コース、幼児用プール	2,790	—
市民網場プール		H10. 5	25m9コース、幼児用プール	5,781	—
※ 南部地区公園多目的広場		S62. 3	野球、ソフト、ラグビー、サッカー	21,750	176
※ 南部地区公園ソフトボール場		S62. 3	ソフト1面	13,480	160
※ おりおん座公園多目的広場		S62. 3	ソフト1面	7,465	122
※ 小江原台近隣公園多目的広場		H3. 4	野球、ソフト、ラグビー、サッカー	28,740	946
※ 小江原台近隣公園庭球場		H3. 4	砂入り人工芝2面	21,542	2,371
※ さくらの里大芝生広場		H2. 8	野球、ソフト、ラグビー、サッカー	21,747	99
※ さくらの里庭球場		H2. 8	ハードコート3面	10,350	1,299
学校昼間運動場			中学校31校、高校1校	717	21
学校昼間体育館			小学校68校、中学校32校	103,840	5,256
※ 学校夜間運動場			小学校5校、中学校11校、高校1校	13,744	583
※ 学校夜間体育館			小学校68校、中学校32校	322,971	21,787
※ 武道場			中学校20校	32,857	2,121
※ 学校プール			小学校8校	1,644	—
※ 長崎東公園コミュニティ体育館		H2. 8	卓球(最大5台)、バドミントン(最大8面) バスケット、バレー(最大2面)、トレーニング室	73,622	—
長崎東公園コミュニティプール		H6. 7	25m7コース、子供用プール、着水プール、スライダ―2基	23,722	—
※ 長崎東公園運動場		H2. 8	ソフト1面(ナイター設備)	4,136	—
※ 長崎東公園多目的広場		H2. 8	野球、ソフト、ゲートボール	5,573	—
※ 長崎東公園庭球場		H4. 5	砂入り人工芝コート5面(ナイター設備)	26,969	—
※ 田中町公園ソフトボール場		H14. 4	ソフト1面(ナイター設備)	1,382	129
※ 京泊公園多目的広場			ソフト2面、ゲートボール2面	12,714	196
総合運動公園かきどまり陸上競技場	16,000	H10. 6	第2種公認、トラック(全天候)400×9レーン、 フィールド(天然芝)	37,923	2,735
総合運動公園かきどまり補助競技場	2,000	H10. 6	トラック(全天候)400×8レーン、 フィールド(天然芝)	54,031	4,779
総合運動公園かきどまり投てき練習場		H10. 6	円盤、ハンマー、槍、砲丸	2,905	967
※ 総合運動公園かきどまり野球場	8,000	H10. 4	両翼100m、センター122m	21,311	571
※ 総合運動公園かきどまり庭球場		H8. 9	砂入り人工芝コート19面(ナイター設備)	98,946	7,869
※ えがわ運動公園多目的広場		H16. 4	ソフト2面、ラグビー、サッカー	33,474	217
※ えがわ運動公園庭球場		H16. 4	砂入り人工芝コート2面	18,865	1,655
高島ふれあい多目的運動公園運動場		H15. 4	ソフトボール・サッカー・ラグビー	0	0
高島ふれあい多目的運動公園庭球場		H15. 4	砂入り人工芝コート4面	0	0

名	称	収容 人員	竣工 年月	規 模	R4 年度 利用人員	R4 年度 利用件数
※	長崎のもぎき恐竜パーク		H6. 12	バスケット・バレー・バドミントン、卓球	13,962	620
	高浜運動公園		S58. 4	ソフトボール 2 面	1,440	240
※	三和		S58. 3	バスケット、バレー、バドミントン、卓球	52,010	3,651
※	元宮公園		S63. 3	野球、ソフト、ラグビー、サッカー(ナイター設備)	16,333	625
※	元宮公園		S63. 3	砂入り人工芝コート 4 面 (ナイター設備)	27,946	2,309
※	岳路		S60. 3	野球、ソフトボール(ナイター設備)	4,368	122
※	香焼総合公園		S52. 4	陸上競技・サッカー・軟式野球・ソフト	12,049	215
※	香焼総合公園		S52. 4	砂入り人工芝コート 3 面	1,711	169
※	外海総合公園		H1. 4	野球、ソフトボール、サッカー(ナイター設備)	7,080	114
※	外海運動公園		S58. 3	ソフトボール (ナイター設備)	0	0
※	琴海南部		H7. 3	バスケット、バレー、バドミントン、卓球、フットサル、ハンドボール	38,788	2,031
※	琴海北部		S53. 3	野球、ソフトボール (ナイター設備)	11,650	311
※	琴海中部		S57. 3	野球、ソフトボール (ナイター設備)	14,133	410
※	琴海南部		S54. 1	ソフトボール・サッカー (ナイター設備)	31,064	932
※	琴海中部		H1. 8	ハードコート 2 面	436	131

※は公共施設案内・予約システム対象施設 (ただし、学校夜間体育館については、小学校は対象外)。

野母崎体育館は令和 3 年 10 月 29 日から長崎のもぎき恐竜パーク体育館に名称変更。

市民センター

市民センターは、地域コミュニティの形成や地域間交流を活性化させ、明るく住みよいまちづくりを推進するための市民交流施設で、コミュニティ活動の場を提供し、地域連帯及び交流意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、多目的ホール、調理室、図書室、体育館等がある。

設置状況

(R5.4.1)

名 称	住 所	開設年月	構 造	延 面 積	4 年 度 利 用 者
三重地区市民センター	畝刈町 28 番地 7	平15.4	鉄骨造 2 階建	m ² 1,674.79	人 37,780
琴海さざなみ会館	琴海形上町 1849 番地 4	平12.6	鉄骨造平家建	580.00	6,974
琴海南部しらさぎ会館	西海町 1560 番地 9	平17.12	鉄骨造 2 階建 (本館・別館)	1,480.84	13,808
南部市民センター	末石町 162 番地	平19.4	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,520.36	32,404
古賀地区市民センター	古賀町 948 番地 1	平19.11	鉄骨造 2 階建 (第 1 棟)、鉄骨 造 1 階建 (体育館)	1,434.34	26,932

ふれあいセンター

ふれあいセンターは、地域住民が自主的に学び活動することの中から、温かい人間関係をつくり、明るく住みよいまちづくりのための公民館類似施設で、地域住民の教養の向上、文化の振興及び福祉の増進を図り、多世代交流、地域連帯意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、調理室、図書室等がある。

設置状況

(R5. 4. 1)

名 称	所在地	開設年月	構 造	延 面 積	4 年 度 利 用 者
小 島 地 区 ふれあいセンター	愛宕 3 丁目 10 番 2 号	昭62. 10	鉄筋コンクリート造 3 階建	m ² 865.70	人 15,439
緑 が 丘 地 区 ふれあいセンター	白鳥町 3 番 9 号	平元. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	556.30	20,425
戸 町 地 区 ふれあいセンター	戸町 2 丁目 4 番 39 号	平 2. 4	鉄筋コンクリート造 3 階建	582.11	12,264
滑 石 地 区 ふれあいセンター	滑石 5 丁目 5 番 77 号	平 3. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,004.05	49,786
仁 田 佐 古 地 区 ふれあいセンター	稲田町 12 番 14 号	平 5. 4	鉄筋コンクリート造 3 階建	631.54	9,273
三 川 地 区 ふれあいセンター	三川町 1221 番地 70	平 6. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	693.05	11,257
淵 地 区 ふれあいセンター	富士見町 6 番 6 号	平 8. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	662.67	21,451
横 尾 地 区 ふれあいセンター	横尾 2 丁目 15 番 10 号	平 9. 1	鉄筋コンクリート造 2 階建	693.77	12,778
ダ イ ヤ ラ ン ド ふれあいセンター	ダイヤモンド 4 丁目 1 番 1 号	平11. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	650.88	32,131
小 江 原 地 区 ふれあいセンター	小江原 3 丁目 20 番 10 号	平12. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	559.93	24,051
桜 馬 場 地 区 ふれあいセンター	桜馬場 1 丁目 1 番 5 号	平14. 4	鉄骨造 3 階建	880.48	27,919
山 里 地 区 ふれあいセンター	高尾町 4 番 10 号	平15. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	663.92	30,230
西 北 ・ 岩 屋 ふれあいセンター	西北町 13 番 13 号	平15. 4	鉄骨造 3 階建のうち 2 階・3 階部分	660.92	15,060
橘 地 区 ふれあいセンター	かき道 2 丁目 45 番 20 号	平16. 4	鉄骨造 2 階建	689.94	22,542
浦 上 駅 前 ふれあいセンター	岩川町 7 番 1 号	平20. 4	鉄骨造 3 階建	1,009.95	26,476
上 長 崎 地 区 ふれあいセンター	片淵 1 丁目 13 番 13 号	平25. 4	鉄骨造 2 階建	775.40	30,940
式 見 地 区 ふれあいセンター	式見町 357 番地	平29. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 2 階部分	653.77	5,628
木 鉢 地 区 ふれあいセンター	木鉢町 2 丁目 228 番地 6	平29. 10	鉄筋コンクリート造 2 階建	427.92	10,110

土井首地区 ふれあいセンター	柳田町 45 番地 3	平29. 10	鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 2 階部分	711. 41	17, 020
晴海台地区 ふれあいセンター	晴海台町 41 番地 2	平29. 10	鉄筋コンクリート造 2 階建	774. 50	11, 524
小ヶ倉地区 ふれあいセンター	小ヶ倉町 2 丁目 21 番地 2	平30. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	504. 89	16, 605
深堀地区 ふれあいセンター	深堀町 5 丁目 182 番地	平30. 4	鉄筋コンクリート造 3 階建のうち 2 階・3 階部分	638. 31	8, 420
手熊地区 ふれあいセンター	手熊町 1291 番地 1	平31. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	307. 49	1, 352
蚊焼地区 ふれあいセンター	蚊焼町 3020 番地 1	令 2. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 1 階部分	534. 00	10, 090
日見地区 ふれあいセンター	界 2 丁目 1 番 19 号	令 3. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	693. 00	19, 828
茂木地区 ふれあいセンター	茂木町 75 番地 10	令 3. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 2 階部分	650. 70	13, 476
野母崎樺島地区 ふれあいセンター	野母崎樺島町 459 番地 2	令 3. 4	鉄筋コンクリート造 平家建	342. 71	1, 826
出津地区 ふれあいセンター	西出津町 2794 番地 1	令 3. 4	鉄筋コンクリート造 平家建	813. 43	3, 423
大浦地区 ふれあいセンター	下町 1 番 13 号	令 5. 4	鉄筋コンクリート造 3 階建	367. 56	-
脇岬地区 ふれあいセンター	脇岬町 3309 番地	令 5. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	684. 00	-

消防行政の現況

長崎市の消防体制は、昭和 23 年 3 月に自治体消防を発足して以来、複雑多様化する災害に対応するため、消防施設、機械、消防水利の充実に努めるとともに幾多の組織改編がなされ、現在では消防局管内（1 市 2 町）に 3 消防署、16 出張所、2 派出所を配置し、警防活動を実施している。

救急活動においては、高齢化社会に対応した救急体制、救助活動においては、各種災害や地震等の広域的な大規模災害にも対応できる体制の充実に努めている。

さらに、住宅防火対策の推進を行うとともに、地域における防火防災訓練の実施の働きかけや市民防火組織の育成など、地域の防火防災力向上に取り組んでいる。

1 消防体制

(1) 各消防署の管轄区域



(R5. 5. 1)

凡 例	長崎	受託町	計
消防局	1		1
消防署	3		3
出張所	15	1	16
派出所	2	0	2
管内人口(人)	398,747	69,350	468,097
管内世帯数(世帯)	205,395	30,406	235,801
管轄面積(km ²)	405.86	49.67	455.53

(2) 消防機械の保有配置状況（受託町を含む。）

(R5. 4. 1)

種別 所属別	車両合計	ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご自動車	化学消防車	救急工作車	指揮調査車	救急自動車	高規格救急車	消防艇	査察広報車	人員搬送車	資機材搬送車	重機・重機搬送車	燃料補給車	積載車	その他	小型動力ポンプ
		C D I																
合計	224	57	3	4	1	4	8	1	18	1	7	1	2	1	1	111	5	111
消防局	11						1				3	1	2	1	1		2	
中央署	本署	9		1	1		1	2		2		1					1	
	出張所	9	5		1					3								
北署	本署	9		1	1		1	2		2		1					1	
	出張所	12	7							4		1						
	派出所	2	2															
南署	本署	9	1		1	1	1	2		1	1							1
	出張所	8	4						1	3								
非常用(常備)	10	3	1			1	1		4									
消防団	145	34															111	111
非常用(非常備)	1	1																

(3) 消防水利状況（受託町を除く。）

(R5. 4. 1)

総計	公設 消火栓	私設 消火栓	公設 防火水槽	私設 防火水槽	その他
5,797	3,901	234	1,312	197	153

令和4年度中の整備状況（受託町を除く。）

水利種別	新設	取替	撤去
消火栓	2 (2)	52	4
防火水槽	5 (5)		2
合計	7 (7)	52	6

※ () 内書きは、開発行為により設置した消防水利を示す。

(4) 消防相互応援協定等

名 称	締結年月日	協 定 市 町 村	応 援 内 容
長崎市と長崎海上保安部の船舶火災の消火に関する業務協定	(昭25.6.5) 昭46.1.11改正	長崎海上保安部	火災（協定区域内に火災が発生又は発生のおそれのある場合の消防活動）
長崎県広域消防相互応援協定	昭51.4.1	佐世保市、県央地域広域市町村圏組合、島原地域広域市町村圏組合、平戸市、松浦市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市	火災、救急救助 その他の災害
消防団の消防相互応援協定	昭51.11.15	長与町、時津町	火災、その他の災害

2 予防行政

(1) 予防査察及び消防同意

建築物には、火災から人命を守るため、その規模や用途に応じて消防用設備等が設置されている。建築物の関係者に対し防火管理の徹底及び消防用設備等の適正な維持管理の推進を図るため、これらの建築物に立入検査（予防査察）を実施している。

また、建築物を設計する段階において、消防用設備等が法令どおりに設置されているかの審査（消防同意）を行い、竣工時には、設置検査（完成検査）を実施している。

防火対象物数及び査察件数 (令和4年度中)

対象物数	14,750 件
査察件数	5,457 件

消防同意処理状況 (令和4年度中)

同意件数	579 件
------	-------

(2) 住宅防火対策の推進

令和4年中に発生した火災116件のうち、建物火災は64件となっており、そのうち約7割が住宅火災となっている。また、過去5年間において、住宅火災による死者の約6割が高齢者となっている。

消防局では、住民の防火意識と共助の精神の高揚を図り、住宅火災による死者をなくすため、斜面地の高齢者家庭を中心とした消防団員による防火訪問（778件）や各種防火指導を通して、火災予防についての助言や住宅用防災機器等の普及促進を図り、地域に根ざした住宅防火対策を推進している。

(3) 地域の防火防災力向上のための取組み

住民の防火防災意識の向上と地域に根ざした防火防災体制の構築を図るため、市内の地域コミュニティ連絡協議会等に対して訓練実施の働きかけを行うなど地域の防火防災力向上のための取組みを行っている。

地域の防火防災訓練実施状況 (令和4年度中)

	回数	参加人員
地域コミュニティ連絡協議会	15	5,699人
連合自治会	8	739人
自治会	32	687人
合計	55	7,125人

(4) 危険物の規制

危険物製造所等は、災害の規模態様から他に与える影響が大きいため、一般建築物に比べさらに厳しく規制されている。規制の内容としては、危険物製造所等に係る許可と保安管理に係る監視である。

危険物施設現況 (R5. 4. 1)

区分	製造所	貯蔵所							取扱所				
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所
施設数	1	82	98	35	117	2	133	29	148	5	7	92	1
小計	1	496							253				
合計		750											

(5) 火薬類の規制

火薬類は、その危険性に鑑み、製造、販売、貯蔵、消費をすべて許可制として規制を行い、また、火薬類を消費する者への譲受・譲渡についても許可制として、保安に関する規制も含めて法律の上で徹底した管理が行われている。

許可等施設数

(R5. 4. 1)

件 名		件 数
火薬類販売許可施設	競技用紙雷管のみの販売	4
	その他	5
火薬庫等施設	火薬庫	4
	市長が指示する安全な場所	29

(6) 市民の防火組織

複雑多様化する社会環境の中で、火災等の災害から市民を守り、安全で安心な暮らしを確保するためには、消防・防災業務に対する市民の理解と協力が必要である。

本市においては、次のような防火組織が結成され、それぞれ火災予防等の啓発活動を積極的に展開している。

市民防火組織

(R5. 4. 1)

種 別	組 織 数	構 成 員 数
婦 人 防 火 ク ラ ブ	302	29,543 人
少 年 消 防 ク ラ ブ	38	1,606 人
幼 年 消 防 ク ラ ブ	94	8,582 人
自 衛 消 防 隊 (連絡協議会入会事業所)	204	—
危 険 物 安 全 協 会	96	—

3 消防職・団員の活動状況と処遇

(1) 各種災害の出動状況（消防団は受託町を除く。）

(令和4年中)

災害種別		発生件数	機関別	出動件数(件)	出動台数(台)	出動人員(人)
火災出動		116	局・署	115	589	2,091
			団	48	136	1,466
			小計		725	3,557
警戒 出 動	誤報火災	2	局・署	2	8	26
			団	1	4	60
	虚報火災	0	局・署	0	0	0
			団	0	0	0
	自火報鳴動事故	249	局・署	249	248	922
			団	0	0	0
	住宅用火災警報器 鳴動事故	19	局・署	19	19	73
			団	0	0	0
	電気事故	17	局・署	17	18	67
			団	0	0	0
	ガス漏れ事故	10	局・署	10	28	87
			団	0	0	0
	油流出事故	35	局・署	35	37	130
			団	0	0	0
	AED救急	1,047	局・署	1,047	1,071	3,807
			団	0	0	0
救急支援	363	局・署	363	384	1,338	
		団	0	0	0	
へり支援	98	局・署	98	99	393	
		団	0	0	0	
その他の事故	133	局・署	133	210	716	
		団	3	6	29	
計	1,973	局・署	1,973	2,122	7,559	
		団	4	10	89	
		小計		2,132	7,648	
合計	2,089	局・署	2,088	2,711	9,650	
		団	52	146	1,555	
		小計		2,857	11,205	

※ AED救急とは、心肺停止又は心肺停止の恐れがある救急事案で、救急隊より早く現場着
できるAEDを積載した消防隊による出動

(2) 消防職員の各種手当

(R5. 4. 1)

手当名	支給基準	金額 (円)	摘 要
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜勤務1回につき 全部 1,100 2H以上 730 2H未満 410	
荒天時作業手当	巡回監視	日額 710	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止された道路、湾岸施設等での作業に限る
	応急作業又は応急作業のための災害調査	日額 1,080	
	災害警備遭難救助	日額 840	消防局の職員に限る
感染症防疫等業務手当*	感染区域からの搬送	日額 3,000	消防局の職員に限る
	搬送時の触診又は救命措置	日額 4,000	

※R5. 5. 24 廃止

(3) 消防団階級別人員・年額報酬・出勤報酬

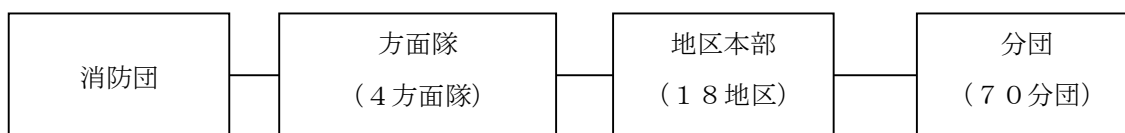
(R5. 4. 1)

区 分		合 計	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	副部長	班 長	団 員
人員	定員(人)	2,944	1	18	89	89	241	218	606	1,682
	現員(人)	2,391	1	18	89	84	225	194	492	1,288
年額報酬(円)			82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,500	37,000	36,500

(R5. 4. 1)

出勤報酬	水火災又はこれらに類する災害の警戒、防ぎよ等の業務に従事した場合	日額 8,000 円
	上記を除く、警戒、儀式、訓練その他の消防業務に従事した場合	日額 4,000 円

※ 消防団の組織



火 災

近年、火災等の災害は複雑多様化していることから、災害規模に応じた消防隊の出動を迅速かつ的確に行うため、災害種別ごとに出勤区域の指定や出勤小隊の編成などを定めた出勤計画を策定している。

また、気象、道路状況及び停水等の活動障害並びに大規模火災に発展することが予想される施設や地域に対しては事前対策となる警防計画の策定とあわせて、様々な想定訓練の実施により、火災発生時の被害軽減と効果的な警防活動の確立に努めている。

1 火災発生状況

令和4年中の火災発生件数は116件で、前年の106件に比べ10件増加している。

出火頻度は、3.1日（前年3.4日）に1件の発生であり、出火率（人口1万人あたりの出火件数）は2.45（前年2.21）となり、前年より0.24増加している。

火災発生件数・損害額 (令和4年中)

火災種別	建 物	車 両	林 野	船 舶	航空機	その他	合 計
件 数(件)	64	11	3	1	0	37	116
損害額(千円)	312,660	6,040	0	900	0	148	319,748

原因別火災発生件数（上位5位まで） (令和4年中)

	1 位 たき火	2 位 電気器具・配線	3 位 たばこ	3 位 こんろ (食油発火含む)	5 位 放火 (疑い含む)
件数(件)	22	16	13	13	8

火災発生の多い(少ない)月、曜日、時間帯 (令和4年中)

多い月	3月(14件)	少ない月	6月(4件)
多い曜日	水曜日(22件)	少ない曜日	月曜日(13件)
多い時間帯	10時～12時、16時～18時 (17件)	少ない時間帯	2時～4時、6時～8時、 20時～22時(6件)

救 急

長崎市の救急業務は、昭和 24 年 6 月に消防サービス業務として開始したが、昭和 38 年に法制化され、現在では消防局管内（1 市 2 町）に 15 台の救急自動車を配置し、救急隊員 118 人で実施している。

救急業務には、医学的な専門知識と高度な応急処置技術が求められているが、医療機関と連携したメディカルコントロール体制を充実させるため、救急業務高度化の推進、救急隊員に対する教育体制の充実、及び応急手当の普及促進を重点に事業を推進している。

1 救急出場の状況

令和 4 年中の救急出場件数は 28,788 件、搬送人員 25,117 人で、前年に比べ出場件数は 3,059 件増加しており、搬送人員は 2,173 人増加している。

これを人口割で見ると、全住民（1 市 2 町 474,336 人）の 16.5 人に 1 人が救急車を要請し、18.9 人に 1 人が搬送され、1 日平均 78.9 件出場、68.8 人を搬送したことになる。

救急出場件数及び搬送人員

（令和 4 年中）

事故種別	急病	一般負傷	交通事故	自損行為	労働災害	運動競技	加害事故	火災	水難事故	自然災害	その他	合計	
出場件数（件）	18,597	5,026	1,044	233	148	100	64	42	12	1	3,521	28,788	
搬送人員（人）	15,817	4,578	870	157	142	96	46	9	7	0	3,395	25,117	
搬送人員（内訳）	高齢者	10,969	3,691	306	25	37	4	9	4	5	0	2,515	17,565
	成人	4,033	649	517	129	104	19	35	5	2	0	701	6,194
	少年	354	104	35	3	1	73	2	0	0	0	43	615
	乳幼児	454	134	12	0	0	0	0	0	0	0	68	668
	新生児	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	75

2 応急手当普及啓発体制の充実

救急車到着までの市民等による応急手当の実施は、救命率向上に非常に重要であるため、普及啓発活動に取り組んでいる。なお、市職員についても平成 20 年度に約 2,300 人を対象に応急手当講習（0 予算事業）を行い、平成 24 年度からは新規採用職員全員を対象としている。

さらに、平成 25 年度から市内の中学 1 年生を対象として、心肺蘇生法の実技等を学ぶ「スクール救命サポーター育成事業」を行っている。

応急手当講習会の実施回数及び受講者数

（令和 4 年度中）

上級救命講習		普通救命講習		応急手当講習	
実施回数	受講者	実施回数	受講者	実施回数	受講者
4 回	60 人	148 回	1,605 人	262 回	8,195 人

スクール救命サポーター育成事業の実施校数及び受講者数

（令和 3 年度中）

平成 25 年度からの実施校総数		平成 25 年度からの受講者総数	
	令和 4 年度 実施校数		令和 4 年度 受講者
328 校	24 校	29,875 人	2,004 人

救 助

救助に係る高度な専門教育を受けた隊員と、高度かつ専門的な機能を有した資機材及びこれらの資機材を搭載した車両からなる、高度救助隊、特別救助隊を配置している。

地震や土砂災害など全国的に大規模・複雑多様化している災害に対応するため、国や県と連携しながら救助体制の充実を図っている。

1 救助出動の状況

令和4年中の救助出動件数は191件、救助人員は140人で、昨年と比べ救助出動件数は4件減少し、救助人員は4人増加している。

救助出動件数、活動件数及び救助人員

(令和4年中)

事故種別	建物等による事故	交通事故	水事	難事故	火災	機械による事	自然災害	ガス及び酸欠	破裂事故	その他の事故	合計
出動件数(件)	92	34	12	7	4	1	1	0	40	191	
活動件数(件)	78	21	9	7	3	1	1	0	35	155	
救助人員(人)	63	24	7	5	5	2	1	0	33	140	

2 救助隊の体制

人命救助に関する専門的な教育を受けた隊員で編成される高度救助隊及び特別救助隊、水難事故に対応する水難救助隊、土砂災害により要救助者が発生した場合などに対応する土砂災害救助隊、化学防護服等の特殊災害対策用資機材を配備した特殊災害救助隊を編成するなどして、各種災害に対応している。

3 地震等大規模災害への広域的な対応

阪神淡路大震災を契機に地震等の大規模災害が発生した場合に広域的な救援体制を迅速に構築するための緊急消防援助隊が全国の消防本部により編成された。本市は長崎県の代表消防機関として、県大隊指揮隊、救助小隊、救急小隊、県統合機動部隊、土砂・風水害機動支援部隊、NBC災害即応部隊等の合計28隊110人を緊急消防援助隊へ登録し、大規模災害に対応した体制の充実に努めており、これまでに県大隊として、4回の派遣実績がある。

また、海外で発生した大規模災害に対応する、国際消防救助隊に6人の隊員を登録している。

緊急消防援助隊派遣実績

災害名	派遣期間	派遣場所	派遣隊数及び人員	派遣
東日本大震災	平成23年3月14日～24日	岩手県久慈市他	4隊16人	1次派遣
熊本地震	平成28年4月14日～25日	熊本県益城郡他	20隊79人	1次派遣～4次派遣
九州北部豪雨	平成29年7月6日～25日	福岡県朝倉郡他	33隊134人	1次派遣～7次派遣
熊本南部豪雨	令和2年4月4日～7日	熊本県八代市他	9隊39人	1次派遣～2次派遣

通 信 指 令

通信指令業務は、市民からの 119 番緊急通報を受ける最初の窓口として、通報内容に応じた出動隊の選定、出動指令、現場情報の収集や活動支援などの業務を行っている。

最新の情報通信技術を集積した高機能消防指令管制システムを導入し、119 番通報受信体制の充実、消防隊の現場到着までの時間短縮及び大規模災害対応能力の向上を図っている。

1 119 番通報の受信状況

長崎市消防局管内の令和 4 年中の 119 番通報の受信件数は 43,291 件で、平均すると 1 日約 119 件、12 分に 1 件の割合で通報を受信している。

119 番通報受信件数

(令和 4 年中)

種別	緊急通報						緊急通報以外						合計
	火災	救急	救助	警戒	警察 電話	転送 回線	問合 わせ	間違 い	悪戯	試験	訓練	その 他	
件数 (件)	241	28,374	73	960	3,418	159	2,286	3,246	634	1,945	1,286	669	43,291
割合 (%)	0.5	65.5	0.2	2.2	7.9	0.4	5.3	7.5	1.5	4.5	3.0	1.5	100

2 119 番通報受信体制の充実

(1) 総合消防情報システム

119 番通報の受信から消防隊の出動までを円滑、迅速に行うことができる「高機能消防指令管制システム」、消防が管理する情報を災害現場活動に活かすための「消防情報支援システム」の 2 つのシステムを一体化した「総合消防情報システム」を運用し、各種災害に対応している。

(2) 聴覚障がい者等への対応

聴覚や言語機能に障害があり、口頭による 119 番通報が困難な方からの F A X や電子メールによる通報を受信できる機能に加え、G P S を搭載したスマートフォン等から通報を行う「N E T 119 緊急通報システム」を導入し、音声によらずに 119 番通報できる体制を構築している。

(3) 外国人への対応

日本語を話すことができない外国人からの 119 番通報に対し、通訳業者を介しながら、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語及びベトナム語の 7 か国語による通報を受信できる体制を整備している。

3 救急要請時における救命率向上のため取組

救急要請受信時に、その場に居合わせた人による効果的な応急手当を誘導し、救命率向上につなげるため、高度な救急知識を有する救急救命士を指令課に配置するとともに、定期的に指令課員へ応急手当等に関する研修会を実施し、口頭指導のスキルアップに努めている。